

農業協力

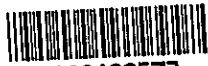
No.

部内参考資料

Nepal Chitwanにおける農業

海外技術協力事業団
農業協力部

JICA LIBRARY



1060462L7J

国際協力事業団

受入 月日	84. 3. 22	116
登録NO.	1262	81
		AF

凡 例

1. ネパールで使われている暦はビクラム暦と呼ばれ、西洋暦とは異なる。西洋暦にて表示すれば次の通りである。

ネパール年度 : 4 月中～翌年 4 月中

ネパール会計年度 : 7 月中～翌年 7 月中

ネパール月 : 月半～翌月半

中(半)とは15日前後という意味で、ネパール暦では月始めが一定でない。

2. 本文中 REMF とあるのは東京農業大学ラプティ実験指導農場 (Rapti Experimental and Model Farm of Tokyo University of Agriculture) のことである。

3. 本文中 REMF 農家実態調査とあるのは次の要領にて行なった調査のことである。

調査時期 : 1971年5月～6月

調査対象地域 : Chitwan 郡 Gitanagar 村 Ambrebasty
Chitwan 郡 Kolyanpur 村 Krishinapur

調査方法 : Ambrebasty においては選挙人名簿より40%を抽出した。

母集団65戸、抽出戸数28戸。

Krishinapur においては区域内の戸数を地図上に落とし、それより34%を抽出した。

母集団113戸、抽出戸数38戸。

調査主体 : REMF

調査は REMF 職員清水哲夫、坪井伸広によって行なわれた。

序

ネパール、それはヒマラヤの国として知られているが、人々の生活はヒマラヤ（観光収入）によって成り立つものではない。国民の約90%が農業に生活の基盤を置く農業国である。ネパールの輸出総額の大半は農産物によって占められている。その農業は「耕やして天に至る」という形容そのものの山岳地農業とヒマラヤの雪渓を北に眺め、南は国境を越え遠くヒンディア山脈までつくガンジス大平原の一部たるTarai（平地）の農業とに大きく分けることができる。ネパールは山国であるが、Tarai農業が農業生産に占める位置は山岳地農業より高い。

ネパールが農業国であり、そこに広大な亜熱帯のTaraiがあることはあまり知られていない。ましてTarai農業は知られていない。島田は1965年9月から1971年2月までの6年半、坪井は1970年9月より'71年8月までの1ヶ年このTarai農業を体験する機会に恵まれた。この機会を利用して日本にあまり紹介されていないTarai農業を紹介し、併せてネパール農業分析への第1歩としようとするものである。

筆者らは東京農業大学ラブティ実験指導農場の運営に当たったものであり、本格的なChitwanの実態調査を特に行ったものではない。従って正確に紹介することはとうてい不可能であるが、知り得た範囲のことのみをこゝに紹介するものである。こゝでは農業協同組合、行政、社会制度については何も紹介できなかった。次回に報告したいと思う。又農業の技術的な側面については今後東京農業大学ラブティ実験指導農場に参加した他のスタッフにより報告される予定である。

Chitwanをこゝに選らんだのは、筆者らにTarai農業体験の機会を与えてくれた東京農業大学ラブティ実験指導農場の所在地であるばかりでなく、Chitwanがネパールでも1、2を争う穀物の生産地であるからである。

この報告書作成にあたっては東京農業大学農業拓殖学科の諸先生方からご指導をいただきました。特に同大学栗田匡一先生と場員各位から多大の援助を賜わった。こゝに深く感謝の意を表したいと思います。なお全て身に余るご指導

ご援助であり、それを十分生かすことができなかつたのはひとえに筆者らの責任であり、おわび申し上げたいと思います。

昭和47年2月

海外農業開発財団

坪井伸広

海外技術協力事業団特別嘱託

島田輝男

目 次

第 I 部

序

I Chitwan の農業立地と農民…………… P P . 1 ~ 1 7

1. 自然的立地
2. 産業構成
3. 農業生産
4. 社会的環境
5. 農民の生活

II Chitwan における土地所有関係…………… P P . 1 8 ~ 2 4

1. ネパールの土地所有制度
 - ① Raikar 制度 ② Birta 制度 ③ Jagir 制度 ④ Rakam 制度
 - ⑤ Guthi 制度
2. 土地改革
3. Chitwan の開拓と土地所有関係

III Chitwan 農業における階層関係…………… P P . 2 5 ~ 3 8

1. 階層の事例
 - ① 地主及び直営農場主 ② ライスミル・商人 ③ 自作農
 - ④ 小作農 ⑤ 農業労働者
2. 地主小作関係
 - ① 小作料 ② 生産財の提供と費用の分担 ③ 小作権その他
3. 自作農・農業労働者の関係
 - ① 給与 ② 常雇いの仕事など
4. 階層分化の動き

IV Chitwan における農業経営の諸形態…………… P P . 3 9 ~ 4 3

1. 労働主体による経営類型の区分

- ① 家族経営 ② その他の経営

2. 水利用による経営類型の区分

- ① 水田経営 ② 畑作経営

V Chitwan における作付方式 P P . 4 4 ~ 5 0

1. 作付を制約する要因

- ① 自然的条件 ② 用水 ③ 市場及び労働力 ④ その他の要因

2. 作付方式

- ① 水稲二期作 ② 水稲単作 ③ 水稲-小麦 ④ 水稲-とうもろこし
⑤ とうもろこし-からしな ⑥ とうもろこし-小麦

第 II 部

VI 農産物の商品化と流通 P P . 5 1 ~ 7 9

1. 販売農産物と価格

- ① 販売農産物 ② 農産物の価格 ③ 販売の時期

2. 流通ルートと取引諸習慣

- ① 流通ルート ② 「仲買人」と穀物商 ③ 輸送と流通
④ 取引諸習慣

3. 農産物の消費市場

4. 農産物価格の地域差と価格変動の相互関係

- ① 価格の地域差 ② 価格変動の相互関係

VII 農業生産財の利用 P P . 8 0 ~ 1 1 1

1. 主要な生産財とその価格

- ① 農具 ② 肥料 ③ 農薬 ④ 種子 ⑤ 農業機械 ⑥ その他
⑦ 価格

2. 生産財の供給ルート

- ① 農業供給公社 ② 貯蓄公社 ③ エージェント ④ 村落委員会
⑤ 農業協同組合 ⑥ 特約商人 ⑦ 鍛冶屋 ⑧ ルート別の供給量と
供給方法

3. 新らしく登場した生産財の利用状況

- ① 改良犁 ② 化学肥料 ③ ポンプ ④ トラクター

VIII Chitwan における農業金融 PP. 117~133

1. 資金の需要

- ① 長期営農資金 ② 短期営農資金 ③ 生活資金 ④ 資金需要の階層的特徴

2. 金融機関と融資の実態

- ① 農業開発銀行 ② 貯蓄公社 ③ 商人・高利貸

I Chitwan の農業立地と農民

1. 自然的立地

ネパール、それはヒマラヤ山脈を背にし、北を中国チベットと、南をインド東北部と境を接する。北緯 $27^{\circ} \sim 30^{\circ}$ 、東経 $80^{\circ} \sim 88^{\circ}$ にある内陸国である。国土14.2万平方キロの70%が山岳地という山岳国である。農地面積は、1.83万haで国土のわずか12.9%にすぎないが、1965-66年には国内総生産額(粗)の66.2%を農林業が生産し、就業人口の93.4%が農林業に従事している。そして1963-64年の輸出総額の67%は食料品と畜産物が占めている農業国である(注-1)。

1,100万の全人口の90%は農業人口である。

Chitwan はネパール中央に位置するNarayani Zone (ナラヤニ圏)の1 District (郡)で南はインドと接する(図-1参照)。このChitwan郡の中で、Narayani河とRapti川及び山岳部に挟まれた地域がこゝで取りあげるChitwan Vallyである。以下ただ単にChitwan と呼ぶとき、それはこのChitwan Vallyを意味するものである。(注-2)(図-2参照)。

ネパールは普通Tarai、Inner Tarai、Hill Regionの三つに地理的に分けられる。Taraiとはガンジス平原の一部であり、インド側とネパール側とを区分するものは何もない。Inner Taraiとはシワリーク山脈という低い山脈によってガンジス平原とへだてられた平地部分である。このInner Taraiは3つあり、ChitwanはそのうちのCentral Inner Tarai(中央内タライ)にある。Central Inner TaraiにはChitwanのほか、西隣りNarayani河を隔てたLumbini 県のNawarपुरも含まれる。内タライであるが故に気候はタライ及びインド北部の平地とは多少異なる所もある。しかし、基本的には同じである。ネパールの全耕地の97.8%は内Taraiを含めたTarai地方にある(注-3)。

Chitwan の気温及び降雨量は本地区内にあるRampur Agriculture Station の記録によれば表-1及び図-3に示す如くである。図表の示

す如く Chitwan はインド北部の気候と同じ気候帯に属し、モンスーンの影響を受け乾季雨季の区分は明瞭である。月別平均気温は5～6月の31.5°Cから12～1月の15.1°Cの間にある。雨量は平均2,156mmを示し、降雨は雨季である6～9月の間に集中している。

Chitwan の大半の農地は海拔200～300mの間にある。西と南にNarayani及びRaptiという大河川があり、乾季にも比較的流量豊かであるが、地区内を流れる小河川は乾季には流量がほとんど零に近くなる。Narayani、Raptiの水も簡単に利用できず、いたずらにインドへ流れ去ってしまう。そして乾季における耕地の乾燥は著しい。

注一 1: これらを説明する文中の数字は下記による。

"Natural History and Economic Botany of Nepal"

1970 pp.1~2

Ministry of Information and Broadcasting H. M. G.
of Nepal

"Agriculture Development in Nepal" 1969 p.12

Pushpa R. Mathama

注一 2: ただし統計図表中におけるChitwan はChitwan郡を意味する。

注一 3: Land Tenure and Taxation in Nepal Volume I p.9

2. 産業構成

Chitwan は1956年に米国の援助を受けてネパール政府が政策的に開拓を始めた新開拓地であり、ネパールの既存の農村とは趣きを異にしている。ここではChitwan の産業構成を見、その中で農業の位置づけを行ないたい。

Chitwan 郡の総人口は1971年6月のセンサスによると1,65,917人であり、10年前の'61年センサス当時の2.6倍に相当する(注一4)。Chitwan の産業といえば、まず農業があげられる。産業別人口の正確な把握は困難であるが、90%近くが農業人口と思われる。農業については

本章第3節にて詳述したい。農業以外の産業をあげれば、農林産物を原料とする小規模工業及び農産物と農民の日常生活品を扱う商業とがあげられるのみである。

工業としては、各地に散在するライスミル、オイルミルと呼ばれる家内工業的な精米搾油所（両者を兼ねることが多い）と、かつてはChitwanを原木供給地とし今はNarayani河の河向うのNawarpur Districtを原木の供給地とする小規模製材所（乾季のみ営業）、酒類を製造する醸造所及び甘蔗処理工場がそれぞれ1つあるのみである。その中でも規模の大きいものは甘蔗処理工場である。精米、搾油も兼業するが、黒砂糖と粗糖（試作品程度の小量）を生産する。その製品はChitwan内で大半が消費される。常雇い従業員は6人、動力は38HP及び47HPのディーゼル（内一つは補助である）、処理能力は85～90ha（ha当たり甘蔗収量44トン）である。

この農民のほとんどは自家消費用の米、からしな及び小麦を全てライスミルにて製粉精米、搾油しており、自家加工をしない。重要な労働手段である農具は村の鍛冶屋で生産される。Chitwan最大の町Narayanighatには家内手工業であることには変わりないが、村の鍛冶屋より多少規模の大きなものが数軒ある。またここでは黒砂糖も農民によって自家生産されていない。酒は広く自家醸造されている。

商業の中でも規模の大きいのは穀物商と生地商である。彼らの内には全国的な規模のものや、インドに本店を持つものもある。商業の中心地はNarayanighatでそこには穀物商、生地商が夫々30軒、9軒ある。その他の商業をら列すれば次の如くである。

食料品、飲料品商、飲食店、金物商、日用雑貨商、はきもの商、貴金属加工商、燃料販売商、薬品商、本屋、青果物商など。

道路は1960年アメリカの援助によりHitawra(Birganj-Kathmandu)道路上の町、Birganjより北へ約60km)とNarayaniの間に2車線の道路が完成した。これによりバスならBirganjへ直通で4.5～5時間、KathmanduへはHitawra乗り換えて計11～12時間で行くことがで

きる。現在地区外と結ぶ道路はこの1本のみである。山岳部へは山道があるが車の通行は不可能である。雨季の間、しばしば大雨があり、橋が流されて不通になることはあるが、ほぼ周年利用可能である。

Narayanighat から東へ約1～1.5 kmのBharatpurに、郡庁及び、政府の出先機関がある。またここには飛行場があり乾季(10～5月)には毎日Kathmandu及びPokharaへ1便飛ぶ。雨季の間は飛行場がぬかり飛行不可能である。

注一4：1961年センサスではChitwan郡の人口67,882人である。
(統計局1961年センサス集計表より)

3. 農業生産

Chitwanは開拓地であり開拓当初は掠奪的な土地利用が行なわれた。今日土地の生産性の低下が畑地で著しい。この段階に至り、ようやく化学肥料の使用をぼつぼつ始めた程度である。ha当りの窒素投与量は1970-71年の肥料販売実績から算出すると3.1 Kg/haである(注一5)。

Chitwanの耕地面積は33,200 haである。(注一6)1968～69年のネパール及びChitwan郡における主要作付面積、生産量、ha当りの収量を表一3に示す。水稻が37,000 haの作付面積、92,500トン(粳)の生産量で作付面積、生産量とも一番多い。水稻に次いで作付面積が多いのはとうもろこしの22,000 ha、油料用種子(大半はからしな)の13,500 haである。水稻のha当り収量は2.50トンとネパール平均の2.04トンを大きく上回る。小麦は5,300 haと水稻作付面積の1/7、とうもろこしの1/4とまだその作付面積は少ないが増加の傾向にある。ネパールの各県における穀物生産量と需要及びナラヤニ県のそれを表一4に示す。表一4で知られるように、Chitwan郡の穀物の余剰はネパール東部のMechi県Jhapa郡の78,651トン(1969-70年)についで64,066トンであり、Chitwan郡がネパールでも指折りの穀物移出地区であることを知り得る。

Chitwan の農業の経営形態は水稻を中心とする水田経営が多い。水稻を作り得ない処では穀物を中心とする畑作経営である。又自作農創設を目的とした開拓地であり、自作農が多く、自作地は80%と推定されている。

注一五：農業供給公社 Bharatpur 支店の1970-71年の肥料供給量
(A)

複合化成	20-20-0	212,808Kg
硫 安	21%	361,455#
尿 素	45#	1,250#

農業供給公社 Bharatpur 支店の1970-71年の Nawarpur への肥料供給量 (B)

1970-71年度には肥料供給額の16%を Nawarpur に供給

耕地面積 33,200 ha (水路局資料)

(Aのチッソ性分-Bのチッソ性分)/33,200 Kg/ha

注一六：Khagari 水路管理事務所資料による。

地租台帳によれば1970年現在 Chitwan 郡で32,600 ha である。開拓前の1956年には9,721 ha でこれはほとんど山岳地にあると思われ、Chitwan Valley の地租納入地は約22,200 ha 程であろうと思われる。(Chitwan 郡事務所地租台帳及び係官より)

4. 社会的環境

農業を取り巻く各種の社会的環境を要約して列記する(注一七)。

- ① Chitwan 郡庁の予算は1970-71会計年度で歳入679,000Rs(ルピー)、歳出650,000Rsである(表一参照)。
- ② 歳出総額のうち人件費、事務費が全体の42.9%、道路橋の補修事業費が25.2%、農業関係事業費はわずか0.5%である。

- ③ 土地税の税率は地区内全て一率で1 Bigha(約0.68 ha)当り39 Rsである。地租総額は1970-71年にChitwan郡全体で約1,927,000Rsである。
- ④ 郡内には42の村がある。村議会はあるが予算も少なく、小学校の運営管理、道路・橋の補修を主な仕事としている。
- ⑤ 農民組織とでも言うべきGramsamithiと呼ばれる村落公共委員会があるが、準行政機構としての機能しか果たしていない。
- ⑥ かつて各村に農業協同組合が政府の指導の下に作られたが有名無実と化している。現在活動中のものは2組合のみである。この2組合も政府の役人が直接管理している。
- ⑦ Chitwanは新開拓地でもあり、人種的にも、出身地的にも多様である。
- ⑧ 人種的にはアルプス・地中海人種圏に属するもの(通称インド・アリア人、タルーなど)、モンゴロイド圏に属するもの(グルン、タマンなど)とその混血したもの(ネワールが混血と言われる)とがある。*
- ⑨ 出身的にはナラヤニ河の上流の山岳地帯が大半を占めるが、Kathmandu及びその東部からの入植者もある。*
- ⑩ 入植者の中に外地経験者(グルカ兵、出稼ぎ)が多い。
- ⑪ 言語は公用語であるネパール語がほとんど100%通用するが、モンゴロイド系の各種族は特有な言語を持っている。
- ⑫ 宗教はヒンドウ教が多く、信者を擁する。次いで仏教徒が多く、回教徒は少ない。先住民であるタルー族は原始宗教を持っている。
- ⑬ ヒンドウ教は主にアルプス・地中海人種圏の社会集団のものであるがモンゴロイド圏に属する社会集団にも広く浸透している。
- ⑭ 宗教間の抗争はない。
- ⑮ 宗教は日常生活を規制するが他の地区程強くない。*
- ⑯ カースト制はインド農村のような整然たる構成をもたず、上級下級と大きく2つに分けられる。モンゴロイド系は明確ではないが一般にその中間におかれている。カースト間の差別意識も弱い。*
- ⑰ 上級カーストに属するパフン(ブラーミン)、チェットリーが多い。

- ⑮ カーストが農業生産に与える規制も他地区程強くない。例えば、パフンは鉄片のついた犁を使用することができないとされているがChitwanではパフンも自ら使うことが多い。
- ⑯ 異なるカースト間の会食は本来できないのであるが、ここでは会食が行なわれることが多い。
- ⑰ 食生活面におけるカーストの規制も強くない。
- ⑱ 村落内でそのカーストの職業で生活する者はKami と呼ばれる鍛冶屋くらいである。
- ⑳ 家族構成は直系家族を基調としており一家族は平均7人である（注一・8）。
- ㉑ 農家は大きな集落を形成せず散在することが多い。
- ㉒ 畑地帯では井戸を共同使用することが多い。
- ㉓ 日常の農民の交際範囲は狭い。出身母村との交際も続けられている。
- ㉔ 農家世帯主の識字率は60%と高い（注一9）。
- ㉕ 児童の就学状態も概して良い。女子の就学率も他の農村地区より高い。

注一7：*印は下記のものからの引用である。

「ネパール農業開発予備調査報告」海外技術協力事業団
45年9月 p.p.11～12

注一8：REMF実態調査 1971年5月

注一9：REMF実態調査 1971年5月

5. 農民の生活

農民の一日は日の出と共に始まる。起床は5～6時である。食事は農繁期を除けば1日2回である。午前10時に朝食、午後8時に夜食を摂る。所謂お茶は朝仕事に出る前及び午後2時頃に飲むことが多い。この茶の時にはとうもろこしなどを食べることもある。食事は穀物を主食とするものであるが、食べる穀物の割合は水田地帯と畑地帯では異なる。一般に次表のようなことが言われている。

成人1人当り年間穀物消費量

	水田地帯	畑地帯
粳	7 muri (約350Kg)	2 muri (約100Kg)
とうもろこし	1 # (69)	5 # (約345)
小麦	1 # (74)	2 # (148)

資料：REMF 農家実態調査 1971年5月

Kg換算はRampur Agriculture Stationの資料による。

成人が年間に消費する穀物は全て合わせて9 muri で、経営形態によって表の様に異なる。水田地帯では米の摂取量が多く、畑地帯では、とうもろこしが多くなる。(muri : 約90ℓ)。

穀物の料理方法を簡単に紹介しよう。米は炊いて、とうもろこしはひき割にして米と同様に炊くか又は煎って食べる。小麦はその全粒粉からロティーと呼ばれる直径15cm程でうすい(2~3%)円板状のパンを作る。ロティーは焼いて食べるか、油で揚げて食べる。

副食は一般にタルカリと呼ばれる野菜のカレー煮(油を多量に使う)である。使用される野菜(野菜もタルカリと呼ぶ)は、花やさい、きゃべつ、たまねぎ、にんにく、じゃがいも、とまと、なす、とうがらし、うり類などで生食の習慣はほとんどなく、このカレー煮にして食べる。たまねぎ、じゃがいもはChitwan においては自給が困難であってあまり使われてない。この他ダールと呼ばれる豆汁が作られる。これらを米飯又はとうもろこし飯の上にかけて、良く手でまぜて手又はスプーンで食べる。ロティーを食べる場合はそれらをロティーにつける。

肉はヤギ、ニワトリ、水牛が使われるが、月に一度でも食べれば良い方である。鶏卵もあまり食べられない。パフン(ブラーミン)が鶏卵を食べないことにもよるが、鶏を飼育する家は多くない。農民の蛋白源は牛乳(水牛の乳を含めて)である。牛又は水牛が多くの家で飼育されていて、乳が利用できる時はほとんど自家消費される。農民は牛乳やからしな油が重要な栄養源であることをよく知っている。牛乳が飲めない場合は油の使

用量を意識的に増やすことも行なわれる。農繁期には食事の摂取量が多くなり3回取ることが多い。

農作業は乾季の暑い時期には午前6～10時、午後3～6時の間に行なわれる。そして10～11時に食事をとったあと昼寝をすることが多い。比較的涼しい時期には午前10時から午後6時まで、その間とうもろこしなどの間食をする程度で食事をとらずに仕事をする。多くの者は一般にガツガツ仕事をしない。尙Chitwanの重要な農作業暦を表-5に記す。

日常の娯楽は数少なく、トランプ遊びと談話である。トランプには金が賭けられることが多い。各地にある茶店はこのトランプの遊戯場であると共に農民の談話の場所でもある。夜は比較的遅くまでトランプや会話に耽ける。勿論電気はなくランプを使用する。ランプには既製品もあるが、ビンに布を入れ芯を作った様な簡易ランプを使い家が多い。

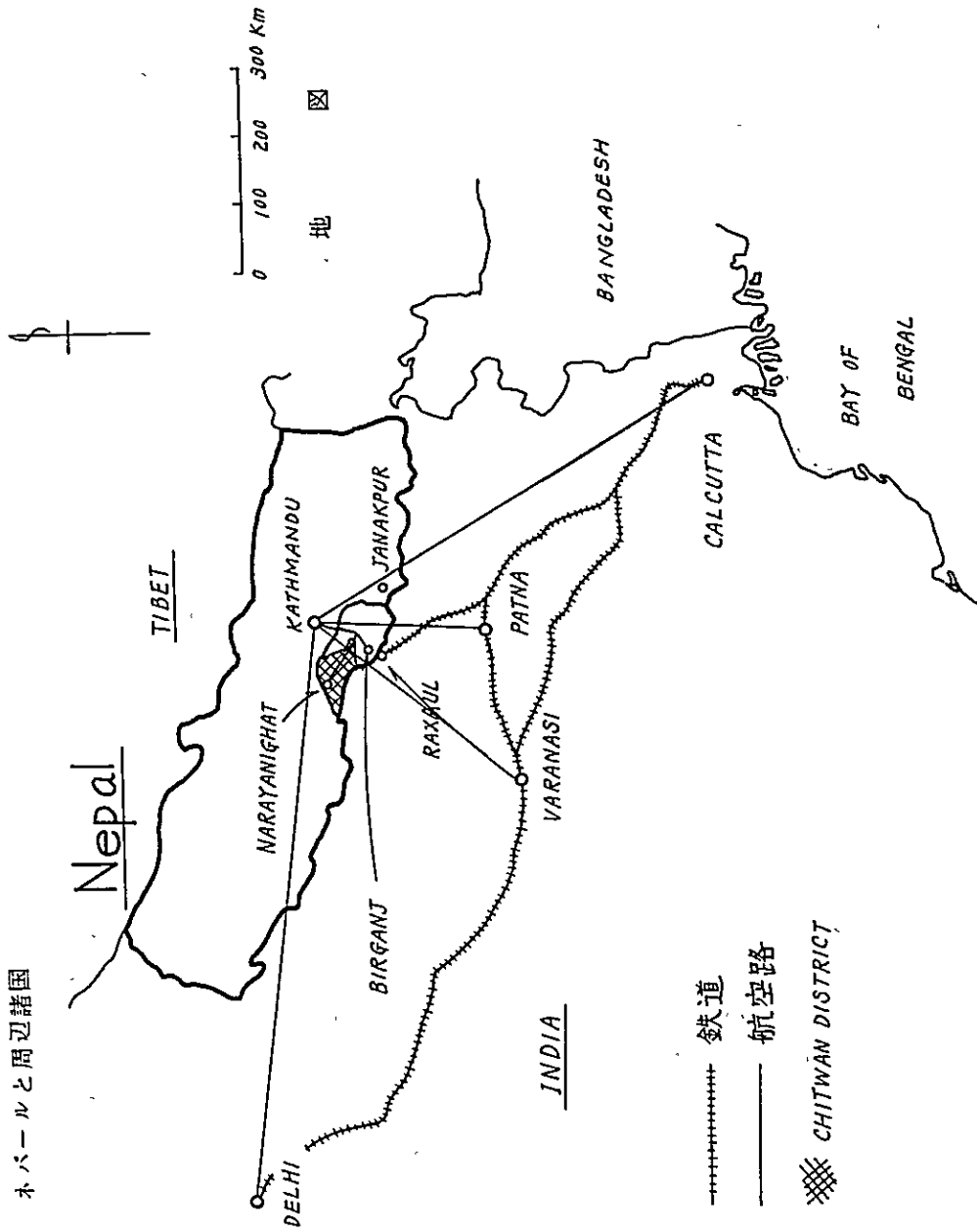
衣類は日常の作業には半ズボン、半そでを着用する。半物を使用するのはそれだけ生地が少なくすむからである。通常1着を3～4ヶ月着て着つぶす。この作業衣の他に別に着換え用として1着持っていれば良い方である。寝具は薄い綿入れの敷ぶとん及び掛ぶとんが使われる。しかし布団を利用する農家は多くない。ムシロ1枚にシーツ1枚という家も多い。ベットを使う家もあるが多くない。

普通の農家は草ぶきの屋根に壁はこれ又草が使われる。床は土間のまゝである。壁に竹、木、草を芯にして土壁にしたものや、レンガを使ったものも多い。家をレンガにすることは農民の一つの夢でもある。最近屋根にスレート、トタンを利用した家がちらほら現われてきた。二階屋も多い。

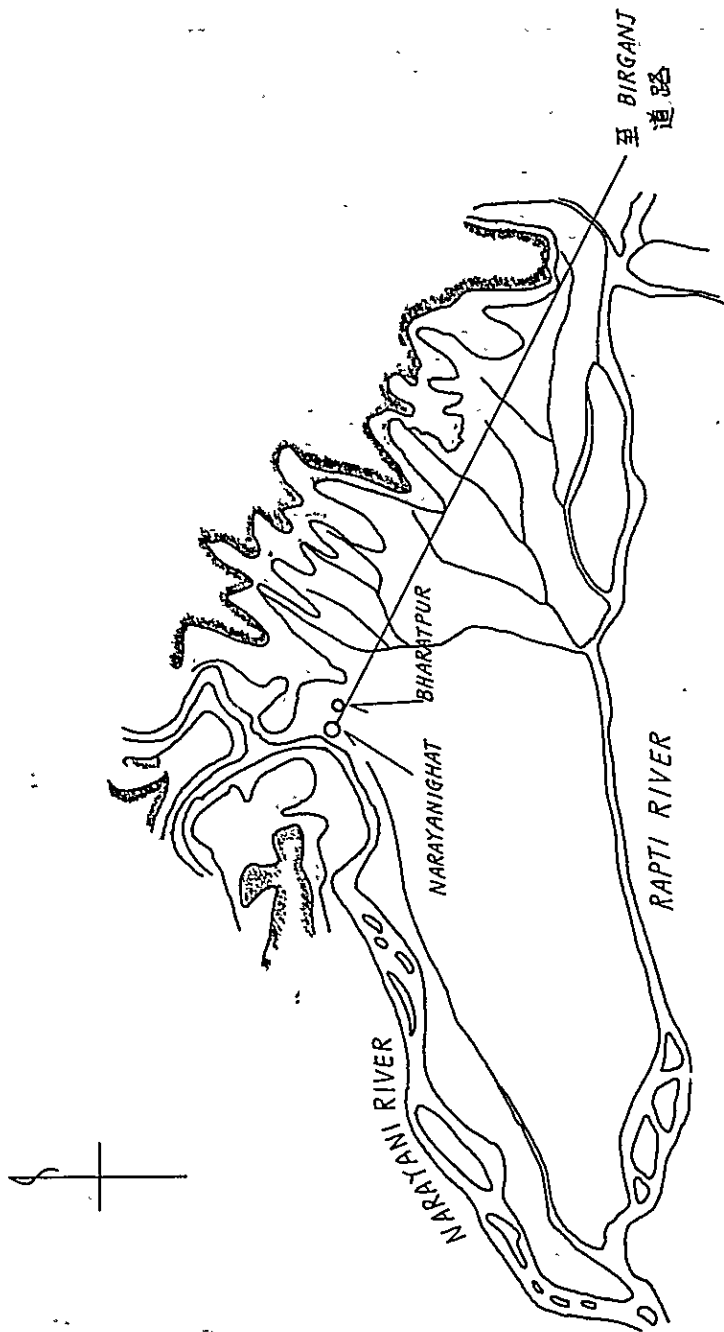
農民が一番金を使う出来事と言えば、冠婚祭と病気である。郡庁所在地であるBharatpur (Narayanighat から東へ1～1.5 km)には国立病院があり無料であるが、薬品代の出費が多い。

各種食料品その他の日常品の物価及び地区内の賃金労働者の賃金を表-6に示す。

図一 尼泊尔と周辺諸國



☒-2 Chitwan Valley



注「ネパール農業開発予備調査報告書」P. 27より

表-1 気温と降雨量 (1958~'66年 9ヶ年平均)

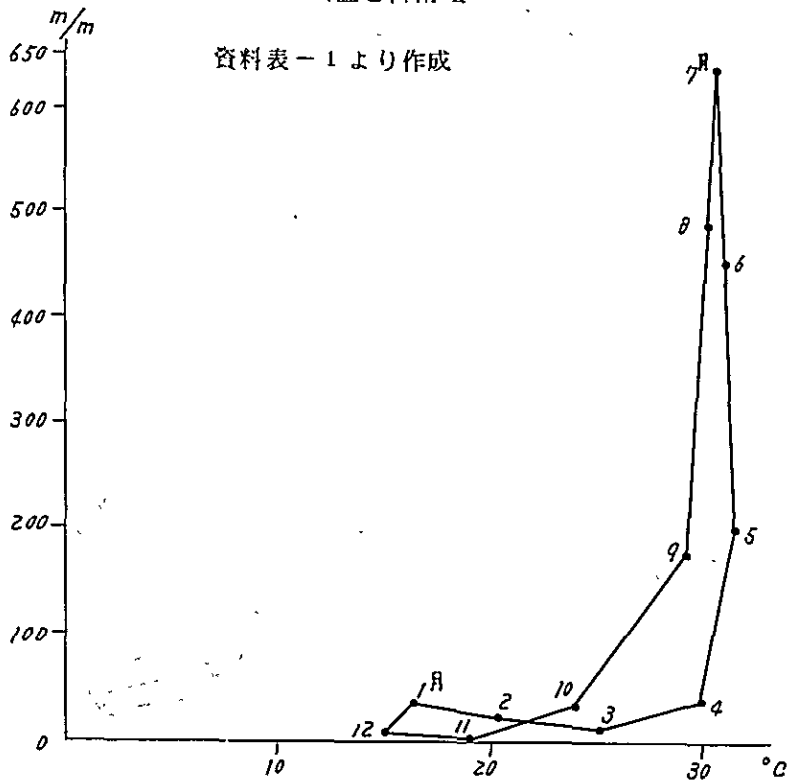
	平均気温			9ヶ年における最高最低		平均降雨量
	平均	最高	最低	最高	最低	
1~2月	16.4°C	25.1°C	7.7°C	31.2°C	0.0°C	34.5 ^{mm} /m
2~3	20.3	29.3	11.2	36.1	3.9	27.3
3~4	25.2	32.9	17.3	40.0	6.1	11.6
4~5	29.9	37.4	22.5	44.5	15.5	56.8
5~6	31.5	37.9	25.1	45.6	15.5	201.7
6~7	30.8	36.1	25.5	42.8	21.1	468.6
7~8	30.2	35.2	25.4	41.1	23.3	651.6
8~9	29.9	34.6	25.3	40.0	21.1	490.7
9~10	29.2	35.0	23.4	41.1	15.7	182.0
10~11	24.2	31.1	17.4	36.7	10.0	34.2
11~12	19.3	27.0	11.6	31.2	3.3	4.3
12~1	15.1	23.1	7.2	30.6	1.1	7.0

資料 Rampur Agriculture Station, Chitwan

計 2,156.3

図-3 気温と降雨量

資料表-1より作成



表—2 Chitwan Districtの歳入・歳出

		項 目	金 額	
歳 入	税 収 入	家屋税	4125ルピー	
		Meal 開設税	27000	
		ラジオ税	1,50000	
		印紙税	3,05000	
		印刷税	25000	
		利子収入	5,00000	
	計	10,11125		
入 附	援助・寄附	開発予算 支出(ネパール政府)	24,87500	
		経常予算 支出(")	42,00000	
		寄附金 ^{*1}	363,13500	
	計	430,01050		
		その他収入	不明	
		合 計	67925891	
歳 出	郡 関	道路・通信	3800000	
		社会事業	30000	
		選挙	6,00000	
		保健衛生事業 ^{*2}	4,00000	
		臨時支出	116,68312	
			計	164,98312
	係	通信連絡	3,32500	
		事務所維持費	6,12500	
		灌漑事業費	3,07500	
		学校建設	4,75000	
飲料水		16875		
		計	17,44375	
		継 続 事 業	47,63750	
		貸 し 付 け	71,00000	
		そ の 他 ^{*3}	279,36727	
		合 計	650,98302 ^{*4}	

*1 穀物の郡外移出などに対して納入される。

2 災害などによる臨時費(道路・橋修理)

3 庁舎内運営費

4 支出総計は580,43164ルピーであるが、この差は不明項目はChitwan郡会計室の区分による。

1970年7月~1971年7月の一年 Chitwan 郡事務所調べ

表一3 Nepal 及び Chitwan の主要作物の作付面積と生産量

1968~1969年

	Nepal 全 国			Chitwan 郡		
	作付面積 ha	生産量 t	ha当り収量 t/ha	作付面積 ha	生産量 t	ha当り収量 t/ha
水 稻	1,138,790	2,321,611	2.04	37,000	92,500	2.50
小 麦	172,935	226,998	1.31	5,300	6,220	1.17
とうもろこし	449,575	899,564	2.00	22,000	46,200	2.10
大 麦	26,295	28,726	1.09	50	48	0.98
ひえ及びそば	94,200	110,689	1.18	800	840	1.05
馬 鈴 薯	42,875	289,857	6.76	1,000	11,000	11.0
油料用種子	97,000	56,800	0.59	13,500	8,437	0.62
甘 蔗	11,670	187,725	16.1	150	2,250	15.0
タ バ コ	8,245	6,296	0.76	160	112	0.70

資：Economic Analysis and Planning Division, MFA, HMG of Nepal

「ネパール農業開発予備調査報告書」O. T. C. A. p.46

表-4 ネパール県別穀物生産量とバランス(1969-70年)

A)	耕地	人口	必要食用	穀物	種子用	飼料用そ	食用穀物	バランス (一印は不足県)
	1,000 ha	1,000 人	穀物量 1,000 t	総生産量 1,000 t	穀物量 1,000 t	の他損失 1,000 t	総生産量 1,000 t	
	(1)	(2)	(3) A	(4) B	(5) C	(6) D	(7) B-(C+D)	(8) B-(C+D)-A
全国計	20916	108244	18763	37232	1059	3612	23746	498256
Mechi 県	1601	5233	896	2743	79	266	1642	74685
Kosi	2175	7829	1375	3166	94	307	1925	54955
Sagarmatha	2525	11758	2089	4170	119	405	2580	49124
Janakpur	2535	11442	2065	4662	132	453	2757	69232
Bagmati	1337	13000	2261	3114	73	238	2186	7440
Gandaki	828	10058	1609	1684	35	165	1247	36227
Dhaulagiri	262	3013	482	533	12	52	417	6504
Lumbini	2459	10516	1852	4215	123	409	2632	78011
Bheri	1455	5691	977	2504	76	243	1609	63203
Karnali	182	2026	324	360	12	35	287	3678
Rapti	880	7828	1294	1736	46	169	1240	5384
Seti	1248	5884	984	1899	66	185	1231	24763
Mahakali	572	3817	628	926	29	90	636	803
Narayani	2911	10149	1928	5521	162	536	3355	142713

B)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	1,000 ha	1,000 人	1,000 t	1,000 t	1,000 t	1,000 t	1,000 t	t
Narayani 県計	2911	10149	1928	5521	162	536	3355	142713
Makwanpur 郡	240	1649	313	544	12	53	391	7735
Chitwan	600	1395	265	1379	32	135	906	64066
Bara	674	2219	422	1338	39	130	765	34381
Parsa	512	1781	338	954	29	93	539	20083
Rautahat	892	3105	590	1304	50	125	754	16448

注: Birganj は Bara 郡に所属する。

首都 Kathmandu は Bagmati 県に所属する。

資料: Economic Analysis and Planning Division, MFA, HMG of Nepal

表-5 Chitwan における主要な農作業暦

4月~5月	小麦刈取り脱穀、とうもろこし播種、除草(併)、陸稲播種、除草 播種のための耕起、推肥散布
5 ~ 6	とうもろこし播種除草、2 回目の除草中耕(併)、3 回目除草、 小麦脱穀、稲の播種(苗代準備含)、陸稲除草
6 ~ 7	水稻播種、田の耕起
7 ~ 8	しこくびえ播種(耕起含)、田植、代掻き、とうもろこし収穫
8 ~ 9	代掻き、田植、とうもろこし収穫調整、とうもろこし跡地耕起 豆類播種、ごま播種、陸稲収穫、田の除草
9 ~ 10	田除草、しこくびえ除草
10 ~ 11	からしな播種、小麦播種、播種のための耕起、施肥
11 ~ 12	稲収穫、豆類収穫、ごま収穫、からしな播種、小麦播種、しこく びえ収穫、耕起、施肥
12 ~ 1	小麦播種
1 ~ 2	からしな収穫、脱穀
2 ~ 3	耕起
3 ~ 4	とうもろこし播種(耕起、施肥含)、小麦収穫

筆者調査事例より 1970. 9~1971. 8

表-6 Chitwan の物価・賃金の事例

筆者調査事例より

A)

項目	単 位	Krshinapur	Narayanighat
砂 糖	1パウ 約145g	0.80ルピー	... ルピー
岩 塩	1mana 約135cc	0.25	0.20
精 米	" "	0.80	0.81~0.94
じゃがいも	1Darni 約2.3Kg	2.50	2.50
たまねぎ	" "	2.25	2.00
にんにく	" "	1.00	0.75
からしな油	1mana 135cc	4.00	3.75
とうもろこし	" "	0.30	0.35
マ ッ チ	小1箱	0.10	...
"	1包	1.10	...
タバコ ガイラー	20本	1.60	...
" アーサー	20本	0.80	0.75
紅茶 ダストティ	100g	2.10	...
鶏 卵	1 個	0.50	0.50

注：Krshinapur - Narayani間約4km 1971年5月30日調べ

B)

項 目	金 額	項 目	金 額
自 転 車	約400ルピー	ビーチサンダル 1足	7~11ルピー
ラ ジ オ	" 400	タ オ ル 1本	4
乾 電 蓄 1コ	1.5	ラ ン プ	11
化粧石けん "	1.0	ディーブ(簡易ランプ)	0.50
映 画 上 席	2.25	トタン板3feet×5feet	65
バ ス 代 Naryanighat	9.00	飛行機運賃 Bharatpur	50
Birganj間140km		Kathmandu	
" Naryani - 20~23			
Kathmandu間220km			

1971年5月現在

C)

項 目	金 額	項 目	金 額
教 員 小学校	月115~155 ^{ルピー}	農家常雇(衣食住付)	年350~450 ^{ルピー}
" 中学・高校	" 200~375	農 業 勞 働 者	日2.5 ~ 3.0
トラクター運転手(衣食住付)	" 250~350		
精米所作業員 (")	" 60~100		

1971年5月現在

II Chitwan における土地所有関係

1. ネパールの土地所有制度

筆者はネパールの土地所有関係について、ごく一部を知り得たにすぎないが、知り得たことをここに紹介し、Chitwan における農業の背景をより明確なものにしたい。そして、Chitwan で行なわれた開拓事業の意義づけを試みる。

土地は基本的には国王に所属するものである(注一1)。生産力の増加につれて、中間介在者が力を貯えるに至り、そこには第二次的な土地の所有関係を見ることができ。また国家による個人への土地賦与が頻繁に行なわれて来た結果により土侯の土地所有も広く見ることができ。ネパール政府は、これら中間介在者を廃止し、土侯の土地所有を廃止して、より“近代的”な土地所有関係を作りあげるべく土地改革を進めている。そういう中で、“近代的”土地所有関係確立の一つの試みとして行なわれたのがChitwanの自作農創設による開拓である。以下代表的な土地所有制度を見てみる(注一2)。

① Raikar 制度

「政府に地租を納入する土地で、かつ政府の土地台帳に記録されている土地」(注一3)に関わる制度である。地租徴収の機構は次の通り。

中央機構	郡機構	下部機構
Department of Land Revenue (Ministry of Finance)	"Male"Office	Jimidar Talukdar

各郡にはMale Office 徴税事務所が置かれている。実際の徴税は、Jimidar (Taraiで)、Talukdar (Hill Regionで)に依託されている処が多い。Jimidar, Talukdar は全くの私的な機構である。国家と農民の間に介在するこれらJimidar, Talukdar は徴税を通じて諸々の権利を築きあげた。これらの廃止が土地改革の一つの大きな目的となっているが、現在はまだ徴税の下部機構としての機構を代行している。

更にこれらの下に Patwari と呼ばれるものがいて、徴税、記録などの実務に当たっている。

その地租徴収組織には次の様なものがあると言われている。

Raitan Tahasil

Talukdari

Thekka Thiti

Jimidari

なおそれらについてはまだ調べていない。

② Birta制度

土地の所有権を国家自らが個人に与えた土地に関わる制度である。その土地に関わる一切の権利はその者がもつ。Birtaとして与えられた耕地は28.2%にも達したと言われる(注-4)。1951年以来 Birtaの廃止が、そして Raikar への移行が叫ばれているが、現在どの様な状態にあるかは不詳である。

③ Jagir制度

国家が役人、軍人のサラリーを支払う方法として一定の土地の収入を与えた制度で、土地所有権は国家が持っている。この権利はその者が、職をやめるまでという限定付きで与えられている。

④ Rakam 制度

同じく一定の土地の収入を個人に与える制度であるが、これは永久的にその者に与えられる。そしてこれを与えられる者は大工など手工業者が多い(注-5)。

⑤ Guthi 制度

土地からの収入を宗教団体、慈善団体などに与える制度。土地の所有権そのものは与えない。政府が Guthi の土地を必要とするような場合には同じ広さの土地又は同じ生産量の土地が代替地として与えられ、Rai-

karの土地でGuthi制度になっているものもある。その場合Raikarの地租が当の団体の収入とされる。現在は“Guthi Sanstan”と呼ばれる公社（政府機関）がこのGuthiの団体を管理しているようである。

注一：MAHESH C. REGMI, "Land Tenure and Taxation in Nepal" Volume I, University of California 1963, p.17

なま []が全土の所有者になった経緯については、筆者には現在明らかでない。

ここで言う中間介在者とは国王または土侯的な者の下にあって直接地租徴収の任にあたるものである。

注一：ibid, pp. 17~23

注一：ibid, p. 20

注一：ibid, p. 24

注一：手工業などとして次のものがあげられている。

大工、石切工、レンガ工、郵便夫、鉞夫、石工、聖地・森の番人、宿舎の世話人。

2. 土地改革

ネパールにおける土地改革の動きは1951年の政変（注一）以前にも見られたが、土地改革が政治上の重要な課題として登場したのはその政変以後である。1951~63年の間にいくつかの改革法の成立を見たが、実施の困難さ、更に度々変わる内閣のもとにあって実施体制をつくり得ず有名無実のものとなってしまった。

1963年Agriculture Reorganization Actが成立し、これはJhapa, Palpa, Chitwanの三地区に実施された。小作権の承認と土地所有制を骨子とするものである。

1964年には更にLand Actの成立をみた。これは前年のAgriculture Reorganization Actの経験を生かしたもので、このLand Actの成立と共に有名無実と化していたこれまでの土地改革諸法は廃止された。

Land Actは1963年の改革法を修正強化したもので、その骨子とするものは次のものである。

- ① ザミンダリー制の廃止
- ② 土地所有制限
- ③ 小作人に対する小作地借り受け制限
- ④ 強制貯蓄（注一七）
- ⑤ 小作権の保証
- ⑥ 小作料の制限

このLand Actはその後改正が加えられ、現在の土地所有制限及び小作料は表一2、3に示す如くである。小作料は1968年に改正された。従来は土地の良否を区別せず小作料は一率に作付作物（annual crops）の収穫量の50%以内と定められていたのであるが、それが各地区ごとに主作物（Main annual crop）が定められ、土地も良否によって等級がつけられ、各等級ごとにその主作物の平均収量を定め、小作料はその平均収量の50%以内と変更されて、従来の分益小作料を定額小作料に定めた。主作物の概念も「地区内において一番作付面積の多い作物（単数）」と明らかにされている。しかしこれはまだ実施されていない。1971年中にBara, Parsa, Rotahatの三地区に実施されるのを始めとして逐次全国的に実施される予定である。

注一六：1951年2月18日 第8代トリブバン国王の復位による政変。

現王統は18世紀以来ネパールを支配しているが、19世紀半実権が家臣であるラーナ家族に握られた。この実権を国王がとり戻した事件である。

“ネパール王国事情”外務省アジア局西南アジア課編45年11月参照

注一七：耕地1 Bigha（約0.68ha）につき粉1.5 md を強制的に納入貯蓄させる制度。5年後に年利5%の利子をつけて返済され、その間同額の融資を受けることができる。改正が加えられているが、現在はこの制度を中止している。（第VII章農業金融参照）

3. Chitwan の開拓と土地所有関係

1956年アメリカの援助のもとに、大型機械による開拓が始められた。当時は一面の草原とジャングルであった。土地の割当ては1956年から61年まで、1戸当り4～5 Bigha(約2.7～3.4 ha)を基準にして行なわれたのであるが、労働力の多少も考慮されて面積が決められた。割当てる土地が残り少なくなった頃には割当て面積も小さくなっている。中央政府役人等による情実も行なわれた模様で、割当て面積にはかなりの差がある。土地は無償でなく、1 Bigha(約0.68 ha)35ルピーで払い下げられた。そして入植後5ケ年は売却が禁止された。入植完了後も土地を求めてChitwan に来る者が跡を絶たず、自然公園として残されたジャングルなどを不法占拠し耕作するものも出て来た。政府はこれら不法占拠を極力防止しているが、すでに占拠され農地となっているものについては耕作者に所有権を与え地租を徴収する方針がとられ、1967年来調査が行なわれ、1970年には一部で登記が完了して地租が徴収されている。一般にこれら不法占拠のものは面積が小さい。開拓前に先住民タルーが耕作していたものは引き続き彼らに与えられた。

自作農創設を目的とした開拓であり、Chitwan には自作農が多い。しかし土地の割当てが不公平であったり、古い土地制度の遺物があったりして開拓当初から小作農発生のみざしが見られた。

表一 1 ネパールの所有形態別耕地面積 (1962年)

単位: 1,000 ha, %

		面積			割合		
		Hills	Tarai	合計	Hills	Tarai	計
自作地	田	92.4	596.3	688.7	13.4	86.6	100.0
	畑	350.2	290.3	640.5	54.7	45.3	100.0
	小計	442.6	886.6	1,329.2	33.3	66.7	100.0
小作地	田	42.3	339.5	381.8	11.1	88.9	100.0
	畑	46.7	83.1	129.8	36.0	64.0	100.0
	小計	89.0	422.6	511.6	17.4	82.6	100.0
合計		531.6	1,309.2	1,840.8	28.9	71.1	100.0

Source: Central Bureau of Statistics

Sample Census of Agriculture, Nepal,

1962.

表一 2 土地所有制限と小作料

— Land Act, 1964 年より —

地 区	所有最高限	小作の小作地保有制限	小作料最高限
Tarai	25 Bigha	4 Bigha	50 %
Kathmandu	50 Ropani	10 Ropani	50 %
Kathmandu Vally	80 "	10 "	50 %
Hill region	80 "	20 "	50 %

注一 1 1 Bigha = 0.68 ha (Approx.)

2 0 Ropani = 1.0 ha (Approx.)

2. 小作料は作付作物についての 50 % である。

(50 % of annual crops grown)

3. 小作料はその後の改正で主要作物の 50 % に改められた。

(1968年) — 本文参照のこと

(50 % of main annual crop)

4. Agricultural Development in Nepal. Puskkar R.

Matema, 1969 より

表一 3 Kathmandu Vally の定額小作料

単位：1 Ropani あたり

等 級	水 田	畑
1st grade	1muri 3pathi	10pathi 1mana
2nd "	18 " 6mana	7 " 2 "
3rd "	13 " "	4 " 3 "
4th "	8 " 5mana	2 " 7 "

注一 1. 1 muri paddy = 50 Kg

1 muri = 20 pathi

1 pathi = 8 mana

2. Agricultural Development in Nepal, Pushkar R. Matema

1969 より

Ⅲ Chitwan における階層関係

1. 階層の事例

Chitwan は自作農創設事業による開拓地であり、そこにおける生産の基本をなすものは自作農である。Chitwan における地税は 1 Bigha (0.68ha) 39 Rs で、これは水田 1 作の場合の粗収入の約 4 % に当たる。自作農の他に古い土地制度の遺物による地主 — 小作農の関係、また農民の階層分化による自作農 — 零細農 — 農業労働者、自作農 — 地主などへ移行過程にあるものと、それら相互の関係を見ることができる。

Chitwan における階層の実態を把握できるような統計資料を入手できなかったため、断片的な調査ではあるが REMF の調査からいくつかの事例をあげてみる。

① 地主及び直営農場主

Chitwan で普通一帯大きな地主と言われるのは 200 Bigha (約 136ha) を所有する Mongorpur 村の地主である。彼は開拓事業が開始される以前に入植し、開拓によって所有地としていった。こゝに土地を与えられていた(何によって与えられたかは不詳である)。所有地の多くは現在水田であり、その大部分を小作に出しているが、農業常雇いを数名おき農業機械(トラクター、自動脱穀機など)を使って直営農場を同時に経営している。日常生活の本拠はこの Chitwan にあり、Narayanighat の映画館と Narayanighat — Birganj 間(注-2)の定期バス会社などの設立に関与している。

Chitwan における代表的な水田地帯の Gitanagar 村には 50 Bigha (約 34ha) を所有する地主が 1 人いる。彼は中央政府の役人で開拓入植時に水田 50 Bigha (約 34ha) の割当を受けた。所有地の全てを 3 ~ 4 Bigha (2.0 ~ 2.7ha) づつ小作に出している。管理人(小作経営を行なっている)を置くのみで本人は Kathmandu に在住している。

畑地帯である Kolyanpur 村では大きい地主(一般に "Turo Dani")大

きな檀那」と呼ばれる)の存在を耳にすることができなかつた。しかし村内のライスミルはしばしばTuro Dani と呼ばれている。Kolyanpur 村ではKathmandu に在住する役人が所有する小作地を2例見ることができた。彼らはかつてこのChitwan の政府出先機関にいたもので、入植地の割当を受け耕作してたが、転勤と共にその所有地を小作に出したものである。

なおこの他に小数ではあるが、大面積の土地を持ち、これを直営している事例もある。その1つは、入植時に50 Bigha(34ha)の水田をGitanagar 村に割当てられたものである。彼は常雇いを使って直営していると言われていたが確認できなかった。同じくGitanagar 村には22Bigha(15ha)の畑地の割当を受けて、現在常雇い6人を使って直営しているものもある。この直営農場については第IV章第1節にて詳述する。ここであげた直営農場主はいずれも中央政府と関係を有する者であり、入植時に便宜を与えられた者である。

②. ライスミル・商人

Chitwan の大部分の村にはライスミル(注-1)が少なくとも1軒はある。ライスミルは、Chitwan の数少ない工業部門のうちの一つであり、工業生産額の第1位を占めるものである。村内では大きな資産家のうちに教えられていて、土地を多く所有している者が多いと言われている。

Kolyanpur 村のライスミルの所有者は既述の如く“Turo Dani”と呼ばれる。土地をかなりもっていると言われているが詳細は判らない。他村のライスミルの所有する小作地の例をKolyanpur 村に見ることができる。

Gitanagar 村の中心地にいる商人の中には所有地を小作に出すものがある。彼らの多くは農業者として入植した者で、その後商業を始めた者である。商人の中には所有地を小作に出さず自ら経営に当たる者もいる。これらの商人の所有地は4~5 Bigha(入植時の割当面積で2.7~3.4ha)以下のものが多いが、中には土地を買い集めている者もいる。

Chitwan 最大の町Narayanighat には村内に小作地を持つ商人がいるが、詳細については不詳である。

以上の事例からでも、ライスマルなどを含めた地主階級をその性格から次の三つに分けることができる。

イ) 入植前又は入植時に大面積を与えられ、それを小作に出している地主。

ロ) 自作地を小作に出し地主となったもの。

ハ) 土地を新規に購入して、それを小作に出している地主。

ロ)の例としては転勤した役人と村内の商人がある。ハ)にはライスマルがその例としてあげられる。

注一 1 以後この報告書にはライスマルがしばしばでてくるのでこゝで簡単に説明しておく。

ライスマルは精米・製粉・搾油を本業とするが、その多くは大型トラクターを所有しており、それで賃耕作業をしている。金融業者、産地仲買人、産地穀物商を兼ねる者が多く、比較的大きな建造物は時には穀物倉庫となる。

一人又は一家族で数軒のライスマルを所有する例もあり、Narayanpur, Mongorpur にその例を見ることができる。

二二

③ 自作農

表一 1 ~ 4 は REMF による Chitwan の代表的な畑作地帯及び水田地帯における抽出調査の結果を示す。自作農は畑地帯では 49%、水田地帯で 54% とその割合が一番大きい。更に兼業自作(後述)を含めればその割合は畑地帯 92%、水田地帯 79% にも達する。水田地帯の自作農の中には入植完了後、即ち入植地の割当てが全て終了した後に来村し、水田を現金購入して自作となった例を自作農 13 戸中 4 戸見ることができる。畑地帯にはその例がない(表一 2 参照)。自作農の土地売買による所有地の増減を表一 3 で見れば、両地帯とも共に 2 戸が土地を購入し、その所有地が増加している。売却して所有地を減らした者の例は水田地帯には見られず畑地帯の自作農 18 戸中 3 戸見ることができる。農業常雇いを置く自作農は水田地帯に多く、2 人の常雇いを置く自作農も多い。畑地帯では常雇いを置く

自作農は少ない。自作農の平均所有面積は畑地帯では3.0 ha、水田地帯では3.1 ha と大差がない(表-4 参照)。しかし水田地帯の自作農の所有地の大半は水田であり、畑地帯のそれは畑である(注-3)。

兼業自作農としては日雇いを兼業する自作農と商業を自営兼業する自作農とを見ることができる(表-1 参照)。水田地帯の調査地区が村中心地の商店街に近いこともあって自営兼業の例が多い。その自営の内容は商店の経営である。生地商、食料品商、飲食店商などである。既述のごとく商人として入植したのではなく農民として入植し、土地の割当てを受けている。しかし中には出身母村において商業を営んでいた者もいる。所有地は小作に出したり、家族のものが引き続き耕作を行なっている。Gitnagar 村の自営兼業自作農の平均所有面積は3.9 ha と自作農の平均より大きい。

畑地の自営兼業自作としてあげたものは、どちらかと言えば農業を兼業する商人で、農業の比重は小さい。その平均所有面積もわずか0.5 ha にすぎない。

日雇兼業自作農についても水田地帯と畑地帯では農業の占めるウェートに差がある。それはその所有面積の差によっても知り得る。水田地帯の日雇兼業自作の平均所有面積は2.0 ha であるのに対し、畑地帯のそれは0.9 ha にすぎない。畑地帯の日雇兼業自作は日雇いに大きなウェートを置かざるを得ない状態にある。畑地帯のそれにはインドへ出稼ぎに行っている例が1例ある。なお自小作農、小自作農の例は見ることができなかった。

④ 小 作 農

小作農も地主の分類に対応して次の様に分けることができよう。

- イ) 小作農として入植したもの。
- ロ) 自作地を買却して小作となったもの。
- ハ) 農業労働者が小作となったもの。
- イ)には入植完了後に土地を求めてChitwan に来て、土地が得られず、

小作となった者も含む。ロは言わば没落した者である。

こゝでは小作農と言っているが、Chitwan で小作だけによって生活費を稼ぎ得る者は水田地帯に多く、畑地帯には少ない。小作農と言っても農業のほか、日雇い仕事（農業含む）や常雇い（ライスミルなどに勤めるもの）をしている者が多い。特に畑地帯の小作農においてそのウェートが大きい。

自作農が転々と居所を換えている間に最後に土地を売りつくし、現在小作農となっている例をKolyanpur 村に2例見ることができた。

⑤ 農業労働者

水田地帯ではREMFの調査農家24戸中常雇いを置く農家が15戸、63%ある。その中8戸は2人の常雇いを置くものである。畑地帯では常雇いを置く農家は調査農家37戸中、7戸19%のみである。又そのうち1戸のみが2人の常雇いを置いているだけで他のものは1人だけである。

畑地帯でも4～5年前まではかなり多くの常雇いがいたそうであるが、今日では畑地帯にいる常雇いは少ない。彼らは英国及び中国の援助による道路建設の現場に向って移動し減少したのである。水田地帯でもこの現象が起きたかどうかについては不詳である。

常雇い農業労働者をその居住及び賃銀支払い形態別に区分すれば次の如くである。

- 1) 居住別
 - ・ 単身住み込み（独身，妻帯者）
 - ・ 夫婦（子供）住み込み
 - ・ 通 勤
- ロ) 支払別
 - ・ 現物払い（年給）
 - ・ 現金払い（年給，月給）

先きの調査例によれば畑地帯では全て単身住み込みであるが、水田地帯では夫婦住み込みの例が多い。支払いは現金による者が多く、現物支払の例は水田地帯に1例見たのみである。

日雇い農業労働者は畑地帯に1例あるのみである。日雇い農業労働者が年間どの程度就労し得るかなどについては不詳である。この1例の日雇い

労働者も1971年には小作地を借り小作をはじめた。尚詳細については第2節で触れる。畑地帯の日雇い農業労働者の中には、田植時期に遠くまで泊まりで田植作業にでかける者もいる。

注一 1 p. 27にある。

注一 2 BirganjはKathmanduに次ぐ第二の近代都市で、インド側から陸路Kathmanduへ入る国境の関門である。Narayani県の県庁所在地であり、Narayanighatから陸路約140kmの距離にある。第I章図一1参照。

注一 3 第IV章第2節参照。

2. 地主小作関係

Chitwanにおける小作農は分益小作農(Share-Cropper)である。小作料は基本的には現物によって納入されている。小作料以外の労役の提供などは行なわれていず、地主小作関係は小作料によってのみ成立していると思われる。水田と畑とでは小作料率が異なり、畑の小作料が相対的に高い(注一4)。水田裏作が新しいものであり、小作慣行が未確立のためと思われる。両地帯においても小作料減免の慣行はない。以下地主小作関係の詳細をREMFの調査事例から見てみる。調査事例の中から代表的と思われるものを畑地帯から3例、水田地帯から2例とり次表にその概要を示す。この表を参照しながら次に進もう。

① 小作料

水田の小作料は表作とでも言うべき水稻の収穫量の50%である。水稻作期以外の作付作物(とうもろこし、小麦など)については小作料の対象にされていない。水田では水稻を作ることが規定されているだけで裏作については全く小作農の自由である。畑では作付作物全てについてその全収穫量の50%が小作料とされている。このシステムは水田地帯にある畑又は畑地帯にある水田についても見られ、水田は水稻の50%、畑は全収穫量の50%と言われている(確認できなかった)。そして作付作物は全て

小 作 の 実 態

資： R E M F 農家実態調査 1971年5月

地 帯 別	畑地帯-20	畑地帯-29	畑地帯-6・1	水田地帯-12	水田地帯-50
小作開始年月日 家 族 数	1969年 2人	1967年 3人	1971年 5人	1961年 7人	1963年 8人(住込み 常雇1人含)
地 主 小 作 面 積	Kathmandu 在 5 Bigha	同居(注参照) 3 Bigha、 15 Kattha	Kathmandu 在 2 Bigha 4 Kattha(注 参照)	Kathmandu 在 3 Bigha (水田のみ)	不明 4 Bigha 4 Kattha(水 田)
小作権の有無 化 学 肥 料	無 不使用	無 不使用	無 使用(地主の 指示による)	有 使用(自己負 担)	有 使用(自己負 担)
種 子	地主提供	地主・小作均 等負担	不明(未決定)	不明	不明
作 付 作 物	甘蔗(1960～ 70) (ただし1971 年には水稲、 小麦を予定し ている)	とうもろこし 陸稲、しこく びえ、豆、か らしな、小麦	とうもろこし (まだ作付を 経験していず あとは不明)	水稲、とうも ろこし、小麦	水稲、とうも ろこし、小麦
作 物 選 択 権	地主	地主	地主	水稲以外は小 作の自由	水稲以外は小 作の自由
小 作 料	生産物販売額 の半分(1971 年には収穫物 を半分にする予 定)	収穫物の半分	収穫物の半分	水稲収穫高の 半分	水稲収穫高の 半分
家 屋	地主提供	地主提供	地主提供	屋敷のみ地主 提供	屋敷のみ地主 提供
牛 ・ 水 牛	いない	地主提供	自分の牛	自分の牛	自分の牛
農 具	自己負担	地主提供	自己負担	自己負担	自己負担
そ の 他 注	自作地を1 Bigha 所有し ている。 ライスミルの トラクター運 転手農作業は 人夫をつかう。 費用は地主と の均等負担。	地主はインド 在。留守の息 子が同居(本 文参照)	1970年まで は農業労働者 (日雇い)であ った。 1971年3戸 で2Bigha, 4K attaの土地 の共同小作を 始めた。3戸 は同じ母村出 身の友人。		常雇1人おく

地主によって指示されている。又これはネパール東部 Tarai の町 Janakpur (注一5) 周辺に於いても同様で、Chitwan だけの事例ではない。

小作料は“畑地帯-20”のみが現金にて納入されただけで他は全て現物によってなされている。納入は収穫調整直後に行なわれている。“畑地帯-20”は現金によって小作料を納入していたが、これは特殊例と思われる。1969年と70年には甘蔗を栽培しており、小作料は甘蔗を販売した代金の半額を小作料として納入している。甘蔗の単価はあらかじめ年度始めに甘蔗処理工場から出されているなど契約栽培に類する制度が行なわれている(注一6)。なおこの小作人は1971年に甘蔗を全てぬき取り、水稻を植付けた(同年7月現在)。1971年の小作料は粃で納入されることになっている。

小作料以外には、小作農から地主へ提供するものは何もない。Chitwan 以外の既存の Tarai 農村に於いては小作料以外に労役などを提供する事例もある。

② 生産財の提供と費用の負担

水田地帯の小作農は2例とも化学肥料を使用している。しかしこれは水稻ではなく小麦栽培に使用されたもので、小作農の独自の判断によるもので、その費用は当然全額小作農の負担である。水稻には使用していない。水稻に施肥する場合、施肥が地主によって小作農へ指示されたものであればその費用は地主と小作農によって均等に分担される。水田地帯では小作農が自ら肥料を使うことが多いが全て小麦に対して投与される。

畑地帯の小作では“畑地帯61”がとうもろこし栽培に化学肥料を使用している。これは地主によって指示されたもので費用は両者が均等分担している。畑においても、小作農が自分の判断のみで化学肥料を投与した場合は小作農が全額その費用を負担しなければならない。

種子については詳細が判らないが、地主と小作の両者の均等負担であるか、若しくは地主が播種期に種子を提供し、収穫期に等量の返納を受けている。

農具、家畜(にわとりは除く)については原則的に小作農の自己負担で

ある。“畑地帯29”は例外的と思われ(後述)、地主がそれらを提供し、修理まで行なっている。

水田地帯では家屋用敷地のみを地主が提供している。畑地帯では家屋をも地主が提供している。

土地改良等の投資は地主においても、小作農においてもなされていない。

③ 小作権その他

小作権については水田地帯の小作農が小作権を確立しているのみで畑地帯の小作農は小作権を持っていなかった。これは畑地帯の小作農が定着せず、流動的であることを示すものであろう。

小作を開始した年月日を見ると畑地帯の小作農は現在の地主のもとで小作をしてからいずれも4年未満であるのに対して、水田地帯では8年以上を経過している。

小作農の家族構成を見てみると水田地帯では家族構成人員が大きい。これに対して畑地帯では家族が小さい場合が多い。表中の例においてもその傾向がでていいる。水田と畑の生産力の差がこゝにもあらわれていると思われる。

表中の“畑地帯-29”は多少特殊な事情を持っている。この小作農の地主はネパール人であるが、インド陸軍小佐の職にあり、インドに在住している。このChitwanには1967年に土地を購入し、息子1人(三男)を留守居として置いている。小作農はこの息子と同居している。地主はこゝに4.75 Bigha(約3.2 ha)を持っていて、内1 Bigha(0.68 ha)は水田である。この水田は小作に出さず地主が農業日雇いを臨時に入れて直接経営している。小作に出しているのは畑のみである。この小作が地主の水田作業を行なったときは一般水準の賃銀が支払われ、1970年には約150 Rsの賃銀の支払いを受けている。この小作農は農具から牛、家屋に至るまで一切を地主から提供されている。この小作農が、日雇い作業をほとんどせず、小作だけで生活しているのは、家族が少ないこと(子供は1才未満)、小作面積が広いことにもまして、農具、牛一切を地主に提供してもらって

ることにもよると思われる。

“畑地帯-61”は1970年までは日雇い農業労働者であったが、71年に小作地を得て小作農となった。ただし2.25 Bighaの小作地を友人と三人で共同小作している。彼ら(異なるカーストを含む。注-7)は同じ村の出身で、1968年三人一緒にこのChitwanに来て日雇い農業労働者として働いていた。

注-4: 水田の生産量は同一面積の畑より大きい。従って水田と畑の小作料率が同一であっても小作農の取り分は畑の場合少ない。にも拘らず畑の小作料率は水田よりも高い。場合によっては畑の小作料がその実額においても高くなることがある。

注-5: Janakpur 県Dhanukha 郡の郡庁所在地。

注-6: 甘蔗を栽培する場合、あらかじめ工場に届けなければならない。工場の処理能力を超える場合には買い上げをしてもらえないからである。甘蔗は工場持ち込み価格で1970年、71年はトン当たり80 Rsである。

注-7: バフン(ブラーミン)2人、ダマイ(仕立て職)1人。

3. 自作農・農業労働者の関係

自作農の中には常雇い農業労働者を置くものがあることは既述のとおりである。それら常雇いは次の様な関係を自作農との間に持っている。給与は一般に年給で、現金で支払われる。給与以外の現物支給としては住居、衣類、食事について必要なものが支給されている。就労日数時間は特別に決まっていない。宗教的な大きな祭りには休みが与えられている。食事や衣類などにおいて家族と差別される様なことがないと思われる。以下REMFの調査からいくつかの事例についてその関係を見てみる。

① 給 与

水田地帯において現物で給与を支払う例を一例見た。それは水稻の収穫期に粃を10 muri (約900ℓ, 500kg) 支払われるのである。粃1muriの販売価格は35~47Rs(注-8)で、この常雇いの給与は350~470Rsに相当する。

給与の支払いは普通年1回若しくは2回に分けて行なわれる。給与の前払いも行なわれている。年額は350~450Rsである。畑地帯では比較的年少・高令者が多く、給与の安い者が多い。なお畑地帯には一年分の給与(現金)を親が前借りしているものが1例あった。

給与は年給制をとるものがほとんどであった。しかし畑地帯には月給制のものを2例見た。これは月給制と言っても、支払いが月々に行なわれるのではなく、年に1~2回に分けて行なわれている。ただ給与額が月額単位になっているというだけである。

給与のほかに現物で支給されるものに、衣類、食事、住居がある。それらについては必要なものが一切支給されている。それらのものにおいて家族と特別差別するようなことはない。食事から寝所まで一切を家族と同一にしている例が畑地帯にあった。

② 常雇いの仕事など

常雇いは通常2つに分けられる。一つは“ゴタロー”と呼ばれる主に家畜の世話をする者で、他の一つは“ハリー”と呼ばれる主に田畑の犁起こしをする者である。両者の仕事は明確に分かれているわけではないが、1家で2人以上の常雇いを置いている処ではほぼ明確に分かれている。ゴタローの仕事は家畜の世話が主であり、年少者(15才前後)の者が多い。ゴタローを置かない家では、この仕事を家族の中でも子供がすることが多い。

常雇い、特にハリーと呼ばれる常雇いを置く家ではその主人はほとんど農作業をしない。

常雇いは一軒の農家に長く定着することはなく、短年月で移動することが多いようである。

なお日雇農業労働者の1日の労賃は2.5~3.5Rsである。男女間による賃

銀の差はない場合が多い。また食事がつくこともある。賃銀は近年上昇傾向にある。

注- 8 : 1970-71 年度の Birganj における穀物価格調査から。

4. 階層分化の動き

Chitwan の農業においては今日階層間に流動性があることを既述したが、階層分化の原因をここで考えてみる。

自作農が地主へ転化する例の多くは、出身村に残こしてきた財産を処分して、この Chitwan に新たに土地を購入したり、商業を始めたりする場合が多い。又商業を片手間に始めた者が、次第にその商業を大きくして、自作地を小作に出す例もおおい

家族員の中から給与生活者が出た自作農も土地を買いたしていくことがある。高等教育（ハイスクール、カレッジ）を受け、村内の小学校、ハイスクールの教員となれば、その給与は月額 115~375 Rs（注- 9）になり、その農家にとっては大きな現金収入たり得る。

中には着実な経営によって（小麦の栽培を広くやるとか、高収量の水稲を栽培するなど）収益をあげ農地購入に努力している者もある。REMF の調査事例にも 1 例見ることができる。

自作農が没落する契機として次のことが考えられる。自然的災害、経営主体の病弱・怠惰、家族構成の問題、経営主を含めた家族員の死亡、大家畜の斃死及び農業技術の不足などである。REMF の調査ではそれぞれの原因によって土地を売却したり、果てには小作農になったりした者の例を見ることができる。一例として次にあげてみる。

入植時に 4 Bigha (2.7 ha) の割当てを受けて入植し、経営が思わしくなく（経営技術の不足と怠惰による）、そこを売り払い地価の安い処に土地を購入し移動した。しかしそこでもうまく行かず、次には町 (Hitawra) の近くに土地を求め、町で兼業機会を得ていた。しかしそこも再び売却して、1970 年 Chitwan の Kolyanpur 村のジャングル同然な畑を 1 Bigha 買い移って

来た。しかしこれも1971年に隣家と一緒に他村のライスマルに売却し、現在そのライスマルの小作として同一耕地にとどまっている。

注-9 第1章表-6Cを参照

表-1 農家階層別構成

区 分		畑 作 地 帯 Krshinapur	水 田 地 帯 Ambrebasty
農 家	自 作 農	18 戸	13 戸
	日 雇 い 兼 業 自 作 農	14	1
	自 営 " "	2	5
	自 小 作 農	0	0
	常 雇 い 自 小 作 農	1	0
	日 雇 い 兼 業 自 小 作 農	1	3
	自 営 " "	0	1
	農 業 労 働 者	1 *	1
農 家 計		37	24
非 農 家	自 営	0	3
	そ の 他	1	1
計		38	28

*調査時点(1970年度末現在)まで農業労働者であったが1971年早々小作地を借り小作となった(日雇い兼業小作)。

資料: REMF 農家実態調査1971年5月

表-2 自作農の土地取得方法の差

区 分	入植時の割当により 取得したもの	入植完了後に来村し 土地を購入したもの	計
水 田 地 帯	9 戸	4 戸	13 戸
畑 地 帯	18	0	18

資料: REMF 農家実態調査
1971年5月

表-3 自作農の土地売買による所有耕地面積の増減

単位：戸

区 分	増 加	減 少	増減なし	計
水田地帯	2	0	11	13
畑地帯	2	3	13	18

資料：REMF農家実態調査
1971年5月

表-4 自作の平均耕地所有面積

区 分	畑作地帯 Krshinapur	水田地帯 Ambrebasty
自作	3.0 ha	3.1 ha
日雇兼業自作	0.9	2.0
自営兼業自作	0.5	3.9

資料：REMF農家実態調査
1971年5月

注：それぞれの実戸数は表-1参照のこと

IV Chitwan における農業経営の諸形態

1. 労働主体による経営類型の区分

① 家族経営

Chitwan の農業の大部分は家族労働によって行なわれている。家族構成は直系家族を主体とする。Chitwan においては大家族の例を見ることができなかつた。既婚の兄弟はその耕地をほぼ等分して、互いに独立した世帯を持つことが多い。一戸平均家族人数は常雇いを含めて 6.9 人である（注-1）。

家族の中で労働の主体となるのは世帯主である。世帯主及びその他家族の年間就労日数は不詳である。年間に全く労働をしない日は、祭りなど約 15 日程と言われている。その他各月の新月、満月の日は犁作業をほとんどしない。推定の域を出ないが世帯主の就労日数は年間 310~330 日が最高限度と思われる。一般には 300 日以上働かないようである。

家族経営においても常雇いを置く経営が多いことは第三章でも触れたが、常雇いを置いているとは言っても、家族経営の範疇を出ない。常雇いを置くことが経営の拡大に結びつかないことが多いからである。常雇いの給与は年額 350~450 Rs で衣食住は一切提供される。食事は家族の者と一緒に摂ることが多い。Chitwan の農業は水田経営でも畑作経営でもどちらかと言えば粗放的農業である。しかし一般的には常雇いを置くことによって経営面積を拡大できるような条件にもなく、かと言って労働集約的作物を経営内に取り入れられる条件でもない。従って常雇いを置くことが収益の増加をもたらしていない。常雇いを置くことは世帯主の労働力の遊休化をもたらしている（注-2）。

主婦、女子の労働については不詳であるが家畜の飼料とする草を刈りに行くことが日常の重要な仕事である。

子供は男なら 15 才になれば牛を十分使いこなし、一人前として見られることが多い。労働力交換の時にも 15 才以上の男子ならば一人前として

見られている。15才以下の児童でも牛・水牛を放牧につれ出したり、飼料とする草を刈りに行くことができ、小学校に行かずに自家の労働に従事する例も多い。子供も重要な労働の担い手である。

経営間に於ける労力交換はかなり頻繁に行なわれている。交換が不可能な場合日雇労働力の雇い入れが行われる。労力交換には特定のシステムはないが、異質の作業間、異なるカースト間においても行われている。農家は日雇労働力の雇い入れよりは労働力の交換をより多く希望しているが、実際には日雇労働力を多く使っている。家族労働以外の労働力が使われるのは、水稻なら耕起、田植作業、除草、収穫調整作業である。畑作の場合は除草に一番多くの雇用労働が使われるが、畑作の場合は比較的少ない。

脱穀作業（稲、小麦、からしな）には牛が使われることが多いが、その場合、自家の牛だけでは作業のために不足する時には、あいている牛ならばどの家の牛を使ってもよい。これには交換条件（賃料又は牛の提供など）はない。

② その他の経営

Chitwan にはプランテーションを見ることできない。しかし Birganj の周辺にはプランテーションといってよい農場がある。水稻、小麦、甘蔗の栽培にそれを見ることができる。単作経営は見られず上記3作物が作られることが多いと聞いている。

Chitwan には地主直営農場の例を見ることができる。REMFの調査からその事例をあげてみる。この地主は兄を政府役人としていて入植時に22 Bighaの割当てを Gitanagar 村に受けている。

経営面積：22 Bigha 畑18 B., 水田4 B.

1970年作付実績：とうもろこし 16 B.

からしな 16 B.

小麦 0.5 B. (B=Bigha)

水稻 4 B.

家畜農具：牛（犁用）12頭、水牛11頭、牛（メス）14頭、改良プラウ3、その他一般農具。

農業機械はない。

常 雇 労 働 者：6人

年給 400Rs 2人(妻子有)

" 400Rs 2人(独身)

" 200Rs 2人(")

衣食住を支給する。

労働時間：不定である。

生産高(1970年実績)：とうもろこし 256muri

からしな 80muri

水 稲 140muri

(価格は第5章第1節参照)

その他穀物の仲買を多少やると言われている。

大型農業機械を使って直営する農場もあるが不詳である。

注一：REMF 農家実態調査1971年5月

水田地帯Gitanagar村Ambrebasty及び畑地帯Kolyompur村
Krishinepurに於ける調査農家61戸の平均。

注二：少例ではあるが中には常雇いを置いているもので家屋をレンガ造りにしたり土地を買いたしている者もいる。

2. 水利用による経営類型の区分

Chitwanの農業を水の利用という観点から見ると、水田経営(水稲二期作・単作)と畑作経営(穀物・油料作物)に類型化することができる。Chitwanは雨季と乾季が明瞭に区分でき、乾季には降雨量は極めて少ない。Narayani, Raptiの二大河川の水利用もほとんど行なわれていず、乾季には水が不足する。雨期には水稲が作付される。しかし雨季においても水に不足する処がかなりあり、水稲の作付ができないでいる。Chitwanの水不足を解消するためネパール政府は次のような灌漑計画を持っている。

灌漑面積 (Gross Commanded area)

Upper Khagari Scheme	First Phase	25,000 acres (約10,000ha)
Lower Khagari Scheme	Third Phase	17,000 (6,800)
Lohatar Scheme I	Second Phase	14,000 (5,600)
Lohatar Scheme II	Second Phase	27,000 (10,800)
Total		83,000 (33,200)

資料: "Rapti Valley Irrigation Scheme"

Khagari 水路管理局 Bharatpur

(Chitwan Valley は Rapti Valley と呼ばれる)

現在 Upper Khagari が完成しており、Lohatar 計画については現在調査が進められている。Upper Khagari は 9 ケ村 4,424 Bigha (約 3,008ha) の農地を灌漑している (Khagari 水路局調べ)。尚水利費を徴収することになっているが現在水利費は徴収されていない。Chitwan 約 33,200 ha の農地のうち十分に水を利用できるのはわずか 9% ほどにすぎない。残りの 91% はなんらかの点で水に不足するか、水稻栽培が困難な地帯とすることができる。1967年と68年はChitwanの降雨が少なく水稻の作付不可能な処が多く出たが、このUpper Khagariの受益地帯は水稻の作付が例年同様に行なわれ得た。この水路1本を境にして水稻作付不可能地と可能地が明瞭に区分されてしまい、農民に灌漑施設の必要性を認識させるに十分であった。Chitwanの農民は水路の施設を強く望んでいる。農民の自発的発意と莫大な資金と労働が提供されて、言わば農民が自ら作った水路が1本あるが、設計の不備などがありその機能を発揮するに至っていない(注-3)。

① 水田経営

水田地帯と言っても全く畑がないわけではない。経営耕地の大半が水田であるものを指して水田地帯及び水田経営と呼ぶ。REMFの実態調査によって経営耕地の地目別構成を見れば次表の如くである。

経営耕地の地目別構成（一戸平均）

区 分	一戸当たり平均経営面積	水 田		畑	
水 田 地 帯	4.1 Bigha (2.8 ha)	3.4 Bigha	83%	0.7 Bigha	17%
畑 地 帯	3.1 (2.1)	1.0	32%	2.1	68%

資料：REMF 農家実態調査1971年5月

注：1 Bigha = 0.68 ha として換算、四捨五入した。

水田には主として次のものが作付される。水稻，とうもろこし，小麦である。降雨量にもよることであるが、水田にはほぼ100%水稻が作付されている。ついで多く作付されるのはとうもろこしであり、4～5割に作付される。小麦の作付はまだあまり多くなく2割程度である。からしなはほとんど作付されない。

水田地帯では米が主食とされるほか、米が販売されるものゝ主力でもある。とうもろこしも食用及び販売に供されるが、それは家畜の飼料として重要である。

② 畑 作・ 経 営

畑地帯といっても一戸当りの平均経営耕地面積の32%は水田であることが前項の表から判かる。しかし畑地帯の水田は水利が極めて不安定であり、しばしば水不足を来たしている。

穀物を中心として、畑には次のものが主に作付されている。とうもろこし，陸稻，からしな，小麦，豆類である。近年小麦の栽培面積は急激に増加している（第Ⅶ章参照）。畑の作付割合はとうもろこし（陸稻，しこくびえ含めて）100%、からしな50%、小麦30%程である（注-4）。

とうもろこしが主要な主食である。又販売の主力はからしな、とうもろこしである。

尚穀作以外の畑作物はほとんどなにも作られていない（次章参照）。

注-3：Jugeri 水路。

注-4：REMF 農家実態調査から。

V Chitwan における作付方式

1. 作付を制約する要因

① 自然的要因

作物選択に制約を加える自然的要因の中で、気温、降雨量、地形の3つの要因について記述する。

第I章第1節で既述の如く、Chitwanの農業試験場における過去9ヶ年間の最高、最低気温は45.6℃と0℃がそれぞれ1度記録されている。4～7月の4ヶ月間は日中の最高気温の月平均が36℃以上になり、この間には最高気温が40℃を越す日が多い。作物によっては40℃以上になると高温障害を起す場合もある。12～2月の3ヶ月間には1日の最低気温の月平均は7.5℃である。降霜はなく、冬季間においても多種の作物の栽培が可能である。水稻の二期作も十分できる。気温だけで見ると、Chitwanは広く作物栽培に適する。制約要因としては降雨量、地形がより大きな作用を及ぼしている。

降雨は6～9月の4ヶ月間に集中して、他の8ヶ月は雨のほとんど降らない乾季である。乾季における土壌の乾燥は著しく、11月も上旬になれば灌水をしなければ全く発芽しない作物もある(注-1)。主要作物は雨季の雨(又はブレモンスーンの雨4月下旬～5月上旬にかけて降る)を利用して栽培される。降雨も所謂スコール型であり、降雨による土壌の飛散も激しく、立毛中の作物の茎葉に飛散した土がつき、雨後の強い日照によってその土が焼け作物に害を与えることも多い。この時期の育苗は著しく困難である。

地形も降雨の結果である雨水を運ぶ要因として、作物栽培に制約作用を与えている。即ちChitwanがInner Taraiと呼ばれる平地ではあっても、ミクロ的に見れば高低の差を持つ所が多く、高台では雨水が湛水することなく低地に流れ去ってしまう。又高台から低地へかけて川をつくることになり、川沿いでは比較的水が豊富である。Chitwanでは2～3の河川を

除けば雨季の間だけ流水のある小河川のみである。また山麓においては、山の降雨が早くからあり、河川からの用水も簡単で水を早くから利用でき、水稻の二期作を可能にしている。

又一般にからしなは土壤水分の多い処には作付されず、水田には作付しない所が多い。

② 農業水利

Chitwan では水が農業を制約している大きな要因である。水利のある処ではまた水利の得られる場合には水稻を作るということが Chitwan の農民にとって、「至上命令」とでも言うべきものである。雨期には雨水等による自然灌がいで水田となる処が多いが、雨季においても水は制約要因である。このことは地形の項で記述したとおりである。まして雨の少ない乾季ではなお一層強い要因として働く。乾季には山沿い地帯を除けば水稻をつくり得ない。乾季でも比較的土壤水分の豊富な処、地下水位の高い処では多くの作物の栽培が可能である。中には乾燥し、麦の栽培が不可能な処もある。乾季における水利用の如何は今後の小麦生産を大きく左右する。

既述したように雨季に雨水が流れる処 — 川の周囲においては用水が容易である。又乾季でも地下水位がわずか 1.5 ~ 2 m という処もあり、井戸等による用水が可能である。Chitwan では、インドで数多く見ることができる、畜力による又は人力による灌漑井戸を見ることができない。溜池も Chitwan にはない。

水稻を作付するかいなかは水に関する要因だけで決まり、水稻の作付が可能耕地は全て水田となるといってよい。普段は湛水不可能な畑作地帯でも年によっては湛水が可能になる程の降雨があり、そういう場合には立毛中のとうもろこしや陸稲は完熟前でも収穫が行なわれ、田植されるのである。この場合とうもろこし、陸稲の減収は無視されている。

③ 市場及び労働力

水稻の作付ができない畑作地帯では水稻に代わる主食用穀物が作られる。ネパールではまだ穀物（とうもろこし、陸稲、しこくびえなど）以外の野

菜、果樹、畜産物などに対する需要が小さく、それらを経営的に作り得ない。

水稻に代わる物としてChitwan ではとうもろこし、陸稻、しこくびえが作られる。小麦は水稻二期作地帯を除けば、水稻と直接に競合しない。主食としてはとうもろこしよりも陸稻が好まれる。しかし陸稻の栽培面積は少なく、とうもろこしを主食用とすることが多い。とうもろこしと陸稻は土地利用において競合する。そのどちらが選ばれるかは労働力の要因によることが多い。

労働力の多少により陸稻の栽培面積が変わる。陸稻は労働集約的作物であり（除草に多くの労働を必要とする）、多く作り得ない。とうもろこしは中耕・除草に畜力の利用が可能であり、労働節約的作物である。

④ その他の要因

Chitwan では農業の資本装備は極めて低水準にある。土地改良、基盤整備、灌漑設備、農業機械などに対する投資はほとんどされていない。わずかに灌漑水路が一部地区で整備されているにすぎない（注-2）。最近動力ポンプが畑地帯と水田地帯の接点の畑地帯で（注-3）、又は水田地帯の補助灌漑用として導入され始め、水稻作をより安定なものとしている。

Chitwan に於ける農業の資本装備が極めて低く、高度の技術は要求されない。従って技術的要因は作物の選択に関与するといえよう。なかには少数ではあるが地力の維持ということを念頭において作物を選択する農民もいる。彼らは水田裏作に小麦でなく荳科作物を作付する。しかし一般には地力維持として荳科作物、緑肥作物が栽培されることはほとんどない。

経営面積が狭い場合に農民は自家農業外に就労の機会を求めるのであるが、経営内における土地利用率を高めることもある。Chitwan においては年3作という体系を作るには、成育日数の短い作物を選ぶなどの努力を要する。又それは天候等に大きく左右されるが、とうもろこし—水稻—小麦の年3作を行なった農民を見ることができた。この穀作による年3作は、収穫期と播種期又は田植期が重さなり、経営面積の大きな経営では行なっていない。

甘蔗処理工場の周辺では甘蔗の栽培が行なわれている。甘蔗の栽培は一種の契約栽培によっていることは前述した通りである（注-4）。

注-1：REMFの農場において1970年11月3日播種の大根（早太り練馬，美濃早生）は発芽期を過ぎても発芽せず、その後灌水するに及んで、発芽を見た。11月3日以後の大根についても同様であった。

注-2：“Upper Khageri”水路

現在9ヶ村の約3,008 ha（1970～71年度）を灌漑している。

注-3：両地帯の接点では水源確保が比較的容易である。全くの畑地帯ではポンプで揚水する程の水源はいまの所ない。

注-4：甘蔗の栽培をするにあたっては、あらかじめ工場側の了承を得て行なわれている。価格は年度始めに一率に規定されている。

2. 作付方式

Chitwanにおける代表的な作付方式をあげてみる。なお栽培暦は表-1に示される。

① 水稻二期作

Chitwanにおいては気温の点から見れば水稻の2期作も十分可能である。しかし用水が困難であり、水稻は年1作という処が多い。しかし山沿いの地区では2～3月に水が得られる処もあり、そういう処で水稻二期作が行なわれている。

第一期作は2月中旬頃播種して、3月中旬から4月にかけて田植をし、7月に収穫が行なわれる。第二期作は6月初旬に播種され、8月に田植が行なわれ、11月から12月にかけて収穫される。

第一期作の収穫期が雨季の最中であり、乾燥調整に労力を要する。だから第一期作を大面積に栽培することは困難である。

② 水 稻 単 作

水稻普通作（7～8月田植、11～12月収穫）のあとにおいても土壌水分過多であり、小麦、からしなの栽培を行なうことができない。その上水稻を栽培するためには水が不足する処でこれが行なわれる。更に稲の刈取り後は土壌が乾燥して何も作付できないところが多い。

またローテーションの関係で、水稻1作のみであと休閑することもある。

③ 水 稻 — 小 麦

水田地帯の代表的な作付方式となりつゝある。水稻普通作収穫直後に小麦が播種され、4月に収穫が行なわれる。

④ と う も ろ こ し — 水 稻

③と同様Chitwanにおける代表的な作付である。とうもろこしは4月から5月にかけて播種される（注-5）。収穫は8月に行なわれ、収穫直後田植が行なわれる。降雨の状況いかんによりとうもろこしの収量は大きく左右される。もし降雨量が多いと、水田に湛水し、とうもろこしの収量は減る。降雨量不十分な場合には表作である水稻の作付は不可能となり、食糧確保が困難になる。水田におけるとうもろこし栽培は、この危険に対する食糧確保の意味をも持つ。

⑤ と う も ろ こ し — か ら し な

畑地帯ではとうもろこしの播種が水田地帯より多少おそく、4月下旬から5月にかけて播種される。収穫は8月中下旬に行なわれる。その後からしなが10月に播種され、1～2月に収穫される。

⑥ と う も ろ こ し — 小 麦

⑤と同様畑作地帯の代表的な作付方式である。最近小麦の栽培が多くなってきているが、乾燥の著しい処ではからしなが栽培される。

とうもろこし作と小麦作の間に豆（マースと呼ばれる）が作られることもある。

なおとうもろこしと陸稲は相互に代替可能である処が多い。上記の各方式において、とうもろこしが陸稲に代わった方式も行なわれている。

陸稲・とうもろこしの混播も広く行われている。陸稲の成育に確実な予想がたたない場合、収穫皆無の事態を回避する目的で混播が行なわれる(注-6)。陸稲が十分な成育を遂げることが予測できる段階になった場合、とうもろこしを間引くこともある。混播の割合は一定ではないが、陸稲の種子量が多い。1例をあげれば20:1の割で陸稲が多く播種されている(注-7)。

注-5: プレモンスーンの雨がこの時期にある。

注-6: とうもろこしは陸稲以上に干ばつに強い。

注-7: REMF 農家実態調査1971年5月

表 1 Chitwan における主要作物の栽培時期

注 斜線は雨季を示す。

区分	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
水稻 一期												○		×
水稻 普通				○	○	×	×			~~~~~				田植
陸 稻		○						~~~~~						
小 麦									○	○				~~~~~
しこくびえ			○					~~~~~						
"					○			~~~~~						
とうもろこし (水田)			○					~~~~~						
" (畑)			○					~~~~~						
からしな									○			~~~~~		
ご ま									○			~~~~~		
豆 (マース)									○			~~~~~		

○ 印は播種 × 印は移植 ~~~~~ 印は収穫を意味する。
 清水, 坪井 調査事例より, 1970, 9~71, 8

VI 農産物の商品化と流通

1. 販売農産物と価格

① 販売農産物

ネパールの農業でも都市周辺、その他甘蔗、ジュート、タバコ処理工場の周辺などの特殊地区では商品生産が行なわれている。とはいえ、その他の大半の地区ではいまだ自給生産農業である。そう言う中でこのChitwanは言わば特殊地帯と考えられる。即ち、15年前に開拓が始まった処であり、他の多くのTara地方が今だに現物経済の段階にある中で、Chitwanが政府の政策的な開拓地であるが故に(注-1)、その当初から貨幣経済の中に置かれている。そう言う中であって農民は農産物の販売によって現金を獲得しなければならない。第1章の表-4が示す如くChitwan Districtはネパールでも1, 2を争う穀物の余剰生産地区である。この余剰農産物の大半は販売されるのである。だがChitwanの農業が完全に商品生産の段階に入っているかといえは決してそうではない。自給生産の農業から商品生産の農業へ移行しつつある過渡期である。農民は自ら進んで農産物を販売するのではなく、現金の必要性に迫られて、やむを得ず販売し戸惑を感じている段階である。その中でも甘蔗は完全な商品作物である。その他に商品作物と言える作物はからしなぐらいで他には今のところない。そう言う中で米、とうもろこし、小麦などを作っている年々の天候等の条件を考慮して、作物の作付面積等を大きく変化させ、販売においてより有利な条件を得ようとする農民も出現している。

同じChitwanでも経営の類型により販売される農産物に差がある。畑作地帯ではからしな、とうもろこしが主要な販売品であり、水田地帯では米がそれである。Chitwanには甘蔗処理工場が1つあり、その周辺では甘蔗が重要な商品作物である。ただしその処理能力は85~90ha(ha当り平均収量44トン)にすぎない。

米、とうもろこし、からしなが主要販売農産物であるが、その他にも

次のものが販売されている。小麦、しこくびえ、豆類、乳製品（生乳、「ギー」と呼ばれる粗製バター）、鶏卵、鶏、ヤギ、牛、水牛などである。牛乳、鶏卵生産には販売を目的とするものもあるが、極めてわずかである。家畜の販売については不詳であるが、Chitwan でも家畜の依托飼育を行なう所もある（注-2）。

穀物、豆類の販売に当っては一定の方法がとられ、そこには流通の機能分化が見られる。穀類豆類以外でこの一定の流通機構の存在を見ることのできるのは鶏卵と大家畜についてのみである。大家畜の売買には「ばくろう」が介在することが多い。他の販売物については一定の方法がなく、生産者と購買者の直接の相対関係において売買される。

② 農産物の価格

Chitwan 最大の町Narayanighat には、Nepal Rastra Bank（ネパール国立中央銀行）及びNepal Bank（半官半民の商業銀行）がそれぞれ支店を置いているが、農産物の価格調査を行っていない。従ってChitwanの農産物価格については正確なことは何も言えないが、Chitwanの農産物の最終集荷地とも言える首都KathmanduとNarayani 県の県庁所在地Birganj では、Nepal Rastra Bank が価格調査を行なっている。その結果を表-1 及び図-1 に示す。消費市場であるKathmandu と生産市場であるBirganj の価格は当然異なった動きを示す。Chitwan の農産物は地元消費を除けば大半がKathmandu, Birganj へ出荷される。Birganj はNarayanighat から140 kmの距離で、その所要時間もトラックでわずか4～5時間である。Kathmandu へも220 kmではあるが、山越への道であり丸1日を要する。市場価格の情報もBirganj のものはバスを利用して毎日Narayanighat へ伝達されている。推察の域を出ないがNarayanighat はじめ他のChitwan の穀物集荷地における価格は、Birganj, Kathmandu の価格に影響されている。特にBirganj の価格に強く影響されているようである。（本章第4節第1項参照）。

一般に穀物の価格は収穫期に安く、端境期に高値を示すものと考えてよい。しかし図-1 は必ずしもそうでないことを示している。この一般論を

そのまゝ当てることのできるのは小麦とからしなのみである。米の端境期である9～11月、とうもろこしの5～7月は必ずしも高値を示していない。寧ろとうもろこしの安値は端境期とも言える5～6月に出ている（これらの事情については本章第4章で触れる）。いずれにしても、安値と高値の価格差は大きく、とうもろこしと小麦では高値は安値に対して200%以上になる。からしなでは131%、米（精米）では142%、粳では141%にもなる（表-2参照）。尚NarayanighatからBirganjまでの輸送費は、1970年にはトラックで1ボラ（精米で約100kg入り）4Rs、Kathmanduへは12Rsである。

村内では一般に米（粳）、とうもろこし、小麦とも同容量に対してほぼ同一の価格と考えられている。即ち各1 Pathi（約4.5ℓ）は2.5Rs程である。各1 Pathiは粳では約2.5kg、小麦3.7kg、とうもろこし3.5kgである。ただし小麦の作柄はまだ安定していないので価格変動が大きい。1971年には小麦の収穫期に雨がつづき、収穫量が激減したこともあり、収穫直後の5月初旬にはすでに村内で3.5～4.0Rsにて取引されていた。村内で借金の返済に穀物が用いられる場合でも上記各穀物は同容量に対して同一価格と考えられていて、どれを返済に用いても良いことになっていることが多い。

穀物の等級はきちんと標準化されているわけではないが、凡そ次の様になっている。等級格付の基準は一般には品種差がとられている。米では細粒米種（マシノと呼ばれる）が第一級米にあげられている。更に人によってはこれを2、3の等級に格付細分している。大粒米（モウトと呼ばれる）はどこでも最下級である。この大粒米も人によっては2つの等級に分ける。一般に大粒米の食味は細粒米より落ちるとされている。

とうもろこしは色によって分けられている。白色と黄白及びその混じったものに分けられることが多い。まったく分けない商人もいる。

小麦も色によって2～3の等級に分けられている。白色と赤色を基準にして分けられることが多い（赤色が安い）。

からしなは調整のできの程度によって、砂の混入の少ないものと多いものに分けられている。各穀物の等級による価格差は、Narayanighat

の一穀物商の例で示せば、次の如くである。

穀物の等級別価格

単位：ルピー (Rs)

区 分	単 位	1 等 級	2	3	4
精 米	1 Pathi	7.10	6.50	6.30	6.20
小 麦	1 "	4.75	4.00	3.50	
からしな	28Pathi (1ボラ)	2150	2100		
とうもろこし	取引き例なく建値段なし				

Narayanighat, Chitwan 郡の一穀物商において

資料：REMF 市場調査1971年5月

米では1等級であるマシノ（細粒米）は少なく、3、4等級のモウト（太粒米）の取引が多い。小麦では Lerma Rato（レルマ赤）と呼ばれる3等級のものが多い。

農民が農産物を販売する販売先きは大きく分けて産地専業仲買人・兼業仲買人（以後仲買人・商人（注-3）と呼ぶ）及び産地穀物商の2つになる（本章第2節参照）。前2者への販売は農家の庭先きで行なわれることが多く、後者のそれは、農民が輸送費を自ら負担して集散地の穀物商へ直接売るのである。農民が売る場合の農家の庭先き価格と、穀物商の店頭価格の両者の価格差は、聴き取りの限りでは農家の庭先から穀物商までの輸送費と加工費（米の場合 — 本章第2節第4項参照）の差以上には出なかった。農民も、両者の価格差が輸送費など以上になるならば穀物商へ直接販売すると言っている。

しかし仲買人・商人の機能が農民と穀物商との間の運輸機能を担当するだけではその存在理由が弱い。本章第2節でも触れる如く米の加工では加工利益をあげているし、集荷による利益も大きいと思われる。輸送手段を仲買人・商人は所有することが少なく、他のものを賃借するわけであり、輸送による利益はほとんどないと思われる。仲買人・商人は彼ら自身の貯蔵庫を持つことはほとんどなく（ライスミルは別であるが）、貯蔵によっ

て日々の価格変動差の利益を生み出すということも少ない。ただし、穀物商の中には彼ら仲買人に賃借料をとって倉庫を貸す者もあると聞いている。聴き取りで判らなかつたことでもあり、推測の域を出ないが、仲買人・商人は大量集荷による利益を何らかの形で受けていると思われる。穀物商は穀物商だけで集会を開くことがあり、仲買人等との取引価格についての取り決めが成されていると思われる。

③ 販売の時期

図-1で知ることができるように各穀物の月別の価格変動はかなり大きい。農民はその価格変動にどの様に対応しているか。多くの農民は価格変動を利用することによって生み出すことができる利益を享受していない。

米、小麦、からしなは収穫後2ヶ月以内にその大半が販売される。多くの農民は自家消費分を控除して残りを1～3回に分けて販売しつくしてしまう。次の表によっても知り得よう。

穀物商における取引最盛期と収穫期との関係

区 分	取 引 最 盛 期	収 穫 期
米	11中～3中月	11下～12下月
とうもろこし	7中～11中	8下～9上
小 麦	4中～5中	4上～5上
からしな	2中～3中	2上～3上

Chitwan 郡Narayanighat の一穀商において
収穫期はNarayanighat 周辺の目安である。

資料：REMF 市場調査1971年5月

図-1と照らし合わせてみれば一目瞭然であるが、米、小麦、からしなは安い時期に多く売られている。

日常の生活費のほかに農民が現金を一番要求するのはダサイと呼ばれる10月に行なわれるヒンディー教祭りである。この祭りは1週間以上続き、その間官公庁学校は全て休みになる。農民はこの祭りのため、衣服の新調

その他交際費などに多額の出費をする。又常雇を置く農家も給料衣服をこのダサイの前に出すことが多い。しかしこの祭りは米の収穫前であり、農民は商人等から金を借りたり、現物（衣服のための生地など）を借りたりすることが多い。その為農民は米を早く売らざるを得ない。農民は貯蔵庫をもたないから早く販売せざるを得ない。又納税（地租）期が4～5月であることも早期販売に影響を与えているようである。地租の額は1Bigha（約0.68 ha）当り39Rsで必ずしも大きくないが、このことが農民に心理的な影響を与え、穀物（この場合からしな、小麦）を早く売らせているようにも考えられる。

とうもろこしは家畜の飼料としても使われ、更に貯蔵が容易なことから備荒食糧としての価値が一般に認められていて、畑地帯では収穫時に大量に売ることをせず、現金を必要とする時だけ販売する例もある。しかし皮肉なことにとうもろこしは収穫期に高値となっている（図-1参照）。

注-1：入植者にグルカ兵出身者や出かせぎ出身者が多く、現金をもって入っている。

注-2：家畜の“アディヤ”と呼ばれる。やぎを例に取れば、やぎを貸しつけ、日常の飼育管理を一切行なわせ、できた仔を半々にする（現物でできない場合は現金にて）制度である。牛（メス）についても行なわれている。

東部テライでは多く行なわれているが、Chitwanでは少ないと思われる。REMFの調査では2例（やぎ、牛）を見たのみである。

注-3：兼業仲買人としての商人には次のものがある。一つは在村の商人で、生地商や食糧品商が多い。他の一つは町の商人で各種の商人が仲買を行なう。仲買の店舗を構えた専業の仲買人はいない。

2. 流通ルートと取引諸慣行

① 流通ルート

農民は生産物を図-4が示すルートによって販売する。図に示されるほか直接消費者又は小売商、飲食店に直接販売されるルートもあるが、それらのルートに乗る生産物の量は極めてわずかである。どのルートにより、多く販売されるかは農民のおかれた地理的条件によっても異なる。集散地（主要な集散地はNarayanighat, Rotnagari Tari, Khairai）に近い処では自然に農民が直接穀物商に販売することが多い。遠い処では直接販売が少なくなる。販売の主ルートは、生産者 → 村内商人（兼業仲買人） → 穀物商と、生産者 → 仲買人（専業仲買人） → 穀物商の2つである。ここで言う穀物商とは集散地に居る商人で穀類の集荷販売を専門に行なう産地穀物商を意味する。村内商人でも大きいものは直接大集散地（Birganj など）へ販売することもある。大きな地主を除けば生産農民が他の農民の農産物を買集めて、それを穀物商や仲買人に売る、即ち生産者が仲買人の機能を果たす事例は見る事ができなかった。穀物商が直接生産地へ行って購入集荷することはない。

政府機関の1つである貯蓄公社 Saving Corporation (S.C.) は農民への融資、農機具の販売、農産物の買い取りなどを行なうのであるが、現在これを利用するものは極くわずか、農民にあまり知られていない。S.C. は貸し倉庫業も行ない、穀物を貯蔵することによって農民がよりよい条件で販売することが出来るようになっているし、その間の融資もしてくれるのである。

図-3は生産者から最終段階である消費者までのルートを示すものである。ルートA, B, Cは原則としてChitwan 地区内だけに限られているルートである。A, Bにはあらゆる生産物が乗ると言える。そのうちでもBに乗るものとしては野菜、乳製品、穀類である。域内の消費市場が小さいためA, B, Cのルートに乗る農産物の量は少ない。Cルートには鶏卵が乗る。集卵のみを専門に商なう商人がいて定期的に村々を回って鶏卵を買集め、それを町の小売店、飲食店などに卸すのである。

ルートE、Fは穀類、豆類に見られるもので主要なルートである。そのうちでもルートEは最も太いパイプである。産地仲買人(専業兼業の二者いる)が農民から集荷し、それを産地穀物商に販売する。ルートDは産地仲買人が産地穀物商を通さず直接大集散地の穀物商に販売するルートである。これに乗る農産物の量は少ない。農民が直接産地穀物商に販売するルートFに乗る農産物の量はルートEのそれよりも少ない。

既述の如く穀類豆類に限ってみればルートA～CはChitwan内に限られるルートであり、その機能を担当する者も地区内に限られる。EとFは主に地区外への流通ルートである。このうちChitwan内において担当される機能は集荷機能のみで、Chitwanの集荷業者(産地仲買人・穀物商)が直接消費地の小売店へ販売するなど、分荷機能をも担当することはない。こゝからインド、中国(チベット)向けへ直接出荷されることはあってもそれは彼らこゝの集荷業者が直接販売するのではない。

以上Chitwanには農産物の流通ルートとして主要なものだけでも上記A～Eの5ルートがある。この他それぞれの流通担当機関を省ぶくルート、例えば生産者→仲買人→消費者などもあることはあるが稀れである。これら各ルートとそれに乗る農産物の量の関係を見ると、流通担当機関が多いもの程(ルートD、E)それに乗る農産物の量も多いことが判明かする。流通機構の複雑さは一面では、その複雑な機構に乗る農産物の取引量が大きいことを意味している。ChitwanにおいてルートD、Eに乗る農産物(穀類、豆類)の生産増加に対する消費余力は大きい、B、Cのルートに乗る野菜、鶏卵等の様なものは取引量が小さく生産増加はたちまち供給過剰になる。

② 仲買人と穀物商

Chitwanでは所謂仲買人を職業とする者が3者ある。一つは仲買を専業とする仲買人、他の二つは兼業仲買人としての在村商人と町の商人(第1節注一3参照)である。後二者はそれぞれ店舗、例えば雑貨商などをもち、仲買を専業とするものではない。農民は専業仲買人と兼業仲買人とをあまり区別せず、聴きとりでは専業仲買人がどれだけいるか判からなかつ

た。町の穀物商の話では専業仲買人は多くない。なお所謂「買子」(注-4)はいない。在村の商人が全て仲買を行なうわけではない。在村の商人の中で資金を豊富に持つ比較的大きな商人即ち、ライスミル、生地販売商、食料品商を兼ねる飲食店商などが仲買を行なう。村内各所にある茶店は仲買をほとんどしていない。町の商人では食料品商や飲食店商などが仲買をすることが多い。

穀物仲買の仕事を“Suka ko kam”(0.25ルピーを儲ける仕事)と呼ぶ人もいる。米1Pathi(約4.5℔)につき0.25Rsの利益をあげるという意味である。ネパール語では「仲買人」を意味する言葉が2つある。一つはCommission Merchantとしての仲買人を意味する“Dalali”で、他の一つは自分の責任で売買を行ない手数料ではなく、売買そのものに利益を見い出そうとする仲買人を意味する“Beypari”である。Chitwanには手数料商人としての仲買人“Dalali”はいない。尚一般商人も“Beypari”と呼ばれるのであるが、その利益のあげ方からすれば当然である。

穀物商は仲買人から金融の要請があった場合、期間の短いものであれば前払い金の形で融資することがある。これはあくまで前払金としてであり、仲買人はこの穀物商に販売することが義務づけられる。仲買人はこういう金融を通じて特定の穀物商(複数の場合もある)とのみ取引関係を持つようになる。一方穀物商は在村の商人に対してはほとんど金融をしないとされる。それだけ穀物の販売に当っては在村の商人は仲買人以上に販売先きたる穀物商を自由に選ぶことができる。穀物商は農民に対する前払金等の融資を決してしない。

仲買人と農民との結びつきはほとんどないと思われるが、在村商人と農民には融資関係があることが多い。

穀物商は穀物の計量や倉入れ、出荷のため使用人を置いている。彼らの賃銀は歩合制である。

穀物商はNepal Bank(ChitwanではNarayanighatとRotnagaritariに支店を持つ)から年利10%、期間6ヶ月の運転資金の融資を受ける。銀行は穀物商の規模に応じた融資限度を店ごとに設定している。一般「仲買人」に対してはこの種の融資を行なっていない。REMFの調査に

よっても、在村商人で銀行から融資を受けている例を見ることができなかった。「仲買人」は自己資金で仲買を行なっている。たゞし仲買人が穀物商から融資を受けることもあることは既述の通りである。穀物商はインド人又は両親がインド人で本人はネパール人というインド系ネパール人が多い。

Narayanighat には約30軒の穀物商があるが、うち約7軒は首都Kathmanduに、7軒はRaxaul(Birganjに接するインド側バザールで、こゝからは印度の各地へ鉄道が敷かれている——第1章図—1参照)、3軒はBirganjに本店を持っている。残りの約半数のものはその根拠を、Narayanighatだけに置くものである。本店・支店といっても、それは身内のものによって運営されることが多い。

Chitwanには商工会があり110名の工場主、商店主から構成されている。役員は11名で工業から4名、商業から7名選出する。道路(バザール内)の補修、学校建設、ゲストハウスの管理運営をその主な活動としている。業種別の組織はないが、穀物商は彼らだけで集會を持ち、穀物の買入れ値段などについて協議すると言われている。

③ 輸送と流通

NarayanighatからBirganj,Kathmanduに出る道(Hitawra—Narayani街道と呼ばれ、HitawraでBirganj—Kathmandu街道に交叉する)は一応周年利用ができる。しかしNarayanighatから各農村を結ぶ道路は、道路とは名ばかりで雨季にはジープの通行さえ不可能な処もある。従って6～9月は穀物商が一番暇な時期である。

農民が所有する輸送手段は、全ての農民が持っているわけではないが、牛車である。しかしNarayanighatから遠くなれば牛車で穀物などを運ぶことは乾季でさえも困難である。また牛車の搭載能力は小さく枊の場合で最高9ボラ(約450kg)しかない。少し遠くなれば搭載量は更に少なくなる。乾季には主要道路沿いの村からNarayanighatまで大型ジープが準定期的に運行されていて、人貨物の運送に当たっている。農民はこれを利用することができるが、これとても一度に大量の穀物を運ぶのには手間がかかる。そればかりか道路まで農産物を自分で持ち出しておかねばなら

ない。村には牛車によって貨物の運送を請負う農民がいる。この利用料はジープのそれと同じである。農民は手間と費用をかけて町まで穀物を持ち込んでも、輸送費に見合う程度しか高く売れないので、自然と庭先取引を行なう仲買人、商人へ販売することが多くなる。

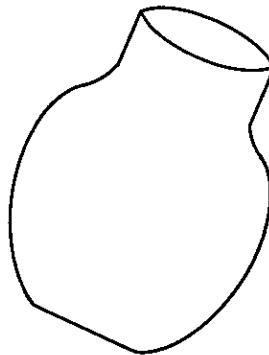
仲買人、商人は出荷の最盛期には農家の庭先まで車乗りつけて集荷に当る。だから農民にとって販売上の隘路であるこの輸送の問題が解決されることになる。仲買人、商人はほとんど自動車等を所有しないが、村内又は町のものを買ってチャーターしてくる。

穀物商が地域外へ出荷する場合はトラックが利用されている。穀物商の中には自分でトラックを持つ者もあるが、大半の者は輸送を専門に行なうトラック会社、個人に運送を委託する。ナラヤニでは20～30台のトラックの調達が可能と言われている。運送中の事故については運送担当者が責任を持つ。NarayanighatからKathmanduまでは1ボラ(28Pathi, 約126ℓ)12Rs、Birganjまでは4Rsである。1台のトラックの積載最高限度はKathmanduへは125md(約4.7t)、Birganjへは150md(約5.6t)である。

④ 取引諸習慣

一般に穀物の売買は風袋を含めない。従って風袋ごと販売する場合は風袋の費用は別途に支払われる。包装には麻袋(ボラと呼ばれる)約126ℓ入のものが使われる。

農民が仲買人、商人、穀物商へ販売する場合の計量には計量容器(ます)が使われ、容積量で計られる。ますとして金属製の右図の如きものが使用される。商人等は政府認定の刻印のあるものを使うことになっている。計量される容量単位及び計量容器は次に示される。



容器の容量単位	メートル換算	注
1 Pathi	約 4.5 ℓ	1 Pathi = 8 Mana
2 Mana	" 1.1 ℓ	
1 Mana	" 0.55 ℓ	

表記引外に、Mana の下のますがあるが穀物の売買にはほとんど使われない。農民が販売する場合多く Pathi のますが使われ、1 Pathi 以下の端数は目分量にて清算する。計量は全て手で行なわれ、ますの口が盛りあがる程穀物が入れられ、手で盛りあがった部分を削り取る。なお一般に生産量を表わす単位としては、穀物なら Muri が使われ、からしなの場合にはこの Muri の他 Bora が使われる。1 Muri = 20 Pathi, 1 Bora = 30 Pathi である。穀物商では 1 Bora = 28 Pathi としているが、農民の段階では 30 Pathi である。ネパールでは計量単位として次のものが一般に使われる。

Mond = 約 37.3 kg (Tarai で使われる)

Muri = 約 90 ℓ (山岳部で使われる)

Kirogram

それぞれの単位には下級単位がある。地方によって使われる単位が異なり、Chitwan では Muri が使われる。たゞし野菜など重量単位が便利なものには Darni (約 2.3 kg) 又は Kirogram が使われる。キログラムはあまり普及していない。Chitwan の穀物商が農民、仲買人、商人から購入する段階では容積単位である Pathi が使われ、ここから Kathmandu や Birganj へ出荷する場合には 100 kg (クイントル) を単位としている。そしてそれが消費者の段階で再び各地方で広く使われる単位に変更されるのである。

小麦、とうもろこしなどは脱穀されたまゝの形態で販売される。からしなも普通農民は種実のまゝ販売するが、搾油して油を小売するという農民もいた。ライスマルでは搾油し約 20 ℓ 入りの罐に入れ、山岳地へ売るものもある。

米の販売においては粳で販売するのと、精米にして販売することの 2 通

りが行なわれている。農民が仲買人、商人、穀物商に売る場合はほとんど
、 杧のまま販売する。農民が精米を売るのは一時の換金目的のため比較的
、 少量を販売するときである。仲買人、商人は農民から杧で購入し、それをラ
、 イスミルで精米に加工し、精米を穀物商に販売する。農民が穀物商に直接
、 販売する場合も杧で行なわれるが、Chitwanの穀物商は杧で買ったものは
、 杧で販売する。Chitwan では農民の自家精米は自家消費分についても行
、 なわれていない。

仲買人、商人による杧加工利益を試算すると次の如くなる（表3、4参
照）。精米1MDを作るのに実質支払い費用は1.7Rsに過ぎない。杧と精
米の市場価格の差は表-3で示すように、4~5月を除けば、その精米費用
（1.7Rs）を大きく上回る。米の出荷最盛期である11~12月で杧と
精米の価格差は3.9Rsであり、加工支払い費用1.7Rsを引けば加工の利益
は精米1MD当り2.2Rsとなる。それは精米価格の4%強に相当する。農
民がこの利益を自分のものにし得ないのは輸送手段の欠如がその一因とも
考えられる（注-5）。

農民が生産物を販売するときの建値の基準となる容量は時期によって異
なる。出荷最盛期前後、即ち大量取引がある時期にはその穀物について1
Muri(20Pathi)が基準となる。そしてMuri以下の端数は1Muri =
20Pathiで割り出される。その他の時期には1Pathiが基準となる。時
には1Muriの代わりにBoraが使われる。これはからしなの場合に多い。

販売される農産物の引き渡し時点には全て当事者の目前で計量容器によ
る計量が行なわれる。仲買人、商人は大量の販売を行なう場合、サンプル
を持って事前に穀物商と価格の交渉を行ない販売先きを決定する。取引
価格はサンプル持参の時点で決められるが、取引総額がいくらになるかは、
現物量を確認するまで決められない。現物は翌日までに搬入され、ここで
計量が行なわれて支払いが行なわれる。

代金の決済は現金を原則とする。販売物の引き渡しの時点で支払いがな
される。収穫前に、その収穫物を販売することを担保にして融資を受ける
場合は別であるが（第4章参照）、仲買人、商人は農民に対して前払金な
どの支払いは行なわない。穀物商から仲買人、商人に対する支払いも現金

又は小切手で行われる。手形は使用されていない。仲買人に対して前払金が支払われることは既述の如くである。更に穀物商同志の取引においても現金、小切手にて決済される。こゝでも手形は使用されない。各取引は両者の立合いのもとに行なわれることが多く、その場で現金又は小切手が支払われる。銀行振り替えが利用される場合には取引成立後7日以内に受け取り人名義の口座に振り込まれることが習慣になっている。手紙による取引も時には行なわれる。その場合出荷地の出荷時点での相場で支払いがなされる。

穀物商は各自穀物貯蔵室又は倉庫を持っている。最大の貯蔵能力を持つ穀物商で、倉庫に1,500~2,000 Bora、貯蔵室及び事務所に500~600 Boraと言われている。Narayanighatには倉庫をいく棟か見ることが出来るが、中には3軒の穀物商が共同で建築した倉庫もある。仲買人、商人はほとんど倉庫を持っていない。

注-4：買子とは穀物商の依頼を受けて、一定の手数料で穀物を集荷するもの。

注-5：販売量の全てを農民がライスミルまで運ぶのは非常に手間のかかることである。第1に輸送手段が少ない。たとえあっても牛車であり、大量の積載はできない。道路がわるく輸送そのものも困難である。

従って輸送を集約的に行なう仲買人、商人又はライスミルによって加工が行なわれている。

3. 農産物の消費市場

Chitwan はネパールでも1, 2を争う農産物の余剰生産地区である。地区内には目ぼしい消費市場がなくそれら農産物は地区外に移出される。Chitwanの農産物の移出先をNarayanighatの一穀物商でその例を見れば次表の如くである。

穀類の取扱い量とその出荷先別割合

区 分	取扱い量 Muri	出荷先別割合 %	
		Kathmandu	Birganj
米	6,000	90	10
からしな	4,000	80	20
とうもろこし	2,000	25	75
小 麦	700	5	95

Chitwan 郡Narayanighat の一事例

資料：REMF 市場調査1971年5月

米はネパールの重要な輸出商品であり(注一6)、インド、中国へ輸出されている。しかしChitwan の米はネパールでも銘柄品として知られており、輸出に向けられずに国内消費が多いという。上記表を見ても米は多くがKathmandu 移出されている。Kathmandu から中国(チベット)に輸出されるものもあるがその量は少ない(注一7)。Birganj へ出荷されたものはその大半がインドへ行くものと考えてさしつかえない。従ってとうもろこしの多くはインドに輸出されるものと思われる。小麦はインド国内産の方が安いと聞いている。なお1971年9月に改訂なったネパール・インド通商協定では、インドはネパールからの輸入穀物に対して税をかけない旨取り決めされた。

注一6：資料は1963-64年と古い、当年度の総輸出額291,171,000Rsのうち粳、精米が126,901,000Rs.と全体の44%を米で占めている。
(Foreign Trade Statistics 1963-64, Central Bureau of Statistics, MEP, HMG of Nepal)

注一7：1963-64年には総輸出額のうち中国向けの粳、精米は34,700Rsでわずか0.1%である。(前掲資料)

4. 農産物価格の地域差と価格変動の相互関係

① 価格の地域差

ネパールは国内の交通網が整備されておらず農産物の価格は地域によってかなり異なった動きを示す。ここではChitwan に近い三都市Birganj, Kathmandu 及びJanakpur (Janakpur県Dkanukha郡) の価格をNepal Rastra Bankの調査から見てみる(表-1, 図-5参照)。

Janakpurは現在Kathmandu, Birganjへ通じる道路を持たない。インド国境に近い町であり、ジープが通よう道が一本ある。これは現在舗装工事中である。またJanakpurからインド国境まで軽便鉄道が敷かれている。1日1～2往のみである。現在ソ連の援助によってBirganj—Kathmanduの道路へ連絡するハイウェイの建設が着実に進んでいる(完成は予定より多少遅れていて1972年になろう)。完成の時にはNarayaniと同様、Kathmandu, Birganjへ1日以内の行程となる。第1章の表-4が示す如くJanakpur県も農産物の余剰生産県である。又そのDkanukha郡も27千トンの余剰穀物を生産している。

消費地であるKathmanduと他の二地区では調査された穀物の計量単位が容積と重量と異なり正確な比較はできないが、一般にKathmanduの価格は変化が一様であって、その変動幅も小さい。生産地であるBirganj, Janakpurのものは変化に富み変動幅も大きい。消費地と生産地の価格の違いもこの図で読みとることができる。

加工された農産物である小麦粉およびからしな油の消費者価格は、その原料の生産者価格が大きな変動を示すにも拘らずほぼ一定である。流通加工段階において原料価格の変化は全て吸収されている。一方生産地での販売の形態のまま消費される米、とうもろこしでは生産者価格の変化がKathmanduの消費者価格にまで影響している。

同じ生産地であってもBirganjとJanakpurは変化のしかたが異なる。Janakpurの価格は変動幅がBirganjのものより大きい、これは一つには、他の地域との結びつきの悪い、言わば閉鎖された市場であるJanakpurの市場の狭さを反映していると思われる。

Chitwan の価格については類推の域を出ないが、Chitwan が道路で Birganj と直結していることを考えれば、Janakpur よりは Birganj での価格に似た動きを示すであろう。

② 農産物の価格変動の相互関係

Chitwan における農産物の価格が「収穫期に安く、端境期に高い」という一般通念と多少異なった動きを示していることは既述のことであるが（本章第1節第2項参照）、どのように異なるかを Birganj の価格を例にとりながら見てみる（図-1, 6参照）。

先きの一般通念を模式化してみると図-6のグラフとなる（点線）。これに各穀物の実際の変化の模式グラフ（実線）を組み合わせれば、とうもろこしはその通念と著しく異なることが判かる。米でも高くなるべき端境期に高くなっていない。小麦だけは両者のグラフはほぼ一致した変化を示している。またそれぞれの穀物の実際の変化のグラフにおいて、ほぼ同じ月に同様な傾向を示している時期がある。図-1の斜線部分（穀物の収穫期を示す）がその事情を示している。以下それぞれの穀物の価格変化の相互関連性を図-1を参照しながら考察してみる。

米の収穫期である11～12月には米の価格が底値を示している。小麦、とうもろこしにおいてもこの時期に価格が極値を示している。このことから米の収穫による市場出回りが、小麦・とうもろこしの価格に影響を与えていることが考えられる。

とうもろこしの収穫期（8～9月）を見ると、とうもろこし自体の価格は高水準にある。小麦の価格にはほとんど影響を与えていない。米の価格はこの時期には端境期に向かって上昇傾向になるのが一般通念であるが、とうもろこしの収穫期を契機として逆に下向いている。そして米の端境期に米の価格を中位以下に引き下げている。とうもろこしは米の価格に強い影響を及ぼしている。

小麦の収穫期（5～6月）には小麦の価格は急落し底値を示している。とうもろこしは通念ではこの時期は端境期でもあり高値を示すのであるが、逆に安値をつくっている。小麦がとうもろこしの価格に非常に大きな影響

を与えているのである。小麦は米の価格にはほとんど影響を与えていない。小麦だけは独自の価格を形成している。

この価格の相互関係は、それぞれの穀物の食品としての利用に代替関係があることをも示している。即ちとうもろこしは小麦，米によって代替される。又米は端境期にはとうもろこしによってかなり代替されており、価格が低下している。小麦だけは食品としての独立の使用価値を持っていて他と競合しないと言えよう。

図-1においてからしなはとうもろこしの収穫期に底値を示し、米の収穫期に安値を示している。食油原料であるからしなの子実が、穀物の価格に影響されているのか、それとも他の要因によって起きた現象であるのかは不詳である。

表-1 主要穀物の月別平均価格(1970年7月中-1971年7月中)

単位：ルピー

区分	単位	調査地	7-8月	8-9	9-10	10-11	11-12	12-1	1-2	2-3	3-4	4-5	5-6	6-7
Paddy	MD	Birganj	425	3200	3400	3200	30.13	3350	3250	3350	3488	3988	3700	3450
	"	Janakpur	425	4730	3467	3750	30.00	3450	3400	3475	3750	3725	3875	3600
Rice	MD	Birganj	7125	6000	6100	5825	5025	5725	5725	5675	5875	6125	6288	6950
	"	Janakpur	7040	8464	6367	8000	6217	5125	4200	6025	5900	6150	6700	6700
Wheat	Mana	Kathmandu	1.10	1.13	1.12	1.00	0.92	0.88	0.87	0.87	0.87	0.88	0.92	0.95
	MD	Birganj	4875	4900	5100	5200	47.50	5050	5025	51.50	53.75	37.25	26.00	29.50
Wheat flour	"	Janakpur	5065	4880	5050	6600	55.00	6000	5684	6000	6000	40.50	45.50	41.00
	Darni	Kathmandu	450	438	434	442	447	442	442	438	450	450	450	450
Maize	Seer	Birganj	1.00	0.94	1.00	1.00	0.83	0.78	0.90	0.89	0.90	0.80	0.48	0.77
	"	Janakpur	1.00	0.98	0.91	1.04	1.10	0.85	0.93	0.88	0.85	---	---	0.75
Masterd Seed	Mana	Kathmandu	0.50	0.47	0.45	0.50	0.50	0.49	0.46	0.50	0.48	0.54	0.49	0.56
	MD	Birganj	9200	8700	9650	10100	9100	10075	9325	8575	8800	8550	8475	8550
Masterd Oil	"	Janakpur	11000	11000	10000	9000	9250	11000	10167	9000	9000	9000	9045	7500
	Mana	Kathmandu	800	842	850	850	850	850	838	804	800	800	800	800

注 MD = 約 37.3 kg, Seer = 1/40 MD

Mana = 約 550 cc

Darni = 約 2.3 kg

平均値の算出は月の半ばと末日の2日の価格の単純平均による。

Paddy と Rice は Moto と呼ばれる太粒種である。Kathmandu の Rice は Tauli 種 (Moto) である。

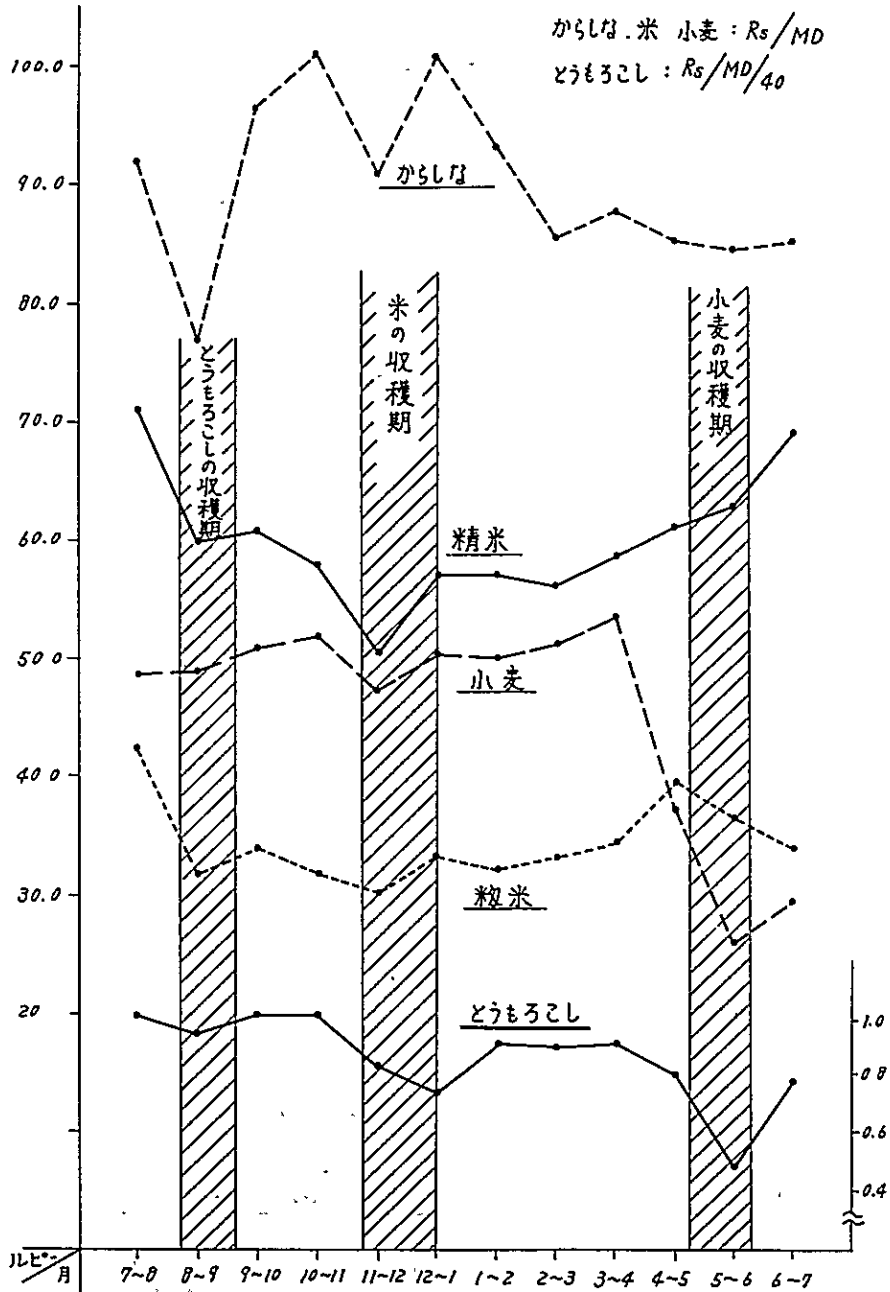
Source: Nepal Rastra Bank, Research Section, Kathmandu 調べ。

表-2 Birganjにおける主要農産物の高値と安値(1970年7月-1971年7月)

区 分	単 位	高 値		安 値		収 穫 期	差 高値- 安値	割合 高値/ 安値
		ルピー	月	ルピー	月			
米 (精米)	MD	7125	7-8	5025	11-12	11-12	ルピー 2100	142%
" (粳)	MD	4250	7-8	3013	11-12	11-12	1237	141
からしな	MD	101.00	10-11	8475	5-6	2-3	2625	131
とうもろこし	Seer	1.00	7-8 9-10	048	5-6	8-9	052	208
小 麦	MD	53.75	3-4	26.00	5-6	4-5	27.75	207

出所：前掲表-1より作成

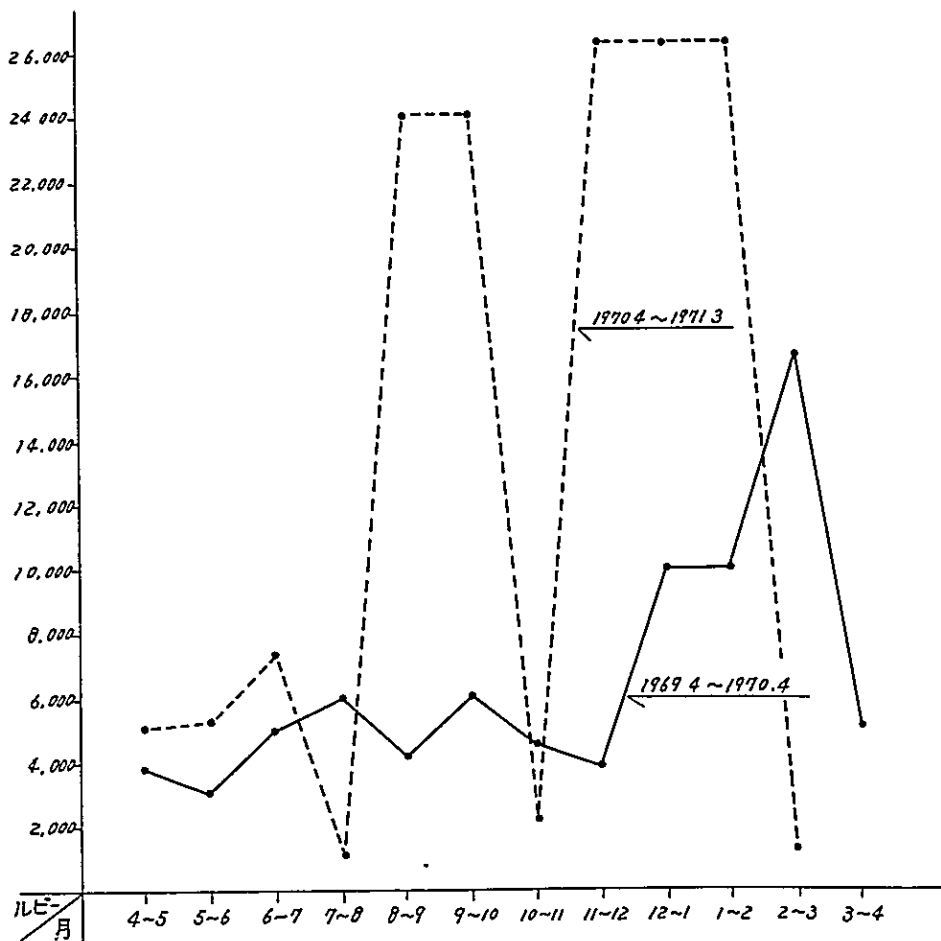
図-1 Birganjにおける主要穀物の価格変化



出所：前掲表-1より作成

注：どうもろこしについては右軸が適用される。

図・2 Narayanighat 村の穀物移出課税収入



附 表

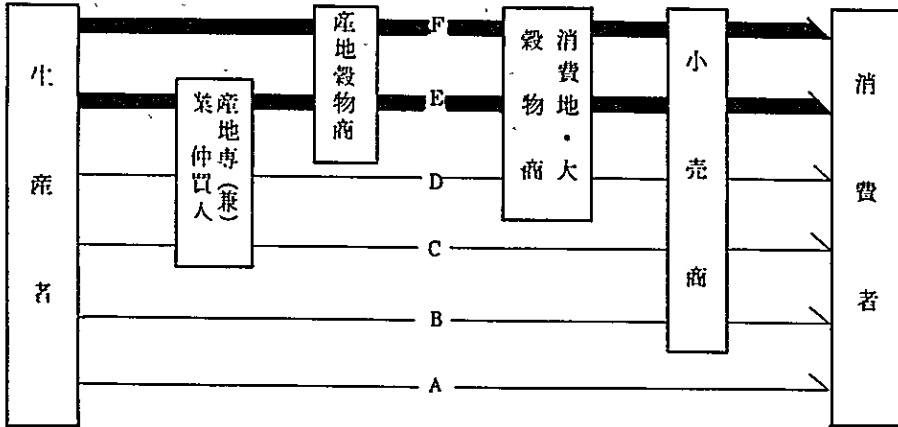
単位：ルピー

区分	月	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9	9~10	10~11	11~12	12~1	1~2	2~3	3~4
1964~'70.4		3937	3049	5003	6052	4290	6069	4526	3935	10079	10022	16619	5044
1970.4~'71.3		5132	5292	7413	1147	24080	24030	2238	26268	26268	26268	1395	-

注：1970.4~'71.3 のには同額の数字が出ている、そして3~4月から課税が中止された。

資料：Narayani 県 Chitwan 郡 Narayanighat 村事務所

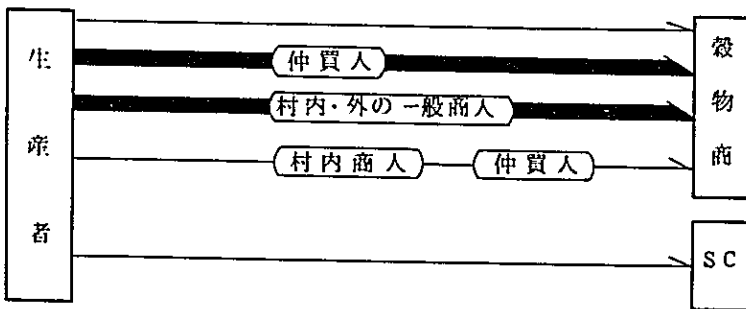
図 3 Chitwan における農産物の流通ルート



印のルートはメインルートであることを示す。

資：REMF 市場調査 1971 年 5 月

図 1 生産者から集荷段階へのルート拡大図



SCとは貯蓄公社 (Saving Corporation) のことで政府機関である。農民への資金融資などを行なう。

印のルートはメインルートであることを示す。

資：REMF 市場調査 1971 年 5 月

表-3 Birganj の粳と精米の価格比較

単位：ルピー

区 分	7~8	8~9	9~10	10~11	11~12	12~1	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7
粳 1 MD の価格	425	320	340	320	301	335	325	335	349	399	370	345
精米 1 MD 相当 の粳の価格 A	65.4	49.2	52.3	49.2	46.4	51.5	50.5	51.5	53.7	61.4	56.9	53.1
精米 1 MD の価 格 B	71.3	60.0	61.0	58.3	50.3	57.3	57.3	56.8	58.8	61.3	62.9	69.5
粳・精米の価格 差 B-A	5.9	10.8	8.7	9.1	3.9	5.8	7.3	5.3	5.1	-0.1	6.0	16.4

出所：前掲表-1 より作成，加工
精米率を 65% として精米 1 MD に相当する粳の価格を算出する。

表-4

精米 1 MD に相当する粳の量 = $1 / 0.65$ MD

(精米率を 65% として算出)

粳 $1 / 0.65$ MD = 1.15 Muri

(1 MD = 37.3 kg, 1 Muri = 50.0 kg として算出)

粳 1 Muri の差引支払い精米費用 = 1.5 Rs

(加工費 2.0 Rs, 調整費 1.5 Rs, 副産物販売収入 ⊗ 2 Rs)

粳 $1 / 0.65$ MD の支払い精米費用 = 1.7 Rs

精米 1 MD に相当する粳の支払い精米費 = 1.7 Rs

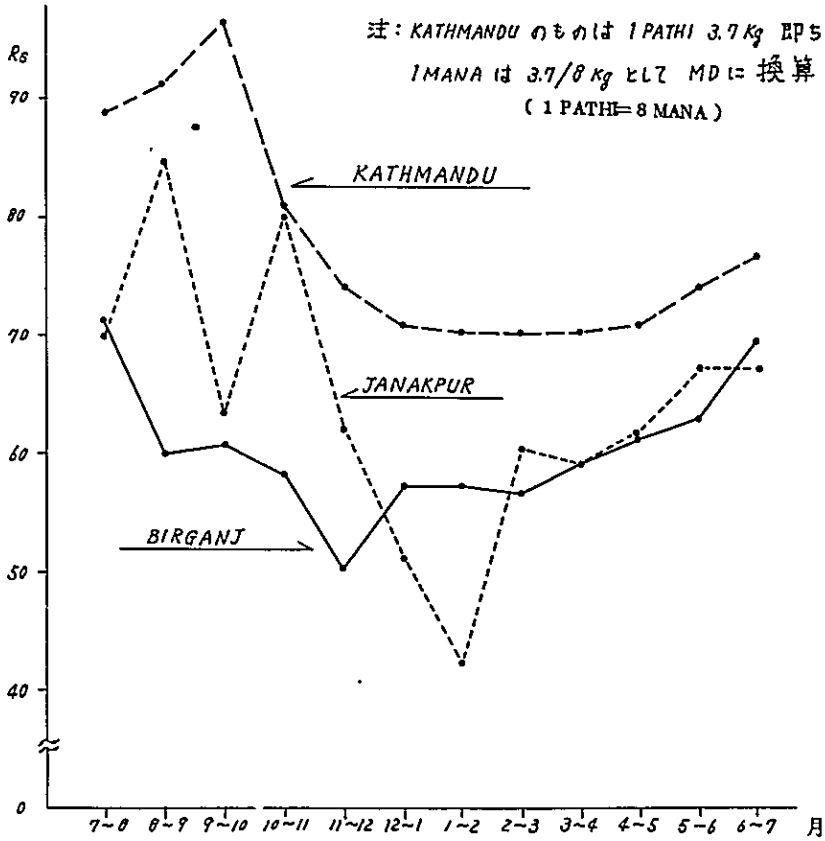
⊗ 屑米 1 Rs, もみ・ぬか 1 Rs.....Chitwan, Gitanagar のライ

スマイルでの聴取り。

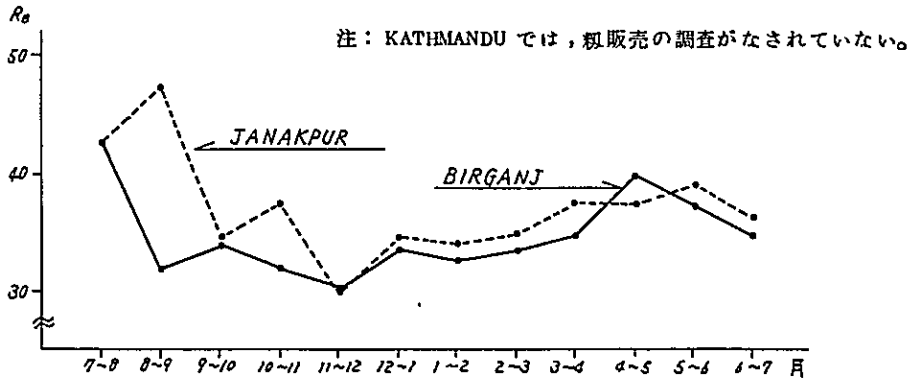
図-5 (A~E) 主要穀物価格変化の地域間の比較

(1970年7月~1971年7月, 前掲表-1より作成)

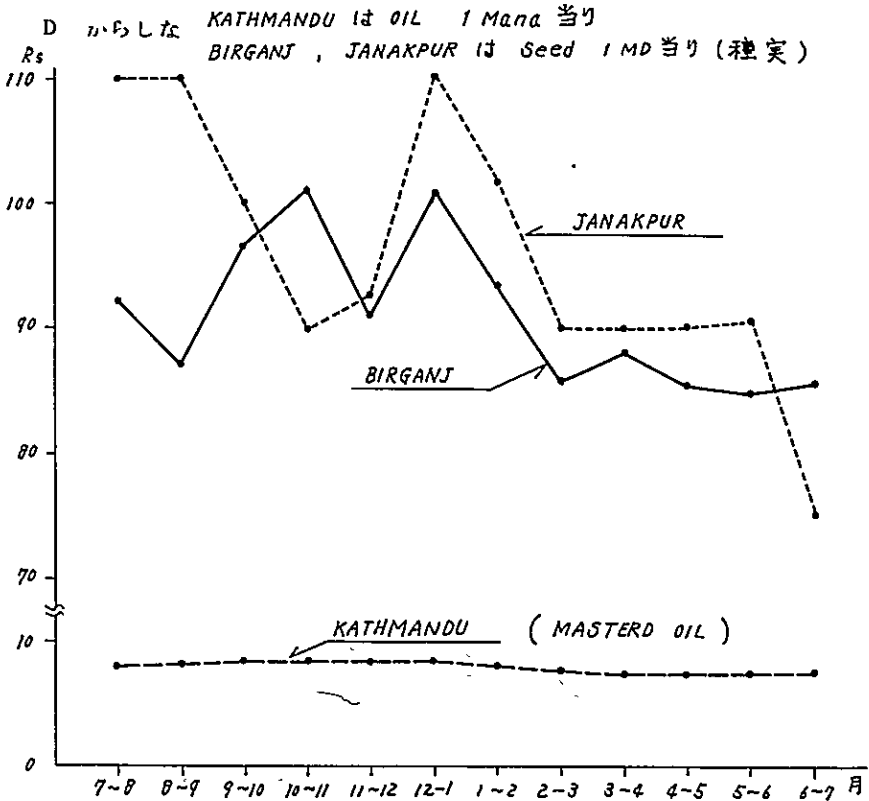
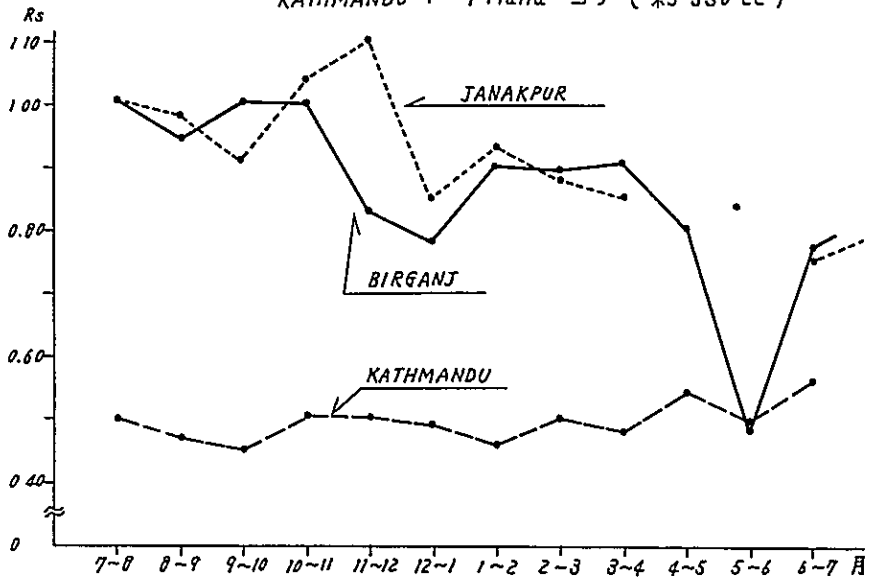
A 精米(太粒米) 1MD当り



B 粃米(太粒米) 1MD当り



C とうもろこし BIRGANJ, JANAKPUR : Rs/MD/40. (Seer 294kg 当り)
 KATHMANDU : 1 Mana 当り (約 550 CC)



E 小 麦 1 M D 当 t)

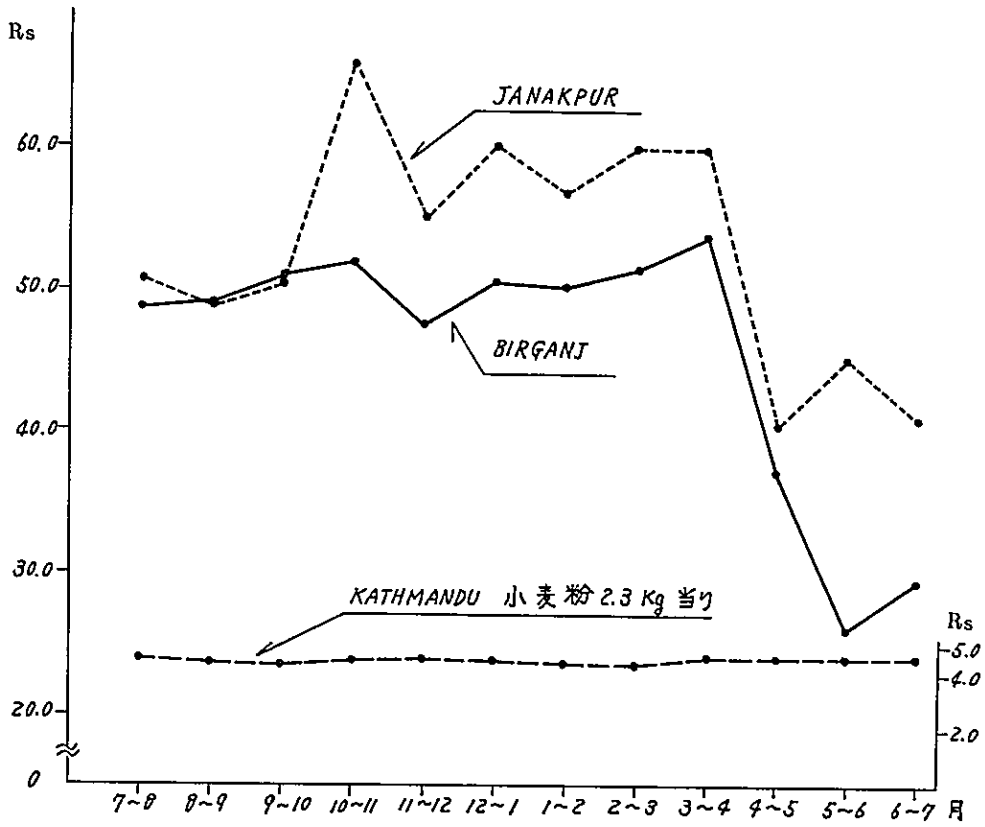


図-- 6 Birganjにおける主要穀物の価格の
実変化と想定変化の模式グラフ

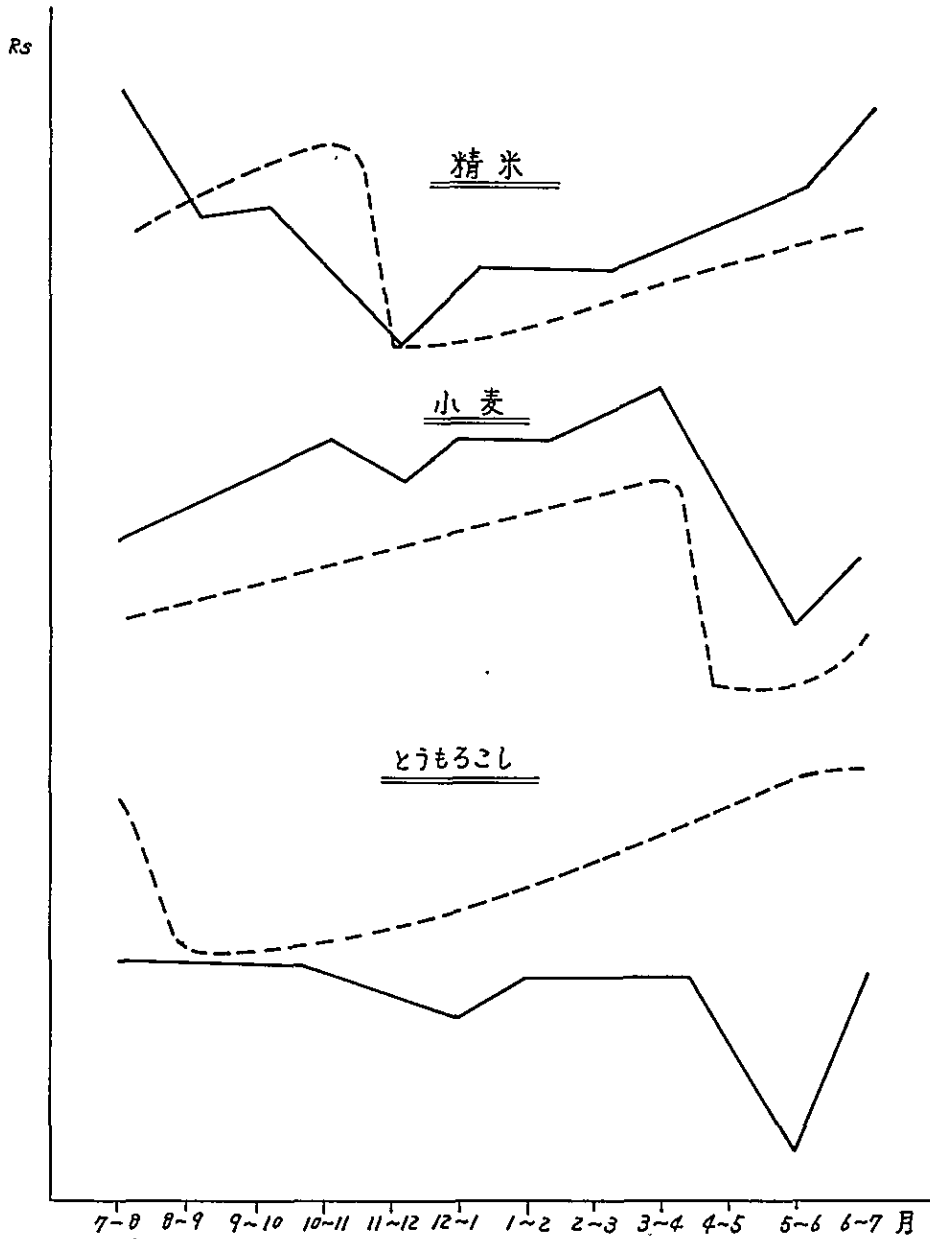


図-1より作成

実線が実変化、点線が想定変化を示す。想定変化とは「収穫期に安く
端境期に高い」という想定を図示したものである。

目 次

第 II 部	頁
VII 農業生産財の利用	80~116
1. 主要な生産財とその価格	
① 農具 ② 肥料 ③ 農薬 ④ 種子 ⑤ 農業機械	
⑥ その他 ⑦ 価格	
2. 生産財の供給ルート	
① 農業供給公社 ② 貯蓄公社 ③ エイジェント	
④ 村落委員会 ⑤ 農業協同組合 ⑥ 特約商人	
⑦ 鍛冶屋 ⑧ ルート別の供給量と供給方法	
3. 新しく登場した生産財の利用状況	
① 改良犁 ② 化学肥料 ③ ポンプ ④ トラクター	
VIII Chitwan における農業金融	117~133
1. 資金の需要	
① 長期営農資金 ② 短期営農資金 ③ 生活資金	
④ 資金需要の階層的特徴	
2. 金融機関と融資の実態	
① 農業開発銀行 ② 貯蓄公社 ③ 商人・高利貸	

Ⅶ 農業生産財の利用

1. 主要な生産財とその価格

ネパールの農業が一般的に言つて自給生産の段階にある中で、こゝ Chitwan の農業は自給生産から商品生産の段階へ移行している過程にあることを前章で述べた。農業生産財は、農産物の商品化にどのように対応しているのであろうか。生産財の利用状況をこゝで考察したい。

Chitwan においては最近化学肥料、農業機械などの普及が目立つようになつた。従来大半が自家生産または農村内の家内工業によつて生産されていた農具についてさえ、工場生産のものが普及し始めている。

① 農 具

Chitwan においてはまだ農具と牛が主要な労働手段である。農具の木製部分は自家製造されるが鉄製部分は村の鍛冶屋で作られている。しかし、くわ類、かま類は国営農具生産工場 (Birganj) にて生産されるようになり、町でも既製のものが店頭販売されていて、何時でも入手できる。

耕起に使用される犁も国営工場で生産されており、この工場生産の犁は水田地帯を中心に最近特に普及している。この犁は鉄製で改良犁と呼ばれている。インド在来犁と改良犁は同一経営内において併用されており、改良犁が在来犁を駆逐するには至っていない。

その他にも脱穀機 (穀類用足踏み、とうもろこし用手廻り機) が国営工場で生産されているが、Chitwan においてはほとんど普及していない。

散粉器、噴霧器はインド製のものが輸入されている。Chitwan にも多少入っている。

穀物等の入れ物として使われる竹製籠類、穀物の調整に使われる箕は自給されず市販のものが購入使用される。それらは竹の豊富な山岳地で作られ、町の商人の手によつて販売されている。

第 2 節で詳述するが工場生産の農具の大半は政府機関によつて農民に供給されている。表-1 は農業供給公社 (A S C) によつて供給された農具の実績を示す。農具の取扱い量は急激に増加している。増加の中心は表-2 でも判るように改良犁の急速な普及である。農具販売中に占める改良犁の割合は 1969~70 年度には約 76% にも達する。1970~71 年度分は実数で 2,301 台販売されており、それは前年の 274% に当たる。金額は未集計で不詳であるが、価格を前年度と同じと考へて試算してみると約 71,000 Rs になる。これは農具販売額の約 91% に当たる。いかに改良犁の普及が著しいか判明しよう。1971 年 4 月、5 月にはこの改良犁が全く品切れになつている。改良犁の特徴などは本章第 3 節で触れるが、農村への普及状況を R E M F の調査で見れば表-3 の如くである。表は水田地帯と畑地帯では改良犁に対する反応が著しく異なることを示している。即ち畑地帯ではわずか 11% にすぎない普及率が水田地帯では 75% にも達する。その上水田地帯では一農家で 2 台の改良犁を利用するものが 13% ある。改良犁を持つている農家の全てが在来犁をも使用しており、いまだ改良犁のみによる作業体系が確立されていないことを示している。

改良犁以外では噴霧器の供給が多い。噴霧器は手動ポンプ式で、その容量は 3.5ℓ、9.0ℓ、12.5ℓ、14.0ℓ の各種がある。その中でも 12.5

と14.0%のものが多し。この販売実績は表-4に示される。1970～71年度には18台、5,357.13Rsを販売している。ついで額の大しきものは足踏脱穀機である(表-5参照)

② 肥料

肥料としては自家製の堆厩肥が使われるが、十分投入されていない。

化学肥料の使用は最近急速に拡がっている。日本、西独、印度から輸入される。表-6は肥料の輸入先国別数量を示す。1961～62年まではインドのみが唯一の輸入先国であつたが、その後ソ連が1963～64、1965～66の両年に硫安を輸出していた(注-1)。その後は日本、西独、印度から輸入している。1967～68年には日本から7,000トン、西独から4,341トン、印度から3,270トンの肥料が輸入されている。

各肥料とも麻袋50Kg入の荷姿であるが、50Kg以下の計量販売も行なっている。Chitwanで農民に使われている化学肥料は次のものである。カッコ内は成分量(%)を示す

複合化成(N20・P20・K0), 硫安(N21), 尿素(N45),

塩化加里(K60), 過磷酸石灰(P16), 重過磷酸石灰(P48)

1968～69年度には総計170,874Kgの供給量であつたものが、翌年度には253,011Kg、そして1970～71年度は601,998Kgにも達している。金額にすれば、1968～69年度の163,000Rsから250,000Rs、そして501,000Rsに増加している。1970～71年度の1969～70年度に対する伸び率は数量では237%、金額では200%である。尚以上の価額にはChitwanの西隣りのLunbini県Nawarपुर郡へ供給したものも含まれている。1970～71年度には金額にして約

83,000Rs (全体の16%)がNawarapurへ供給されている。

肥料の中でも特に伸び率の高いのは硫安、複合化成であり、1969～70年度には硫安は53,741Kg、複合化成は170,852Kgであつたのが1970～71年にはそれぞれ361,455Kg、212,808Kgと672%、124%の伸びを示している。尙1970～71年度の供給高からすればChitwanの耕地1ha当りの窒素投与量は3.1Kgである(Nawarapur郡への供給量を差し引いた数値である。注-2)

農家への普及状況をREMFの調査結果からみると次のようになる(表-7, 8参照)。水田地帯の66%の農家が化学肥料を使うのに対し、畑地帯ではわずか24%の農家を使用するに過ぎない。畑地帯はどこでも肥料を使用する農家が少なく郡の農業改良普及員は言っている。水田地帯の66%という数字が調査地区の特殊事例でないことは別な調査結果(表-8参照)が示している。

③ 農 薬

農薬は化学肥料ほど普及していない。しかし各種の農薬の入手が可能である(表-9参照)。農薬はインドから輸入されている。比較的多く使用されている農薬は次のものである。

BHC (5%, 10%粉剤), ホリドール (1000倍),
メタシトックス (1000倍), アルドリン, ダイセンZ

農薬の供給額は1968～69年度には13,200Rsである。翌1969～70年度には69,500Rsと急増している。しかし1970～71年には20,000Rsへと激減している。一般に農薬の使用は少ない。

④ 種 子

種子の多くは自家生産されているが、稲、小麦、とうもろこしについては改良品種の種子が政府機関によつて販売されている。その中でも小麦が比較的良く普及している。所謂緑の革命として注目を集めているメキシコ系小麦が普及している。一方稲作における緑の革命の進展状況は良くなく、改良品種の栽培はまだ限られた処に見られるだけである。

稲、小麦、とうもろこしの種子は地区内にある政府の Rampur Agriculture Station によつて生産される(表-10 参照)。また農民による種子の依託栽培も行なわれている。

町ではインド産の野菜の種子が袋入りで販売されている。きやべつ、はなやさいの種子は国内で生産したのも販売されている。村々に野菜の種子を販売して歩く行商人もいる。政府の園芸種苗センター (Chitwan にある) においても野菜の種子・苗を農民に直接販売している。なお野菜の栽培は自家用のために行なわれている。

ASO の供給量のみを例にとれば(表-11 参照) 1968~69 年には 30,872Kg の小麦の種子が供給されている。1970~71 年には 54% 増加して 47,663Kg になつている。尚 1967~68 年の 9ヶ月間では小麦は 57,778Kg も供給された。稲の種子普及は小麦ほど順調でない。1969~70 年には 10,684Kg も供給されたが、これは前年の稲作が干ばつによる被害を被り、それだけ自給生産が間に合わなかつたことによるものと思われる。同じく緑の革命 (Green Revolution) と言つても麦においてはかなり進んでいるが水稻においてはまだ遅れていると言える。種子はこの他にも、政府の Rampur Agriculture Station によつても農民に直接供給されている(表-10 参照)。

A S Oとこの政府農場による種子の更新率を試算したのが表-12である。1970~71年度には、稲、とうもろこしの種子の更新率は1%に満たないが、小麦は15.8%になる。

⑤ 農業機械

Chitwan の農業において一番最初に機械化されたものは耕起作業であり、またこの機械化が一番進んでいる。耕起作業の機械化は大型トラクターによつて行なわれている。大型トラクター及びそのトレーラーによる運搬作業が従来の牛車に代わつた処もある。

従来 Chitwan になかつた農作業で機械の導入利用によつてはじめて行なわれるようになった作業に、揚水作業がある。Chitwan ではインドで広く見ることのできる畜力又は人力利用による井戸灌漑は全く見られない。この灌漑作業が動力ポンプによつて始めて Chitwan に登場した(注-3)。これは今後かなり普及すると思われる。

Chitwan で行なわれている機械化は現在耕起作業と灌漑作業のみである。日本製の自動脱穀機が1台導入されているが、これは第Ⅲ章第1節で述べた200 Bigha (約136ha) 所有の地主によつてであり、特殊例と思われる。脱穀作業の機械化が行なわれるとしてもそれはまだ将来の問題であろう。この地主と同様な例が他にもあるか否かは不詳である。

なお農村における精米、製粉、搾油作業は Chitwan に関する限り完全に機械化されていると言えよう。それはライスミルによつて集中的に行なわれている。ライスミルは Chitwan における最大の工業である。村内に手廻わしの臼を見ることがあるが、その数は少ない。

トラクターの導入台数は表一13に示される。ソ連製48HPのものが21台確認されている。インターナショナル（インド製）のものは50台導入されている。表には示していないがファーガソンのトラクターも導入されていると言われている。正確な数字は不詳であるが、ナラヤニのガソリンスタンドで聞く限り2台程度である。普通Chitwanで見かけるトラクターはソ連製とインターナショナルのもののみである。各地のライスミルでは必ずと言って良い程トラクターを所有している。1つのライスミルで3台も所有する例がある（注一4）。ライスミル以外でもトラクターを持つものがある。

小型歩行型トラクターは日本製のものが1971年ネパールに輸入され、このChitwanにも当座5台割り当てられた。この中1台は6月に販売された。ハンドトラクターがどの程度Chitwanで普及するかはまだ未知数である。

ポンプの普及状況は表一14に示される。ポンプは日本製とインド製が入手できる。ASOはインド製ポンプを販売している。その販売量は1968～71年の3ケ年に2台だけである。インド製ポンプはBirganjの商店でも販売している。日本製ポンプは貯蓄公社（SO）が販売しており、1969～71年の間に確認されただけで23台販売されている。

⑥ その他

土地改良等の投資は全くと言って良い程行われていない。従つてそれに使われる資材は何もない。土壌改良剤たる石灰の入手は困難であり、農民は石灰を使用していない。

⑦ 生産財の価格

Chitwan は政府が意欲的に行なつた新開拓地であつて、農業生産財の多くは政府のイニシアチブによつて供給されており、商人の活動の余地はあまりない。従つてその価格も政府の公定価格がそのまま通用している。

A S O, S O では生産財の末端価格、即ち農家の受け取り価格を表一 15, 16 の様に決めている。これらの生産財は諸々のルートを経て農民に供給されているが、農民はどのルートからでも同一価格で購入できる。A S O, S O は各ルートに手数料を支払うこと（表一 17 参照）によつて、末端の販売価格を一本にしている。

農民は生産財の購入に当つて諸機関から融資を受けることができる。融資を行なうものに農業開発銀行（Agricultural Development Bank, ADB）と S O（注一 5）がある。1970～71 年度の政府機関（A S O, S O）による生産財供給高は確認できたものだけで 1,240,000 Rs であり、その 43% 538,600 Rs は融資を受けている（表一 18 参照）。同年度における A S O の供給高のうち融資によるものは 21% のみである。ADB は 1970～71 年度に 171,710 Rs を融資している。その内 A S O の扱うものに対する融資総額は 2,372,90 Rs にすぎず、他の 169,337.10 Rs は商人（Agent）等の扱うものに対して行なわれている。S O の販売する生産財については S O による融資額が大きく、1970～71 年には 392,940 Rs である。

（注一） PUSHPA R. MATHEMA, Agricultural Development in Nepal, 1969 (Second Edi.), P.112

(注-2) この計算については第I章注-4参照。

ASO, BharatpurからLumbini県Nawarpurの入植会社へ生産財が供給されている。1970~71年度には下記のもものが供給されている。

肥料	82,560.05 Rs
種子	7,220.00 Rs
農具その他	5,179.38 Rs
合計	94,959.43 Rs

(注-3) 灌漑作業といつても、農民が個人的に管理運営できる灌漑のことである。唯一の水路Khagariの管理は政府の管理事務所によつて行なわれている。

(注-4) Kolyanpur村Narayanpurのライスミル

(注-5) 1971年1月土地改革貯蓄公社がS Oと土地改革事務所(Land Reform Office, LRO)に分離したが1971年7月まではLROが暫定的に融資機能を果たしている。そして7月以後融資機能は全てS Oに移譲されると聞いている。

2. 生産財の供給ルート

図-1は農業生産財の供給ルートを示すものである。供給ルートには公的なものと私的なものがある。Chitwanでは“近代的”生産財の大半が公的機関によつて供給されている。こゝで生産財の流通を担当する諸機関とその供給方法について考察する。

① 農業供給公社 Agricultural Supply Corporation (A S C)

農業供給公社 (A S C) は 1964 年の公社法に基づき 1966 年 2 月に設立された。現在全国に (主に Tarai 地方と Kathmandu 周辺) 15 の支店・出張所を持つている。本店を首都 Kathmandu におき、インドとの国境にある主要都市に支店 (比較的大きな倉庫を併設している) を持つている。そこから各地の出張所へ商品を供給している。

Narayanighat から東約 1.0 Km の所に Bharatpur の町があり、そこに A S C の出張所である A S C, Bharatpur がある。A S C, Bharatpur は 1966 年に開設された。この出張所は Narayanighat と同じ県にある Birganj 市の A S C 支店から資材の供給を受けている。A S C, Bharatpur にも倉庫があり、取り扱い品目の在庫を確保するのがたてまえである。Chitwan における A S C の出張所は Bharatpur にあるのみであつて、地区内の全農民がこれを利用するのは地理的に困難である。そこで A S C, Bharatpur は農民へ直接供給すると共に、つぎの 3 つのものを下部機構として供給を行なう。それは農業協同組合、村落委員会 (Gramsamithi)、特約商人である。

既述のように農民の資材受取り価格はどの機構においても同一である。しかし A S C が下部機構に支払うマージンは異なり、商人に対する手数

料が一番安い（表-17参照）。それぞれの下部機構はA S O , Bharatpur の倉庫から各自の所定の場所まで資材を運ぶ諸費用をこの手数料によつて賄なつている（注-6）。

A S O , Bharatpur の取り扱う生産財は肥料、農薬、種子、農機具である。農業機械では日本製ハンドトラクターとインド製ポンプセットを取り扱つている。

尙A S O は政府から輸入ライセンスを与られており資材を外国から直接輸入することができる。取り扱う商品は輸入品が多い。農具、種子は国内でも調達している。

② 貯蓄公社 Saving Corporation (S O)

貯蓄公社 (S O) は1971年1月に従来土地改革貯蓄公社 Land Reform Saving Corporation から分離したものである。それは農民相互出資（強制貯蓄による一第Ⅶ章でのべる）による資金を元本とする農業金融を主に行なう機関である。S O の Branch が Narayanighat にあつて生産財の供給も行なつている。その取り扱い商品はソ連製トラクターと日本製ポンプセットのみである。それらの商品はA S O ではなく、政府の National Trading Company が輸入している。S O , Narayanighat は商品を農民に直接販売している。

S O はこれら商品を現金販売すると同時に、購入資金の貸付販売をも行なつている。その資金は独自の資金である。A S O は現金販売業務だけを行なうのに対し、S O は現金販売と同時に貸付も行なつているのである。ただし農民はA S O の取り扱う商品の購入資金の融資をこのS O と開発銀行 (A D B) から受けることができる。

なお S O (その前身である土地改革貯蓄公社) がこれらの商品を取り扱うようになつたのはごく最近で、まだ 3 年足らずである。

③ エイジエント Agent

こゝでいうエイジエント Agent とは外国から農業機械などを輸入する民間の輸入商を意味する。これら Agent にはいくつかあるが、全国に数箇所の支店を持つものもある。これら Agent はその商品を農民などに直接販売しており、この Agent と農民との間に介在する中間業者はいない。また Agent はとくべつな販売機構を持たず、農民が Agent まで購入のため出向くのである。

Chitwan の一番近くに所在する農業機械を扱う Agent は Birganj 市にある。そこでは大型トラクター、小型トラクター、ポンプなどの農業機械の入手ができる。農民はこれら Agent の取り扱う商品に対して A D B から融資を受けることができる。

なおこの種の Agent は自動車を始め多くのものゝ輸入を同時に行なっていることが多い。

④ 村落委員会 Gramsamithi

村落委員会 Gramsamithi は各村に組織されるもので、村長のほか 4 人の公選委員によつて運営されている。Gramsamithi の機能は複雑であるが、農民の自治的経済組織である。農民が A S O から農業生産財を S O のローンで購入する場合、この Gramsamithi がローンの元受となり農民へ再融資する。この場合 Gramsamithi も農民も無担保で融資を受けることができる。農民が直接 S O または農業開発銀行 (A D B) か

ら融資を得ようと思えば、手続きは複雑であつて、その上担保も必要である。更に購入する生産財を A S C から村まで運ぶ運賃を農民が負担せねばならない。Gramsamithi が仲継機能を果たす場合は運賃などは Gramsamithi が負担する。そして諸手続きも極めて簡単である。Gramsamithi を通しても、またそれを通さず農民が直接融資を受けても農民が支払い利子は同じである。Gramsamithi は S C から所定の融資に対する手数料を、そして A S C からは資財供給に対する所定の手数料を受け（第 8 章表-9 と第 7 章表-17 参照）、それらを諸費用に引き当てゝいる。

Gramsamithi は農民から、生産財購入希望を集計し、それを郡農業改良事務所 District Agriculture Development Office に提出し、その審査と推薦を受けて、S C から融資を受ける。A D B からは融資を受けていない。又、Gramsamithi が現金で資材を購入することはない。現在 A S C から資財を購入している Gramsamithi は Chitwan 郡にある 42 の Gramsamithi の中、表-17 に示される 11 のみである。

⑤ 協同組合

かつて Chitwan には各村に 1 つの割で農業協同組合が作られたようであるが、現在活動している協同組合は表-17 にあける 2 組合のみである。それも政府の Cooperative Office から派遣された職員によつて管理されている。この組合は全くの任意加入の組合であり、地域の全農民が加入しているのではない。組合員数については不詳である。

協同組合の果している機能は現在、生産財の供給の仲継機能である。

協同組合は農業生産財を A S C から現金購入を行なっている。一方 ADB、S C から融資を受けても購入している。手数料の支払いを受けることは Gramsamithi と同様である。

⑥ 特約商人 Dealer

A S C が生産財を農民に供給するにあたって商人にその機能の一部を依托することは既述の如くであるが、現在表一 17 にあげた 3 軒に依托している。これら商人は店頭販売するだけで、村内への持ち込み販売を行なっていない。これらの商人のうち Narayanighat にあるものは穀物商と金物商でいずれも農業生産財の販売を専業にするものでなく、穀物金物が本業であつて、その本業で Narayanighat においても指折りの商人に数えられている。

野菜の種子を店頭置く商人もある。又村内を野菜種子の販売に行商して歩く商人もいる。

⑦ 鍛冶屋 Blacksmith

いままでととりあげた諸機関は、言わば“近代化”された農業生産財の供給機能を果たすものである。しかしこの Blacksmith は在来的な農業生産財供給の機能を担当する代表的なものである。Blacksmith のほかにも牛車を作る大工だとか、水田の畦畔をつくる土工などもある。

Chitwan の農民は工場生産された在来農具を町の販売店から購入することもあるが、町若しくは村内の鍛冶屋につくらせることが多い。鍛冶屋に注文する場合農民は材料となる鉄材を持参する。カースト職業である鍛冶屋に対しては支払いもカーストの習慣によつて行なわれている。

支払いは現物（穀物）によつてなされ、その量は経営規模の大小または家族の大小によつて決められている。穀物の収穫時と宗教上の大きな祭りの時に支払いが行なわれる。しかしこれも次第に崩れつゝあり、修理や製作のたびに現金で支払う者もでてきている。

⑧ ルート別供給の実績

図-1は輸入、製造元としてのA S C, National Trading Company、農機具工場、卸段階としてA S C Bharatpur, S C Narayanighat、小売段階として協同組合、Gramsamithi、商人を図示している。その他に輸入もやり小売もするものとしてAgentをあげてある。従つてOhitwan に供給される生産財は次の3つに区分できよう。

イ . A S C Bharatpur を経由するもの

ロ . S C Narayanighat を経由するもの

ハ . Agent を経由するもの

表-18はA S C, S CによるOhitwan への供給高を示すものである。1970~71年度にはA S C Bharatpur は約681,000Rs の生産財を供給している。S C Narayanighat では当年度内の1971年1月から7月までの間にトラクター本体及びポンプだけで559,000Rs の供給を行なつている。S Cでは1971年1月以前に供給したもの、及びトラクターの作業機も供給しており、総供給額ではA S C Bharatpur を上廻るものと思われる。Agent については不詳である。しかし、Agent の扱うものが金額のはるトラクターを主としており、供給額も大きくなると思われる。

小売段階の供給実績は表-19に示される。これもAgent のものに

については不詳であるが、Agent は直接農民に販売しているものと思われる。表によれば A S O, S O の直売が一番多く、約 799,000 Rs に達する。次いで商人が販売した約 246,000 Rs である。農業協同組合のものは 221,000 Rs となつているがこの内約 95,000 Rs は Nawar—pur Resettlement Company へ供給されたもので、Chitwan の協同組合が扱つたものは約 126,000 Rs で Gramsamithi の供給高を下廻つて最下位である。

表—20 は各生産財についてその購入先別供給実績を示している。肥料は商人によつて供給されるものが一番多く肥料供給高の約 43% に達する。種子では商人によるものはわずか 80 Rs 弱で 1% にも満たない。これは商人の扱う種子に対する不信感の現われと思われる。というのは化学肥料は容易に識別できる一方、種子については不良種子が混入されても識別ができない。商人の中には不良種子を混入して販売するものもあると言われている。農機具では直接 A S O, S O から購入するものが多い。

表—21 は A S O Bharatpur の取り扱う、生産財のルート別供給実績である。A D B とあるのは A D B の融資によつて販売したもので農民へ直接供給されている。S O & L R O (注—5 参照) とあるのは S O と L R O の融資によつて供給したもので Gramsamithi と協同組合に供給されている。A S O は総供給高の 36% を商人を通じて農民に供給している。

(注—6) A S O の手数料については表—17 を参照。

S O の Gramsamithi に対する手数料は 1971 年 1 月現在 3% である。なお 1971 年 7 月以前は L R O が融資をしていた。

3. 新しく登場した生産財の利用状況

Ohitwan には既述の如く“近代的”生産財が徐々にではあるが普及し始めている。こゝで主要な生産手段である改良犁、肥料、ポンプ、トラクターの利用状況を見てみよう。

① 改良犁

在来の犁はインド犁である。木製で、わずかに犁先に鉄片がつけられている。この犁は耕土を反転させるのではなく、土を引つかくと言う耕起の仕方をする。改良犁は全て鉄製で、一方向にはあるが耕土を反転させる能力を有する。牛2頭びきであることは、在来インド犁と同じであるが、耕起能力は改良犁が高い。木製在来犁が1時間要する仕事量を40～45分で片づける。

在来インド犁が行なっていた全ての作業を、この改良犁がするほどには改良犁による作業体系が確立されていず、播種、中耕除草作業は在来インド犁によつて行なわれている。従つて両者は併用して使われており改良犁が在来犁を駆逐するに至っていない。

改良犁は一台30Rsほどで購入できる。その犁刃を交換すれば2～3年の使用に耐えるものである。犁刃は一枚8Rsであり約1年は使用し得る。

従来の木製犁は、ジャングルから切り出す木を台にして、それに鉄製の犁先をつけたものである。直接支出される費用は犁先材鉄(2～3Rs)とその加工賃(約3Rs)である。木製部分の台の製作を他人に依頼すると、材料を提供して約5Rsである。木製のインド犁は半～1年の耐用年数を持つのみである。

改良犁が畑地帯でなく水田地帯に広く普及していることは第2節で既述した如くである。

② 化学肥料

Chitwan で使われている化学肥料及びその普及の状況は第2節でのべたように（注-7）、畑地帯より水田地帯で多く使用されている。では肥料はどの作物に投与されているか、REMFの調査から見てみよう。表-8は化学肥料投与作物の調査（注-8）である。

化学肥料の投与対象はまず第1に小麦である。それは小麦作付面積の45%にも達する。以下からしな67%、とうもろこし28%、水稻15%の順である、からしなは67%と多いが、施肥量は小麦のものより少ない。畑地帯については不詳であるが普及員等に聞いた限りではやはり小麦に多く施肥されている。Chitwan で小麦は最近普及した作物であり、しかもそれが施肥条件の下で最大の能力を発揮する改良小麦（メキシコ系）である。従つてChitwan に於ける肥料の普及は小麦の普及と共に行なわれたと言うことができよう。また水田地帯で肥料の使用量が多いことは、小麦に対する施肥効果が土壌水分と大きな関係を持ち、畑地帯で効果が小さく、水田地帯で（小麦の作付期においても比較的土壌水分豊富）大きいことによるものであろう。

肥料が小麦に一番多く使われていることは表-22、図-2によつても明らかである。9月～12月はからしな、小麦の播種期にあたり、この時期に施肥の販売量が多い。水田地帯ではからしなの作付が少なく、からしなは畑地帯に多く（注-9）、しかも畑地帯では肥料の使用が少ないことを考えれば、この時期の肥料が小麦を対象とするものであること

とが判かる。

③ ポンプ

Ohitwan は雨季、乾季の差が顕著であり、乾季における灌漑の必要性は言うを待たない。では Ohitwan に導入されているポンプが、乾季の灌漑を目的とするものかと言えばそうではない。一般に乾季にポンプでの揚水が可能な水源を持っていないからである。ポンプは雨季の水稲の補助灌漑に使用されている。

用排水路の未整備な Ohitwan では田植時期に必要とされる大量の水を湛水するのが、少し高い所にある田では非常に困難である。こういう条件の処でポンプが利用され、近くの水路又は水溜り場から揚水する。

④ トラクター

Ohitwan ではトラクターの多くがライスミルによつて所有されている。まだ一般農民は所有し得ない（注-10）。ライスミルはトラクターを主に賃耕作業及び運搬作業に使用している。トラクターの附属機としてディスクハロー、ディスクプラウ、カルチベーター及びトレーラーが導入されている。

賃耕はとうもろこし、小麦、からしな、甘蔗の作付に際して行なわれる。水田もトラクターで賃耕される。普通は12連程度のディスクハローによつて耕起される。甘蔗の後作の場合にはディスクプラウが使われることが多い。その賃耕料金は1970年現在の一例を示すと（注-11）1アワーメーターにつきソ連製48HPトラクターが45~50Rs、インターナショナル35HPトラクターが32Rsである。それぞれ1

Bigha (約 0.68 ha) の耕起に約 1 時間 10 分、1 時間 30 分を要する (アーマーター)。年間の賃耕時間がどれくらいになるかは不詳であるが、約 600 時間と言うライスマイルもある。農繁期には夜遅くまで、時には 12 時過ぎに到るまでライトを付けて作業をしている。

Chitwan では中心地である Narayanighat と各村々を結ぶ交通手段にとほしく、トラクター、ジープが人と物の重要な運搬手段である。R E M F の調査の行なわれた Gitanagar 村は Narayanighat から約 12 Km の道のりがあり、トラクターは普通道を 1 時間かけて走り、1 ボラ (30 Pathi、約 135ℓ 入で穀物により異なるが粗なら 75 Kg 程) を 3 Rs で運搬する (注-12)。これとても雨期には通行不可能なことが多い。ライスマイルでは自分の所で購入した穀物の運搬と共に仲買人、商人の依頼による穀物の運搬も行なう。

日本製の歩行型トラクターは導入されたばかりでその利用方法はいまだ確立されていない。その作業機としてはロータリー、ボトムブラウ、カルチベーター、水田車輪、トレーラーがセットされている。なおこのハンドトラクターは 2 軒によつて共同購入されている。その経営耕地は合わせて 6 Bigha (約 4.1 ha) のみであるが 1 人は小さなライスマイルの経営を行なっている。

Chitwan においてはトラクターの運転管理には相当な技術的知識が要求されている。トラクターの運転管理者に専任の者が一人、その助手が一人というのが普通の人員配置である。専任の運転管理者 (経験 5 年程度) の給与は月額 350 Rs 程になる。このほか衣食住の一切が供与される。月額 350 Rs とする給与は村内ではハイスクールの校長に匹敵するもので、村内での最高給料取りである。

(注-7) 表-4, 6, 7 参照

(注-8) 表-7 参照

(注-9) 第Ⅶ章第1節

(注-10) R E M F の調査によれば Narayanpur のライスマルが3台、
Goriganja 1台、Gitnagar 1台所有している。

(注-11) 1971年5月現在

大型ソ連製トラクターは Narayanpur、小型インターナシヨ
ナルトラクターは Goriganja の例である。

なお在来犁による賃耕は1 Bighaで約50~60Rs であり、
5~6日を要する。

(注-12) 1970年12月現在

表-1 農具の販売金額実績

年度	1967-68	1968-69	1969-70	1970-71
金額	4,165.60 ^{Rs}	3,381.42	34,277.78	77,122.90

資料：A S C , Bharatpur

1967-68年は9ヶ月分のみ。各年度末は7月15日
前後

表-2 改良犁の普及状況

1971年7月20日

年度	1967-68	1968-69	1969-70	1970-71
販売実数 台	105 ^台	67	844	2,301
販売金額 Rs	2,130.00 ^{Rs}	1,625.32	26,196.02	(71,146.93)注
農具販売総額 に占める割合	51.2%	18.8	52.8	(90.5)注

資料：A S C , Bharatpur

1969-70年には新しい改良犁が生産されていてそれ
以前のものと同単価が異なる。

1970-71年度は年度末が1971年7月16日でありまだ
金額が集計されていなかつた。

注：価格は前年のものを基準に試算したものである。

表-3 改良犁の普及状況

区 分	調査農家	改良犁使用戸数	導入台数
Krshinapur (畑地帯)	37戸	4 (11%)	4台
Ambrebasty (水田地帯)	24戸	18 (75%)	21台

資料：R E M F 農家実態調査 1971.5

表-4 噴霧器の販売実績

年度	1967-68	1968-69	1969-70	1970-71
販売台数 台	0	0	7	18
販売金額 Rs	0	0	2,058.22	5,357.13

資料：A S O, Bharatpur

表-5 その他主要農具の販売実績

区 分	年 度	1967-68	1968-69	1969-70
足 踏 脱穀機	販売実数 台	0	2	3
	金 額 Rs	0	900.34	1,083.75
ダスター	販売実数 台	8	1	1
	金 額 Rs	1,271.60	266.51	266.51
改良犁 替 刃	販売実数 個	2	8	100
	金 額 Rs	1 2 0 0	4 8 0 0	805.00

資料：A S O, Bharatpur

表-6 肥料の輸入先国別輸入量

単位：M.T.

区 分		硫 安	◎ 磷酸	塩 化	複合	複合
					20-20-0	20-10-10
1966-67年	日 本	1,000	200	200	—	—
	印 度	3,270	—	—	—	—
	西 独	—	—	—	2,000	—
	計	4,270	200	200	2,000	—
1967-68年	日 本	6,000	500	500	—	—
	印 度	3,270	—	—	—	—
	西 独	—	—	—	3,941	400
	計	9,270	500	500	3,941	400

◎ 1966-67年は重過磷酸、1967-68年は単過磷酸

Source: Progress Report 1967-68 Ministry of Land Reforms, Agriculture & Food

政府機関によつてのみ輸入されたものゝ統計

表-7 化学肥料の普及率

区 分	調査戸数	集計農家戸数	化学肥料使用農家数
Krshinapur	38戸	37戸	9戸 (24%)
Ambrebasty	28	24	16 (66)
合 計	66	61	25 (41)

資料：REMF 農家実態調査 1971年5月

注：KrshinapurはKolyanpur村の畑地帯

AmbrebastyはGitanagar村の水田地帯

表一 8 作物への化学肥料投与状況

区 分	調査戸数	水 稻	小 麦	とうもろこし	からしな
作付戸数 戸	33	33	33	32	9
肥料投与戸数 戸	21	5	15	9	6
同上割合 %	63.7	15.1	45.5	28.1	66.7

資料：REMF 農家実態調査 1971.5

尙この調査は Gitanagar 村で行なわれ聴きとりはランダムに行なわれたもので統計的な意味はない。

Gitanagar 村の Ambrebasty (表一 7) は含まれていない。

表一 9 販売農薬の種類

ホリドール，メタシストツクス，エンドリン，エカチン，
 セレサン，リンデン，ホスヘエイト，ホストキシソ，
 マラソン，DDT，BHC，ヘキサリン，アルドリン，
 ダイセンZ，クロロリン，駆ソ剤

資料：ASG, Bharatpur 調べ

表-10 Rampur Agriculture Stationの種子販売量

単位：Kg

区分	販売先	小麦	とうもろこし	水、稲
2026-27 年	A.S.O.	—	11,041	—
	農民	5,222	1,902	2,835
	小計	5,222	12,943	2,835
2027-28 年	A.S.O.	20,590	635	13,141
	農民	10,892	—	—
	小計	31,482	635	13,141

資料：Rampur Agriculture Station 調べ

2026-27年：西暦 1969年7月中—70年7月中

2027-28年：" 1970年7月中—71年7月中

表-11 ASC, Bharatpur の年度別供給額

区 分		2024~25年	2025~26	2026~27	2027~28	
肥料	複合化成20-20-0Kg	40,690	80,695	170,852	212,808	
	硫 安21% kg	58,165	53,168	53,741	361,455	
	尿 素45% Kg	—	11,125	5,050	1,250	
	塩 加60% Kg	9,395	8,005	15,457	21,569	
	過磷酸 16% Kg	200	3,581	955	2,999	
	重過磷酸 48% Kg	3,966	9,907	0	300	
	骨 粉 Kg	3,646	4,393	6,956	2,425	
肥料小計	Rs	83,712.88	162,931.91	250,277.37	501,023.95	
農 業	DDT Kg	348	0	0	100	
	BHC (5% 換算) Kg	0	797	6,548	2,334	
	ホリツール cc	47,400	57,000	102,200	93,600	
	メタリストックス cc	6,200	27,100	21,000	33,600	
	アルトリン Kg	150	669	607	18	
	その他	Rs				
	農業小計	Rs	8,670.53	13,195.87	21,797.40	19,955.71
農 機 具	改良犁 台	105	67	844	2,301	
	足踏脱穀機 台	0	2	3	0	
	ポンプ 台	0	1	3	0	
	噴霧機 台	0	0	7	18	
	コンスレッシャー 台	0	0	0	5	
	散粉機 台	8	1	1	0	
	その他	Rs	—	—	—	11,340.00
農機具小計	Rs	4,165.60	8,565.35	49,564.19	89,927.74	
種 子	水 稻 Kg	2,426	256	10,684	1,209	
	小 麦 Kg	57,778	30,872	27,171	47,663	
	とうもろこし Kg	1,341	1,759	369	293	
	種子小計	Rs	91,283.71	49,122.22	69,481.53	67,890.36
そ の 他	Rs	529.95	3,136.07	10,886.56	2,228.69	
販売額総計	Rs	188,362.67	236,948.42	402,007.05	681,026.45	

資料：ASC, Bharatpur 尚 Naharpur 郡へ供給したものも含まれる。

2027-28 (1970.7-71.7) 年度には金額で肥料16%, 種子11%, 農具その他5%がNaharpurへ供給された。

2024~25年(1967・7~68・7) 以下同様

表- 1 2 公的機関による種子の更新状況

区分	作付面積	単位面積当り 種子量	必要総 種子量	販売量 Kg			更新率 %		
				A	B	C	A	B	C
Paddy	37,000	29.6Kg/ha	1,095,200 ^{Kg}	266	13,519	1,209	0.02	1.24	0.11
Wheat	5,300	70.0	371,000	30,872	32,393	58,553	8.3	8.7	15.8
Maize	22,000	19.5	429,000	1,759	2,271	293	0.41	0.53	0.07

資料：下記のとおり

作付面積：Area and Production of Main Crop in Nepal
1968-69 Ministry of Food and Agriculture,
HMG of Nepalによる

単位面積当り種子量：Rapti Experimental and Model Farm
of TUA の農家実態調査1971年5月による

種子販売量：ASC, Bharatpur と Rampur Agricultural Sta-
tionによる

A：1968～69年 B：1969～70年 C：1970～71年
ただしA年度のものには Rampur Agricultural Sta-
tion のものが含まれていない。

注：稲種子販売量のB年度が異常に大きいのは前年の大凶作による
ものと思われる。

表- 1 3 Chitwan における Tractor の導入状況

1971年6月現在

区 分	馬 力 数	販売単価(本体)	導入台数	販 売 元
インターナショナルトラクター	35HP	31,854 Rs	50台	B. Agent
ソ連トラクター	48	26,000	21注	S. C.

資料：Bajratna Agency (P) Ltd, Birganj 及び Saving Corpo-
ration, Narayanighat

注：注印のものにはこの他に販売不明のものがある。(4台ほど)

表-14 Saving Corporation による農業機械の供給実績

1971年7月16日現在

区 分		1971.1以前		1971.1以後	
ソ連製 Tractor	現金売り	注 台	注 Rs	3 台	78,000.00 Rs
	Loan	1	注	17	374,040.00
	小計	1	注	20	452,040.00
日本製 ポンプ	現金売り	注	注	6	18,000.00
	Loan	10	注	7	18,900.00
	小計	10	注	13	36,900.00
合計	(Rs)	43,150.00+注		488,940.00	

資料： Saving Corporation, Narayanighat

注： 1971年1月にLand Reform Saving Corporation が
Saving Corporation と Land Reform Office に
分離した

注印は資料不備のため不明

この他に付属品が販売されている

表-15 肥料及び種子の価格

単位：Rs

区 分	単位	1966-67	1969-70	1970-71
硫 安	100Kg	60.3	84.2	78.2
複合化成 20-20-0	"	—	106.8	103.8
過 磷 酸	"	65.5	70.6	71.0
重過磷酸	"	—	88.5	92.0
尿 素	"	—	141.23	133.2
塩 加	"	61.9	63.8	79.6
骨 粉	37.3Kg	—	27.16	27.96
小麦種子 (ローカル)	"	—	50.0	61.6
" (普及種)	"	—	55.0	63.58
水稻種子	"	—	55.0	55.0
とうもろこし種子	"	—	—	95.58

注：一印は販売例なし又は不詳を意味する

資料：ASC, Bharatpur 1971年7月25日調べ

表-16 その他主要生産財の価格

区 分	規 格	価 格	摘 要
インターナショナルトラクター	35HP本体のみ	31,854.00Rs	1971年6月現在
ソ連製トラクター	48HP本体のみ	26,000.00	1971年7月現在
日本製ポンプ		3,000.00	1971年7月現在
インド製ポンプ		5,050.20	1969~70年販売実績
足踏み脱穀機 注		3,750.00	同上
噴霧器 注	14.0 L	335.00	同上
改良犁 注		30.92	同上

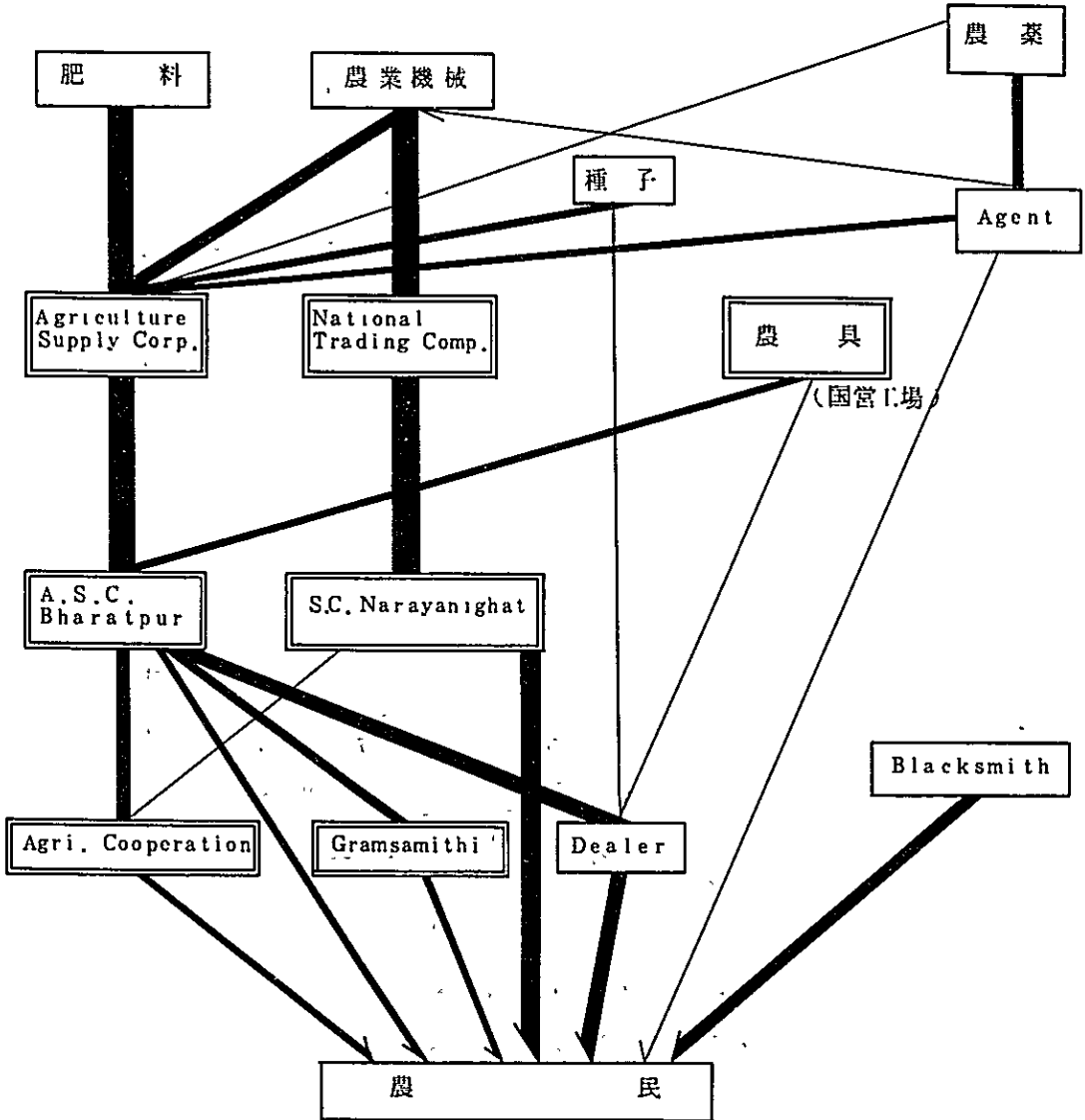
資料：ASC, Bharatpur 及び SO, Narayanighat

インターナショナルトラクターは Bajratna Agency (P) Ltd. Birganj

調べ

注印はASCでの販売価格の平均による。

図 - 1 農業生産財の供給ルート



太線は主要ルートを意味する。

二重枠は政府若しくは公共団体等の機関を示す。

表-17 ASC, Bharatpur の下部取引機関

		Gramsamithi	Cooperative Society	Private Dealer
名称又は所在地名		Narayanighat	Gunjanagr	Narayanighatに 2 軒
		Hajipur		
		Koliyanpur	Janakaryan (Kairani)	Bhandara に 1 軒
		Gitanagar		
		Pithua		
		Saldanagar		
		Pamchakanya		
		Parbatipur		
		Badahara		
		Kumaroj Mongorpur		
手数料	肥料	11%	11	9
	その他	7%	7	5

注：手数料の数値は1971年5月現在
ASC, Bharatpur 支所調べ

表-18 ASC, SCによる供給額
(1970~71年度) 単位：Rs

	供給額	内融資によるもの	注
ASC	681,026.45	145,691.50	
SC	559,000.00	392,940.00	1971.1以後
計	1,240,026.45	538,631.50	

資料：ASC, Bharatpur, SC Narayanighat 調べ

表一 19 農民の生産財購入先別実績

(1970-71年度) 単位: Rs

販売融資 購入先	A.S.O. 現金販売	S.O.	L.R.O.	A.D.B.	計
直接購入	87,259.19	559,000.00	0.0	152,919.00	799,178.19
組 合	170,465.06	31,611.35	0.0	18,791.00	220,867.41
Gramsamithi	0.0	0.0	143,318.60	0.0	143,318.60
商 人	245,999.35	0.0	0.0	0.0	245,999.35
計	503,723.60	590,611.35	143,318.60	171,710.00	1,409,363.55

資料: A S C, Bharatpur 調べ

SC, Narayanighat 調べ、ただし SC は 1971 年 1 月～7 月分のみ

A D B, Bharatpur 調べ

注 : 尙組合の内には Lumbini 県 Nawarpur に供給された 94,959.43 Rs が含まれている。

注 : S O の組合に対する供給は A S C の扱うものに対して融資したものである。L R O, A D B のものは全て A S C の扱うものに対する融資である。

表一 20 生産財別・購入先別供給実績

(1970~71年度)

単位: R.s

	直接購入 (個人による)			農 業 協同組合	Gransamithi	商 人	合 計
	A S C	S O	小 計				
肥 料	39384.37	0.0	39384.37	148186.73	99,058.75	214,394.10	501,023.95
農 薬	4182.35	0.0	4182.35	13278.62	1,176.84	1,317.90	19,955.71
種 子	27,179.16	0.0	27,179.16	11,016.25	29,618.50	76.45	67,890.36
農機具	16882.02	559,000.00	575,882.02	29,530.31	13,304.51	30,210.90	648,927.74
その他	2,004.19	0.0	2,004.19	64.50	160.00	0.0	2,228.69

資料: A S C, Bharatpur, S O Narayanighat 調べ

注 : S O のものは 1971.1 以後のものである。

表-21 A S O の各機関別供給高 2027~28年度 (1970年7月~1971年7月16日)

単位: Rs

	現 金			ロ ー ン			計
	A S O直売	商 店	協同組合	小 計	A D B	S O&L R O	
肥 料	38,032.37	214,394.10	148,186.73	400,613.20	1,352.00	99,058.75	100,410.75
農 薬	4,182.35	1,317.90	13,278.62	18,778.87	—	1,176.84	1,176.84
農機具	4,077.18	30,210.90	29,530.31	63,818.39	—	1,330.451	1,330.451
種 子	26,158.26	76.45	11,016.25	37,250.96	1,020.90	29,618.50	30,639.40
ポンプセット	1,464.84	—	—	1,464.84	—	—	—
耕耘機	11,340.00	—	—	11,340.00	—	—	—
その他	2,004.19	—	64.50	2,068.69	—	160.00	160.00
計	87,259.19	245,999.35	202,076.41	535,334.95	2,372.90	143,318.60	145,691.50
							681,026.45

資料: A S O, Bharatpur 調べ

注: 協同組合の中には隣りの District の Resettlement Company に出しているものも含む。
 2027-28年度 肥料 82,560.05Rs、種子 7,220.00Rs、その他 5,179.38Rs (農具その他)を供給する。
 ポンプセットは分品をも含む。

表一 2 2 肥料の月別供給量

単位：kg

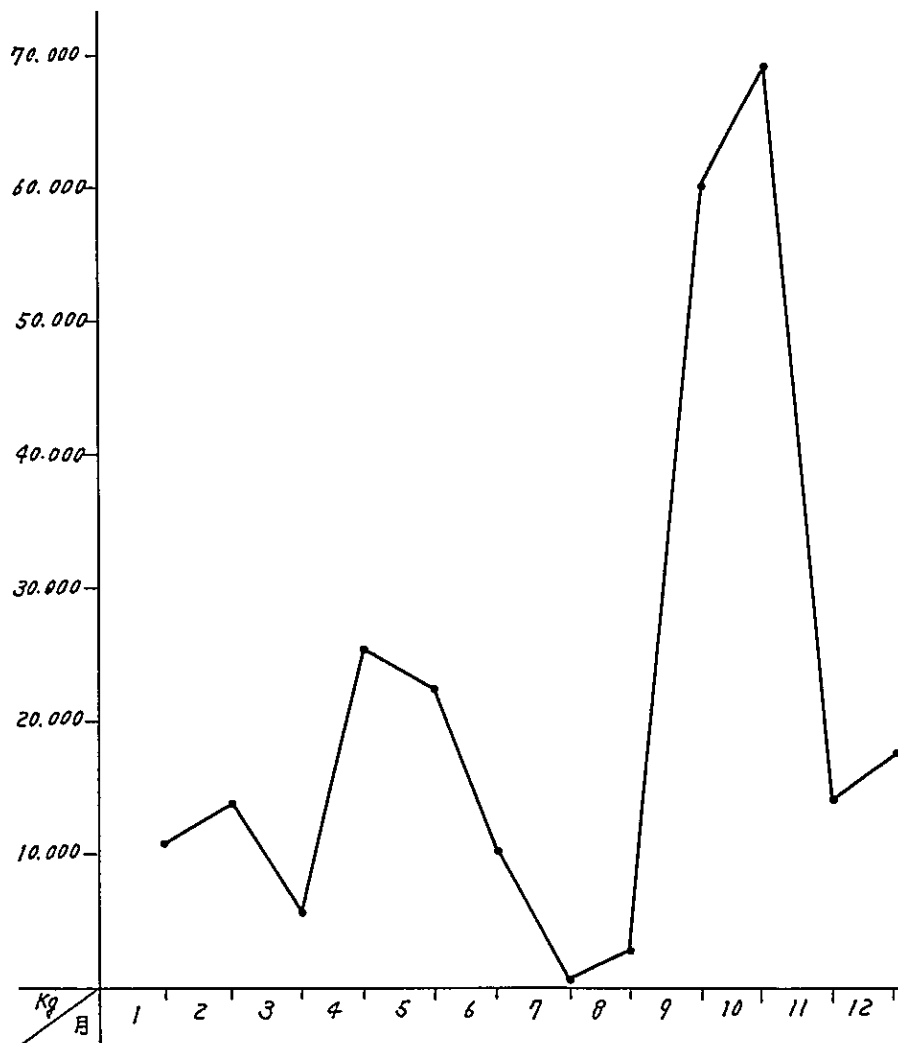
西洋暦	月 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
ネパール暦	Magh	Phagun	Chaitra	Vaishakh	Jyest	Asar	Shawan	Bhadra	Ashwin	Kartik	Marg	Paush	
複合 20-20-0	8,900	12,700	3,300	13,800	10,773	5,231	450	—	39,949	53,462	10,685	11,607	
硫安	1,125	950	1,500	7,200	4,142	2,081	123	1,575	13,325	14,968	2,100	4,652	
尿素	400	—	—	400	1,350	1,250	125	225	100	175	—	1,025	
塩加	380	100	500	2,850	3,061	1,933	100	200	3,475	500	1,130	1,228	
過燐酸	—	2	—	—	50	180	—	—	600	50	—	73	
骨粉	—	—	—	1,125	3,150	—	—	—	2,600	75	—	—	
計	10,805	13,752	5,300	25,375	22,526	10,675	798	2,000	60,049	69,230	13,915	18,585	

資料：A S C, Bharatpur

2026-2027 (1969.7中 - 1970.7中) Report 10

図-2 肥料の月別供給高
(1969-70年度)

表-21より作図



VIII Chitwan における農業金融

1. 資金の需要

Chitwan における資金の需要は次の様に大別できよう。その第1はトラクター、ポンプ、大家畜など農業の固定的な資本投下のための資金需要である。この資金が全て長期と言うわけではないが、こゝではこれを長期営農資金と呼ぶことにする。第2は肥料、農薬、種子、農具など農業経営の回転資金に対する需要である。これをこゝでは短期営農資金と呼ぶ。第3は生活一搬に要する資金に対する需要である。

① 長期営農資金

一搬に Chitwan において農業の資本財としてあげられるものはトラクター、動力ポンプ、大家畜（牛、水牛）、牛車などである。これが融資の対象となるわけだが、牛車については融資事例の有無を確認できなかった。既述のごとくトラクターは一搬農民の投資対象たり得ず、ライスミルなど比較的富裕な者によつて導入されている。トラクターに対する融資の累積額は、確認できるものだけで（注-1）1971年6月現在（一部7月）694,428.00Rsに達する（表-1参照）。これは Chitwan に導入されたトラクター約77台2,306,000.00Rs（注-2）の30%に当る。

ポンプに対する累積融資額は38,900.00Rsである。ポンプはトラクターと異なり、一般自作農民の投資対象となっており、今後はポンプ導入資金の需要は増加すると思われる。ライスミルはほとんどポンプを持っていない。

家畜については現在までにA D Bが6,900.00Rs 融資しただけである。S Oは1971年8月には4,000.00Rs の融資を牛の購入に対して行なう予定である(注-3)。一般に大家畜は自家生産される。また外から導入する場合でも自家の老令になつた家畜と交換(不足分の金は現金で支払われる)という型で導入されることが多く、1件当りの必要資金額も比較的小さい)。この他にA D Bでは果樹の作付、倉庫の建設などに対する融資も行なつている(表-2参照)。

② 短期営農資金

第七章で述べた様に、肥料、農薬、種子、農具などに対してA D B、S Oが融資を行なつている。これらのものゝ大部分がA S Oによつて供給されており、その融資の実態もほゞ正確につかめる。表-3はA D B、S Oのローンを通じてA S Oが販売した肥料、農薬などを示す。

これらの資材の供給額は1969~70年度に375,834.08Rsであったが、1970~71年度には665,992.92Rsと急増している。しかしそのうち融資によつて供給されたものは、212,165.52Rsから145,531.50Rsへと逆に減少し、その供給額に占める割合は56.5%から21.8%へ低下している。肥料、農薬などの供給量は急増しているにも拘らず、融資の利用は急減している。この原因については不詳であるが、次の様なこともその一因と考えられる。これら資材の1農家当たり購入量が少なく、金額も比較的少額である。一方融資を利用するための手続きは融資額の大小に拘らず煩雑である。額が小さい故に煩雑な手続きをさけたと思われる。このことはこれらの融資の中でも手続きがより煩雑なA D Bのものが1969~70年度の36,315.23Rsから1970

～71年度の2,372.90Rsへ減少していることもこの理由によるものと考えられる。

③ 生活資金

生活資金に対する需要はかなりあると思われる。これらの生活資金に対しては政府機関ではS C（1971年7月まではL R O）が行なう。しかし生活資金の融資にあたっては商人・高利貸によるものゝ割合が多いと思われる。また親せき、知人による融資もある。

生活資金は、災害による不作の時、家族の病気、結婚、葬式などの時に一番需要が多い。これらに対する融資はその危険率も高く、従つて利子も高くなつていていると思われる。また大きな祭などの前においても短期の生活資金が多く要求され、これの多くは穀物の販売、若しくは収穫される穀物を担保として商人などによつて融資されている（後述）。

④ 資金需要の階層的特徴

表-4はA D B及びS Cによる融資先別の実績である。これによれば個人に対する融資額が545,859.60Rsと1970～71年度の総融資額707,968.60Rsの77%を占める。農業協同組合及び村落委員会に対する融資は肥料、種子が中心となつていて（注-4）、その1件あたりの金額は小さいと思われる。一方個人への融資はトラクターが中心となつていたので（注-5）、その1件あたりの金額は大きい。トラクターは一般農民では導入し得ないものであり、ライスミルなど比較的富裕なものが導入している。従つて政府機関は一般農民より、比較的富裕な者に対してより多くの融資をしている。

一般農民の資金需要は生産投資より生活資金に対するものの方が大きく、商人・高利貸を利用することが多い。それら金融業者の融資は公的金融機関のものより利子が高い。従つて零細な農民ほど不利な条件におかれていることになる。

(注-1) S Oの融資額については1971年1月以前のものが未確認である。

(注-2) 第Ⅶ章第2節、第Ⅶ章表-13参照

77台の内訳は次のとおり

ソ連製トラクター 21 + 4 (@ 26,000Rs)

インターナショナルトラクター 50 (@ 31,854Rs)

フアーガソントラクター 2 (@ 31,000Rs)

ソ連製トラクターで販売が確認されたものは21台であるが、S Oの話によればこの他に4台程度販売されている。フアーガソンのものについては単価不明である。インターナショナルと同規模のものであり、かりに31,000Rsとして評価した。

(注-3) Janakaryan Cooperative Society (Kairani村)
から出願されている。

(注-4) 第Ⅶ章表-21参照

(注-5) 本章表-1参照

2. 金融機関と融資の実態

Chitwan の農民は必要な資金を次のようなものから借り受けている。

- ① Agricultural Development Bank (ADB)
- ② Saving Corporation (SC)
- ③ 商人・高利貸
- ④ 村内の友人・知人
- ⑤ 親兄弟

ADB、SCは政府の公的機関である。親兄弟とあるのはChitwanが開拓地であることによる特殊例であると思われる。開拓農民の大半が山岳地からの入植者であるが、一家そろってという入植例は極めて少ない。多くのものが出身母村に親兄弟を残しており、そこで農業を営むものが多い。なおネパールには未子相続の風習のある処もあり、必ずしも長兄が山に残っているというわけではない。これら出身母村における家族の存在は開拓者にとって開拓がうまく行くか、失敗するかの一つのキーポイントでもある(第Ⅱ章第5節参照)。友人、知人によるものは金額の少ないものに限られているようである。以下主要な金融機関について説明しよう。

① 農業開発銀行 Agricultural Development Bank (ADB)

1963年9月協同組合銀行 Cooperative Bank がネパール中央銀行 Nepal Rastra Bank と政府などの共同出資で発足した。同行の主な目的は農協に対して農業生産、農産物販売などの事業のため必要な資金を融通することであつた。その後農協事業が思わしくなく、同行も改組のやむなきに至つた。政府は1968年1月農業開発銀行 (ADB) を開設し、協同組合銀行の業務から資産一切を引き継がせた。ADBは

広く農業振興を目的とする事業に資金を融資することにした。A D B の授権資本のうち1970年7月現在までの払い込み資本は17,600,000Rsで、政府と中央銀行の払い込み額が大半を占める。その他協同組合、各公社及び個人が出資している。1969～70年度の貸付実行額（単年度）は13,400,000Rs、同年度末貸付残高は18,200,000Rsである（注-6）。

A D B , Bharatpur 支店は1966年9月に協同組合銀行の支店として発足し、その後A D B は1968年10月現在本店のほか支店7、出張所7を持つている。

1966年9月に発足して以来現在（1971年7月15日）までのA D B , Bharatpur の貸し出し額の合計は1,082,026.18Rsになる。各年度別貸し出し傾向は一定しないが、1970～71年度の貸し出し額は初年度（1966～67年）の358,436.04Rsの48%弱、171,710.00Rsにすぎない。現在までの貸し出し額の57.5%の604,872.18Rsは協同組合に貸し出されているが、1970～71年度には、年度内貸し出し額171,710.00Rsのわずか10.7%18,791Rsにすぎない（表-2,4参照）。協同組合への融資額が少なくなったのは、かつては17組合に融資していたのが現在ではそのうち15組合が活動を停止し、現在A D B などから融資を受け活動しているのは2組合だけであるからであろう。協同組合への貸し出し状況とその返済状況は表-6に示される。活動を停止した15組合のうちで13組合はいまだに返済を完了していない。その額は127,040.42Rsに達している。

目的別貸し出し額では協同組合の場合その81%がProduction Loanに、個人の場合は72%がトラクターに融資されている。Production

Loan とは作物生産のために直接用いられる肥料、農薬、種子、農具に対する融資である。各作物、例えば小麦についての生産計画をたて、必要な上記生産財をきめ、それによつて融資額が決められる。言わば作物ごとのセット融資である。

利子は組合に対する融資と農民個人に対するものとは異なり、組合に対しては無担保で融資が行なわれる。普通土地が担保の対象とされる。担保物権の評価額の60%を担保額とする。貸付額は担保額以内かつ、貸付対象となる事業費の80%以内である。即ち20%以上を自己負担しなければならない。

融資に対して必要とされる書類等を次に示す。

- ① 担 保
- ② 担保物権の権利証（登記証）
- ③ 価格リスト
- ④ 戸籍証明
- ⑤ 借り受け人の経済状態を明らかにする書類
- ⑥ 生産又は利用計画
- ⑦ 出 資
- ⑧ 申 請 書

融資を受ける者は借り受け額の1.0%をADBに出資しなければならない。この出資金は貸付金が返済された時に返却される。この出資に対する配当は行なわれていない。ADBでは生産又は利用計画を重視しており、融資を受ける者が、融資によつて利益をあげ得るものかどうかを十分検討した上で融資が決定される。ADBの職員は生産計画などを検討するため遠くまで徒歩で現地視察に出ている。

融資の対象は S C の取り扱い以外の全ての農業生産財である。

② 貯蓄公社 Saving Corporation (S C)

1971年1月土地改革貯蓄公社 Land Reform Saving Corporation (L R S C) がその機能を分化して土地改革事務所 Land Reform Office (L R O) と貯蓄公社 Saving Corporation (S C) に分離したものである。L R S C は 1964年の土地法及び公社法に基づいて1966年12月に設立されたもので、土地改革によつて確立された土地に対する諸権利と強制貯蓄制度(後述)によつて貯蓄された資金の管理、運営をその主要な機能としていた。それが土地の権利を管理する L R O と貯蓄された資金を管理する S C とに分かれたのである。しかし分離後も L R O によつて Gramsamithi に対する融資が暫定的に行なわれているが、1971年7月中以後は融資の機能を一切 S C に移譲する予定である。

こゝで S C と言う場合、ことさら断らなくても L R S C 又は L R O が行なった融資も含めるものとする。

S C は A D B と異なり、農民の拠出による資金を原資とするものである。そしてその資金は強制貯蓄制度によつて貯蓄されたものである。この強制貯蓄制度について簡単に説明してみよう。

強制貯蓄 Compulsory Saving は 1964年の土地改革と同時に取り入れられた。これは農民に5年間一定の割合の貯蓄を行なわしめ、その資金をもつて従来の高利貸の資金にとつて代わらせようというものである。貯蓄の割合は 1-Bigha (約 0.68 ha) につき自作地なら 1.5 md (約 5.6 Kg) の粃、小作地なら同額を地主から 2/3、小作人から 1/3 を徴収するものである。後にそれは変更され、1.0 md (約 3.73 Kg)

の概または 15 Rs となつた。Chitwan においては 1 Bigha 1 md という割合はその収穫物（粃）の約 2.2% に当たると思われる。貯蓄された資金は年 5% の利子がつけられて 5 年後に返還される。貯蓄された資金は貯蓄額に応じて営農や開発のために融資される。S C は Gramsamithi、農協、農民（直接融資）に対して融資を行なつている。S C は融資のほか貸倉庫業務、農産物買い上げ業務などを行なつている。

現在 Chitwan 地区では Narayanighat に S C と L R O がある。Chitwan 郡における強制貯蓄の状況は表-8 に見るとおりである。

S C は Gramsamithi、農業協同組合及び農民個人へ融資をする。Gramsamithi への融資は A S C の取り扱う生産財に対してのみ行なつている。1970~71 年度には 117,707.25 Rs が融資されている。第 VII 章表-17 の 11 の Gramsamithi に融資され、その融資額は 1 Gramsamithi 当りにすれば約 11,000 Rs で、協同組合への融資額より少ない。

協同組合と個人に対する当年度の融資額は確認されただけでも（注-7）31,611.35 Rs、392,940.00 Rs でいずれも A D B の協同組合と個人に対する融資額を上廻るものである（表-4 参照）

農民個人に対する融資はトラクターとポンプについてのみ行なつている。Gramsamithi と協同組合へはトラクター、ポンプの融資が行なわれていなかつた。

表-9 は S C の利子を示す。協同組合と Gramsamithi に対する融資の利子は 7.0% である。農民個人へ直接融資する場合の利子は 9.5% でそれは A D B のものより低い。S C から協同組合、Gramamsamithi への利子は 7.0% であるが、協同組合、Gramsamithi が農民へ貸し出す利

子は、100%である。70%と100%の差額の3%は協同組合と Gramsamithi の手数料となり、彼らはこの手数料の中から運賃等の費用を出している。

協同組合、Gramsamithi に対しては無担保で融資される。期間は半年で、融資限度額はないようで、いまよでは申請額がそのまま融資されている。なお融資と言つても、S O がそれらの機関に直接現金を渡すのではなく、S O が A S O に払い込みをするのである。

直接農民に融資する場合 S O は担保をとる。トラクターに対しては作業機を含めた総額の80%までを融資する。ポンプの場合の融資限度額は90%である。元金は据え置きなしの3年均等払いである。

なお S O は以上の融資のほか次の様な機能を持つている。貸倉庫、農産物の買い取り、農産物を担保とする融資、精米所の建設、トラクター、ポンプの販売などである。貸倉庫とは農民に対して倉庫を貸し、農民が収穫時の安値で販売するのを妨ぎ、高値になるまで貯蔵させようとするものである。1971年7月現在からしな427 Bora (1Bora = 28 Pathi 約126L) 約85,400 Rs と粳 100Bora (1Bora = 28Pathi) 約700 Rs を預かっている。倉庫は燻蒸消毒する予定であるがその必要経費は利用者負担である。倉庫料は1 Bora 1日0.01 Rs で、麻袋も1枚1日0.01 Rs で賃貸を行なっている。農民は倉庫に預托した穀物を担保にして年利9.5%で融資を受けることができる。

その他、農産物の買い取りは、その時の市場価格で行なっている。現在までにからしな477 Bora を買い上げている。精米所については Chitwan に3ヶ所建設中である。トラクター、ポンプの販売については既述の如くである。

S O は小作人の土地購入資金の融資を長期低利で行なうが、Chitwan

ではまだその事例をみていない。

③ 商人・高利貸

1964年の土地法により、農民と高利貸しとの貸借関係が遮断されただけでなく、新規の貸付が実質的に禁示されることになった。即ち農業に使うために信用を供与する場合は町村に申告しなければならず、その上年利10%以上の利子が無効として扱うのである。しかし農業目的以外なら申告する必要がないので、他の名義で金融が行なわれている。

ライスミルや村内の商人によつてこれらの信用供与が行なわれている。在村の商人等による金融の実態は把みにくい、聞き取り得たことを要約して以下に箇条書きにしてみよう。尚農業資金に対する利子の最高限は10%と法律によつて決められているが実際には空文のようである(注-8)。

① 100 Rs の融資に対して利子1 muri の穀物

1 muri の穀物は約90ルでその価格は粃、とうもろこし、小麦ともいずれも35~50 Rs と考えられている。利子として支払うべき穀物は指定されていず上記のうちならどれでも良いと言われている。

② 100 Rs に対して25 Rs 又は粃1 muri 又はとうもろこし0.75 muri の利子を支払う。

③ 種子を借りた場合は同量を収穫時に利子として支払う。

④ 100 Rs に対して月3 Rs 又は穀物1 muri の利子。

⑤ からしなで返済するという場合は次の通りである。

100 Rs を借りた場合、からしな1 Bora (1.5muri = 30 Pathi) を100 Rs で債権者に売る。つまり1 Bora のからしなは200~

215 Rs であり、そのうち100 Rs を受けとる。残額(100～115 Rs) と更に月3 Rs 相当の利子が債権者の取り分となる。

㊦ 元金を根で返済する場合根1 muri に対して30 Rs の融資を得る。

30 Rs の融資に対して元金、利子を含めて根1 muri を返済するだけでよい。

㊧ 収穫期に生産物を販売することを条件に、生地などを無利子又は10%の利子で購入する。

これは収穫期近くに良く行なわれる。生地だけでなく、一般の日常生活物資にもこの方法がとられている。在村商人が行なうことが多い。

村内では金貸しのことについてしゃべりたがらないが、やつと聞き得た話を整理すると以上の7通りになる。

㊦と㊧を除けば他のものはいずれも期間は1年である。期間が1年で、利子が月決めでないものを期間内に返済しても利子は1年分とられる。

担保については不詳であるが、土地が対象になつていると思われる。しかしKolyanpur 村で次のような例をみた。借金の返済ができなくなり、土地を売却したのであるが、土地は借金の債権者ではなく別な者に売られて、土地の販売代金で借金を返済している。

(注一六) Nepal Rastra Bank, Annual Report 1969-70

PP. 12-13

(注一七) SC については1971年1月以前のものが未確認である。

(注一八) 1964年の土地法によつて、農業目的の資金の貸借は届出ることになつた。そして法定以上の利子は無効とされた。無効とされた利子で没収されたものも多い。しかし融資の名目が農業以外であればこれが適用されない。

表-1 主要資本財に対する融資累積額

単位：Rs

機 関 資本財	A D B (1963.9~71.6)	S C (1971.1~71.7)	計
トラクター	320,388.00	374,040.00	694,428.00
ポンプ	20,000.00	18,900.00	38,900.00
家 畜	6,900.00	4,000.00注	10,900.00

資料：ADB, Bharatpur 及び S C Narayanighat 調べ

ADBについては1971.6.23現在

SCについては年度末1971.7.16現在

注 融資予定額

表-2 ADBによる融資先別・目的別融資累積額 (1963.9~71.6)

単位：Rs

貸先 . 目的別		金額
協 同 組 合	Production Loan	490,102.18
	Marketing Loan	96,000.00
	Storage Construction Loan	6,620.00
	Selling Shop Loan	8,000.00
	Pig Production Loan	4,150.00
	Sub total	604,872.18
個 人	Tractor	320,388.00
	Pump Set	20,000.00
	Meal Construction	54,000.00
	Dairy Farming	6,900.00
	Fruit Production	44,000.00
	Poultry Farming	1,616.00
Sub total	446,904.00	
Total		1,051,776.18

資料：ADB, Bharatpur 1971年6月23日現在

表-3 肥料・農薬・農具・種子の供給額とその融資額

単位：Rs

区 分	供給額	内融資によるもの	割合
1969～70年度	375,834.08	212,165.52	56.5 %
1970～71年度	665,992.92	145,531.50	21.8

資料：ASO, Bharatpur

表-4 ADB, SCによる融資先別実績

(1970-71年度)

単位：Rs

区 分	ADB	SC (LRO)	計
農業協同組合	18,791.00	31,611.35	50,402.35
Gramsamithi	0.0	111,707.25	111,707.25
個 人	152,919.00	392,940.00	545,859.00
計	171,710.00	536,258.60	707,968.60

資料：ADB, Bharatpur, SC, Narayanighat 調べ

SCは1971.1以後のみ

表-5 ADB, Bharatpur 開設以来の実績

単位: Rs

区 分	年度別貸し出し額	返 済 額	貸し出し残高
1966~67年度	358,436.04	注	注
1967~68	160,303.00	注	注
1968~69	139,077.00	注	注
1969~70	253,533.14	注	注
1970~71	171,710.00	128,032.28	43,677.72
累 計	1,082,026.18	598,421.81	483,604.37

注印不明

資料: ADB, Bharatpur, 1970~71年度末現在

表-6 協同組合の融資借り受け状況

単位: Rs

区 分	借り受け累積額	返 済 額	残 高
活動中の2組合	84,656.14	72,047.13	12,609.01
有名無実の2組合	168,629.84	168,629.84	0.0
" の13組合	345,273.74	218,233.32	127,040.42
合 計	598,559.72	458,910.29	139,649.43

資料: ADB, Bharatpur 1971.6.13現在

表-7 ADB貸し付け利率

区 分	組合へ	個人へ
短 期	7.0 %	10.0 %
中 期	6.0	6.5~9.0
長 期	3.5	5.5~6.5

資料: ADB, Bharatpur 1971.6現在

表-8 Chitwan 郡における強制貯蓄 (累計)

1970年4月中現在

1. Saving	
Grain (Paddy)	61,520 muri 1 pathi 4 mana 4 chautai
Cash	72,119.62Rs
2. Collected Agricultural Loan (注-1)	
Grain	365 muri 3 pathi 5 mana
Cash	253,124.61Rs
3. Loan From Saving (Comprising Collected Loan)	
Grain	115,699 muri 1 pathi 6 mana
Cash	3,174,508.25Rs
4. Payment of Loan From Saving (注-2)	
Grain	81,917 muri 7 pathi 7 mana
Cash	1,582,492.86Rs

出所: Chitwan Land Reform Office

(注-1) 不当な貸借関係から没収したもの

(注-2) Saving した穀物は現金化されたものもある。

表-9 S Cの融資の利子

区 分	Production Loan	トラクター	ポンプ
Gramsamithi	7.0 %	— %	— %
組 合	7.0	—	—
個 人	—	9.5	9.5

資料：S C, Narayanighat 調べ

